環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会 報告書 ~グローバルな動向を踏まえた環境経営促進の方向性~

# 環境に配慮した事業活動の促進に関する検討委員会 概要

## (1) 検討委員会の目的

平成23年度に行われた「グリーン・マーケット+(プラス)研究会」、「環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会」、「環境情報の利用促進に関する検討委員会」の内容を受けて、グリーン経済への移行に向けた、事業者の環境に配慮した取組を更に進め、併せて、環境配慮促進法の施行状況に関する評価を行う。

## (2) 検討委員会の委員等

検討委員会の委員

荒井 勝 NPO 法人 社会的責任投資フォーラム 会長

市村 清 日本公認会計士協会 常務理事

稲葉 敦 工学院大学 工学部教授

大石 美奈子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント

協会 理事 環境委員長

上妻 義直 上智大学 経済学部教授

國部 克彦 神戸大学 大学院 経営学研究科教授

後藤 敏彦 環境監査研究会 代表幹事 佐藤 泉 佐藤泉法律事務所 弁護士

佐野 由利子 味の素株式会社 環境・安全部 兼 CSR 部 主任

実平 喜好株式会社東芝 環境推進部長薗田 綾子株式会社クレアン 代表取締役

竹ケ原 啓介 株式会社日本政策投資銀行 環境・CSR 部長
○ 安井 至 独立行政法人 製品評価技術基盤機構 理事長

○印は委員長

・ ゲストスピーカー

鈴木 裕章 イオン株式会社 グループ環境・社会貢献部 マネジャー 中込 昭弘 一般社団法人サステナビリティ情報審査協会 会長

・ オブザーバー

株式会社東京証券取引所

一般社団法人日本経済団体連合会

金融庁 総務企画局 企業開示課

経済産業省 産業技術環境局 環境政策課 環境経済室

# 事務局

環境省 総合環境政策局 環境経済課 みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第1部、環境エネルギー第2部

# (3) 検討委員会開催日・場所・主な議題

口	開催日	主な議題				
第1回	平成 24 年 10 月 18 日 (木)	環境経営と環境報告の現状、環境情報開示				
		の方向性				
第2回	平成 24 年 11 月 28 日 (水)	企業の環境情報開示の方向性、持続可能な				
		消費				
第3回	平成 24 年 12 月 21 日 (金)	持続可能な金融、環境情報の信頼性、環境				
		報告の促進策				
第4回	平成 25 年 3 月 1 日 (金)	報告書(案)及び本検討委員会の提言				

# 目次

1章	はじ	こめに	1
2章	目指	fすべき姿	3
3章	現状	さと課題	6
3.1	企	業による環境経営と環境報告	6
3.2	金	・融等における環境情報の利用	36
3.3	特	宇定事業者等による環境情報開示と利用状況	62
4章	今後	<b>炎の施策の方向性</b>	66
参考資	料1.	環境配慮促進法の目的	74
参考資	料2.	現行の環境経営促進策	76
参考資	料3.	諸外国における環境情報開示制度等の動向	80
参考資	料4.	企業における中長期的な環境目標(数値目標)の設定状況	84
参考資	料5.	環境報告(要約版)フォーマット(案)と協力企業	107
参考資	料6.	利用したアンケート等の調査概要	122

## 1章 はじめに

世界的な人口増加や新興国を中心とした経済成長によって、世界の消費と生産の規模は拡大の一途にあり、こうした経済活動に起因する環境負荷による影響は気候変動や生物多様性の損失などの形で顕在化し、現代社会にとって脅威となっている。一方、金融市場のグローバル化と国際貿易の進展が、地球規模で地域間の複雑な相互依存関係を作り出しているために、企業における環境リスクもグローバル化し、また、その影響は増大傾向にある。さらに、環境問題と貧困などの社会問題とがグローバル化する経済活動と密接に関連して発生し、互いに複雑に絡み合っている。

このような中で、企業が直面する事業環境において、必要となる環境配慮等の取組範囲はさまざまな変動を伴い拡大してきており、企業は、事業活動に伴うリスクやビジネス機会を的確に認識することが必要となってきている。こうした状況下で、経済、社会、そして環境の相関を俯瞰し、中長期的な時間軸で各課題の解決にあたっていく必要がある。

こうした課題への適切な対応は、市場での差別化につながる場合もある。企業は、これら重要な環境課題に経営資源を投入して戦略的に対処することにより、ビジネス上の成功を遂げることができると考えられる。このような企業の環境配慮への積極的な取組が、グリーン・イノベーションや経済・社会のグリーン化を加速させ、持続可能な発展を推進する経済・社会システムへの移行をさらに促進させることにつながっていく。

経済・社会のグリーン化には、環境と経済が好循環する社会基盤を円滑に機能させることが重要である。そのひとつとして、事業者が環境情報を積極的に開示することにより、それを基に多くの経済主体が企業の環境配慮行動を合理的に評価し、企業に経済的な便益をもたらす、といった社会的仕組みを構築することが不可欠である。企業間取引や消費者の購買もさることながら、金融の機能が果たす役割についても期待が高まってきている。

欧州では、2003 年の会計法現代化指令を受け、財務報告における環境的・社会的側面の分析結果の開示の義務化が進んでいる。この他にも、上場企業等に環境や社会に関する重要な情報の開示を求める等、より強制力のある形で環境情報の開示を促進する政策を実施する国が増えてきている。民間の取組としても、企業の環境的・社会的側面の情報開示の促進を対象とした各種イニシアティブの検討活動が活発化しており、CSR 報告に加え、財務情報と環境情報を一体的に報告する統合報告のあり方についても、議論が重ねられ、実務的な模索が行われているところである。

これらの動きは、環境的・社会的側面のリスクやビジネス機会が企業経営に与える影響の増大により、投資家保護や投資判断等の観点から、企業情報の開示のニーズが高まっていることを反映している。そして、この背景には、災害時における供給網の強化やステークホルダーとの関係が重視され始めていること、化学物質や森林伐採、紛争鉱物等の海外における規制等が強化されていること、環境のみならず人権問題に関する NPO 等からの要請や指摘が拡大していること等により、バリューチェーン全体での企業のマネジメント状況や環境的・社会的側面を含めた事業展開や戦略に関する情報が求められるようになって

きていることがある。

我が国における環境報告書の制度的枠組みを規定している環境配慮促進法(環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律。参考資料1参照)は、本年度で平成17年4月の施行から8年を迎える。この枠組みの下、環境報告の作成と利用は、特定事業者を始め、企業、金融機関、消費者等において、一定程度の普及が図られていると考えられる。しかしながら、「事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する」という環境配慮促進法の目的の達成には、社会全体として一層の努力と理解が求められるところである。

本検討委員会は、グリーン経済への移行に向け、環境配慮取組の促進策と環境報告制度の方向性を中心に検討し、併せて環境配慮促進法の施行状況に関する評価を行った。その内容を以下に報告する。

# 2章 目指すべき姿

「持続可能な開発」とは、いわゆるブルントラント委員会報告書(1987 年国連「環境と開発に関する世界委員会」報告書)では、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させる」と定義づけられている。また、第四次環境基本計画(平成 24 年 4 月閣議決定)においては、『目指すべき持続可能な社会』とは、「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会である」とされている。

この持続可能な社会の構築のためには、経済・社会のグリーン化が必要となる。第四次環境基本計画には、政策の重点分野のひとつとして「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」が挙げられ、個人や事業者の環境配慮行動の浸透、環境配慮型商品・サービスの普及等により、経済・社会のグリーン化を進めることや、技術革新及び新たな価値の創出や社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進し、「中期的な目標として、例えば2020年においては、環境関連新規市場が50兆円を超える規模で存在し、140万人の環境関連の新規雇用が創出されることを目指す」と記されている。

昨今、企業による環境配慮等の取組は、グリーン経済の実現へ向けた大きな牽引力として、その重要性がますます増している。環境負荷の抜本的な低減において、企業の自主的な取組による新技術の開発や環境配慮型製品・サービスの普及への期待は高く、その取組については、事業活動に伴う直接的な環境負荷の低減だけでなく、グリーン調達の推進や環境配慮型製品・サービスの提供をバリューチェーン全体で行うことが求められつつある。逆に、サプライヤーが環境対策を適切に実施していない場合には、企業の経営上のリスクにつながる場合もある。例えば、取引先企業が関与する環境問題が、調達上のリスクになったり、不買運動のきっかけになったりする事例が見受けられる。

また、国内の企業は、東日本大震災を契機として、これまでにないビジネス上のリスクや機会の中にいるといえる。原子力発電所の停止による電力需給の逼迫、火力発電所の稼動増による電力コストの増大等が、環境の側面を含めた様々なリスクとして企業経営に影響を及ぼしている。一方で、再生可能エネルギー等のエネルギー分野の市場拡大を始めとして、様々な技術・サービスのイノベーション、それらの社会的な導入議論の活性化等、ビジネス機会につながる動きも見られるところである。

このような状況の中で、経済・社会のグリーン化を強く推し進めるためには、規制・経済的措置等を基盤としつつ、市場メカニズムの中で、コンプライアンスはもとより、バリューチェーンを含めた先進的な環境取組が好評価され、又は取組の不在がリスクとみなされる等により、企業の積極的な取組の促進が自立的に発揮されるグリーン経済の仕組みが重要である。

この経済システムの中で、企業は環境取組が不十分であることを経営リスクと認識するようになり、社会貢献としてのみならず経営戦略として環境対策を推進するようになる。そして、先進的な企業が行うバリューチェーン・マネジメントが、サプライヤーである中堅・中小企業にまで浸透して、全体の環境対策の水準が引き上げられ、これが競争力にもつながっていくこととなる。金融や消費等で、より多くの人が短期的利得のみならず長期的な利益を考慮し、また、量的な効用のみならず質的な効用をも重視することで企業等の環境情報を踏まえた合理的な経済行動を取るようになり、この経済システムは強固なものとなる。

さらに、この経済システムが、グローバル経済の中で、世界の取組とかみ合って機能を 発揮していくことが重要である。これにより、我が国の企業努力がグローバルな比較の中 で適切に評価されることとなる。日本経済が国際的な競争力を持ち、かつ持続可能な社会 への貢献を確固たるものとするためには、世界の流れに乗り遅れることなく、むしろ先ん じて仕組みを作っていくことが必要である。

以上のようなビジョンを多くの人が共有し、一つの方向に向かって連携して取組を進めて行くことができれば、グリーン経済の実現に向けて大きく前進していくことができる。 ビジョンの共有のため、具体的な領域ごとに目指すべき姿を提案する(図表 1)。2020 年を目途に、この目指すべき姿が実際の行動となることが望まれる。

# 図表 1 グリーン経済における環境取組の目指すべき姿



#### (解説)

上記の図において、「環境経営の実践」、「環境情報開示」、「環境経営の評価」、「持続可能な金融・消費」の4つのカテゴリにおいて、個々の経済主体の取組が市場取引に関連付けられて行われていることを描いている。

#### 〈環境経営の実践〉

- ・環境経営が社会的責任の下において、すべての大企業 で実施されている。
- ・環境取組を積極的にした企業が便益を享受できる。
- ・中小企業も含めたバリューチェーン経営が、リスク低減と競争力アップに確実につながっている。

#### 〈環境情報開示〉

- ・すべての大企業が環境報告を実施し、利用者の目的に 適合する重要な情報を、明確で信頼性のある形で開示し ている。
- ・多くの中小企業が環境報告を実施している。
- ・消費者に届く情報が提供できている。

#### 〈環境経営の評価〉

- ・投資家、金融機関、消費者、NPO、NGO等、多くの者が環境情報を適切に読み解くことができる。
- ・多様な評価手法が発達し、多くの者により、様々な視点から企業の環境取組が評価されている。

## 〈持続可能な金融・消費〉

- ・大企業がバリューチェーン全体にグリーン調達を実施 し、取引先の企業と協働でビジネス機会の拡大と環境負 荷の低減を実行している。
- ・多くの投資家・消費者等が環境配慮を組み入れている。

# 3章 現状と課題

環境配慮促進法は、「事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われること」(同法第1条)を図る観点から、事業者の責務として、「その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資その他の行為をするにあたっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努める」(同法第4条)ことを規定し、特に、政令で定める「特定事業者」に対しては、毎事業年度、環境報告書を作成し、これを公表することを求めている(同法第9条)。

本章では、こうした環境配慮促進法の規定を踏まえ、企業による環境経営と環境報告の 取組状況、金融等における環境情報の利用状況及び特定事業者等による環境情報の開示状 況について、過去の調査結果や本検討委員会で行ったインタビュー等に基づき現状をとり まとめるとともに、本検討委員会における議論等を踏まえ、今後これらを推進していく上 での課題を抽出する。

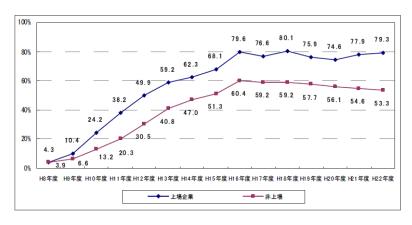
## 3.1 企業による環境経営と環境報告

## (1) 現状

## ① 環境経営の状況

#### <大企業の環境経営>

まず、大企業における環境経営の実施状況を概観する。これを把握する指標として、環境マネジメントシステム (ISO14001 等認証) の認証の取得状況をみると、上場企業の 79.3%、非上場企業の 53.3% (平成 22 年度) が取得している。しかし、近年の動きでは、ほぼ横ばいとなっており、非上場企業においては若干減少していることがわかる (図表 2)。



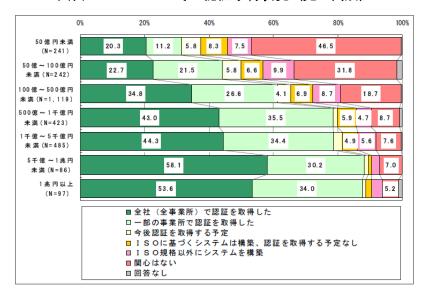
図表 2 ISO14001 等の認証取得状況

(出典) 環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年

なお、平成22年度における認証取得の内訳は以下の通りである。

	上場企業	非上場企業
全社(全事業所)で認証取得済	456件 (44.1%)	582 件(30.8%)
一部の事業所で取得済	364 件(35.2%)	424 件(22.4%)

売上高別にみると、総じて売上高が高い企業ほど全社又は一部の事業所で取得している 割合が高いが、売上高が低い企業ほど取得割合は低くなっている(図表 3)。



図表 3 ISO14001 等の認証取得状況(売上高別)

(出典) 環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年

次に、企業の環境経営への取組に対する認識については、特に大企業においては環境問題を経営上の課題として認識し取り組むべきという意識向上がみられ、またその理由も社会的責任としての対応に加えて、企業の経営的課題やビジネスチャンスとしての取組へと、より経営の中心的課題へ、その認識は高まっている。

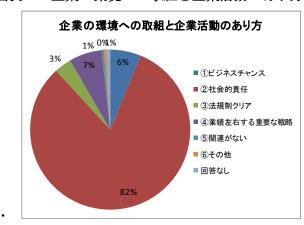
例えば、環境省「環境にやさしい企業行動調査」(2010年)によれば、企業への環境への 取組と企業活動のあり方については、「社会的責任」との回答が最も高く(82%)、「業績を 左右する重要な戦略」、「ビジネスチャンス」としてとらえる企業も6~7%の割合で存在し ている(図表 4)。

また、環境課題への対応で重視される事項としては、「経営者のリーダーシップ」が最も高く、次いで、「重要な課題への戦略的対応」、「規制への遵守体制の構築」、「ステークホルダー(利害関係者)への対応」、その次に「環境マネジメントシステムの運用強化」や「バリューチェーン(サプライチェーン)マネジメント」が続いている(図表 5)。

さらに、日本経済団体連合会が 2009 年に会員向けに実施した調査によると、対象分野によって違いが見られるものの、総じて、CSR 活動を、「法令遵守」にとどまらず、「法令遵守

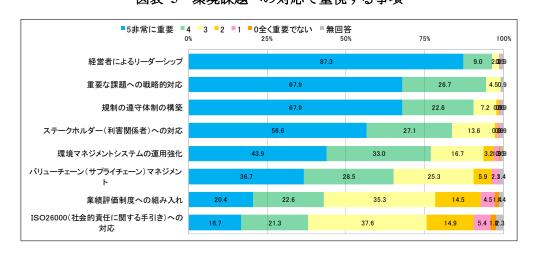
を超えた社会的良識の範囲での活動」や「持続可能な社会の創造に向けた活動」として積極的に捉えていると言える。また、CSR活動の意味については、「持続可能な社会づくりへの貢献」、「企業価値(ブランド力や信頼等)創造の一方策」、「企業活動へのステークホルダーの期待の反映」に回答が集中しており、CSRについての共通認識が形成されている(図表6、図表7)。

これらから、規模が大きな企業においては、環境マネジメントシステムが概ね普及していることや、環境経営や CSR 経営は従来型のコンプライアンス (規制等の遵守) だけで足りるというものではなく、より高いレベルの取組が求められるという認識が浸透しつつあることが分かる。



図表 4 企業の環境への取組と企業活動のあり方

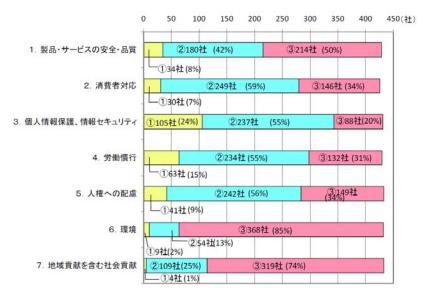
(出典) 環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年



図表 5 環境課題への対応で重視する事項

(出典)環境省「環境経営等に関する意識調査」2011年

図表 6 分野別のCSR活動のとらえ方



- ① 法令順守(赤色)
- ② 法令準所を超えた社会的良識の範囲での活動(水色)
- ③ 持続可能な社会の創造に向けた活動(黄色)

(出典)(社)日本経済団体連合会「CSR(企業の社会的責任)に関するアンケート調査結果」2009年

図表 7 CSR活動の意味 350 400 (社) 1. リスクマネジメント (39%) 172社 2. 企業価値(ブランドカや信頼等)創造の (76%) 334社 一方策 3. 企業活動へのステークホルダーの 期待の反映 (68%) 298社 4. 将来の利益を生み出す投資 (11%) 46社 5. 持続可能な社会づくりへの貢献 (82%) 359社 6. 優秀な人材確保・維持の一方策 7. その他 14社 (3%)

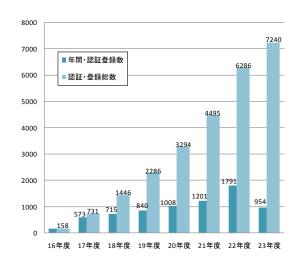
(出典)(社)日本経済団体連合会「CSR(企業の社会的責任)に関するアンケート調査結果」2009年

#### <中小企業の環境経営>

中小企業においては、ISO14001 のような環境マネジメントシステムの認証を受けるのは 組織体制や人材面からハードルが高いことから、環境省は、中小事業者にも取り組みやす い環境マネジメントシステムである「エコアクション 21」のガイドラインを策定している。 このエコアクション 21 の認証・登録事業者数は、平成 25 年 1 月現在で 7,663 事業者に上 っている。しかし、近年の年間増加数は、平成 23 年度は 954 事業者、平成 24 年度は同 25 年 1 月現在で 422 事業者となっており、増加が鈍化する傾向にある(図表 8、図表 9)。

エコアクション 21 の認証・登録事業者のほとんどは、従業員 300 人以下の中小企業である(図表 10)。業種別では、建設・設備工事業が全体の約4分の1(27.7%)を占め、次いで製造業(22.5%)、廃棄物処理・リサイクル業(16.2%)となっている(図表 11)。地方自治体等の調達において加点対象となること(建設・設備工事業)、取引先のグリーン調達基準での優遇があること(製造業)、優良認定制度と関連づけられていること(廃棄物処理・リサイクル業)等が、これらの業種において認証・登録事業者が多い理由であると考えられる。

中小企業向けの環境マネジメントシステムとしては、エコアクション 21 以外にも地方自 治体、企業、NGO 等を中心に展開されているところであり、地方自治体において認証取得 の補助金制度が設けられているものもある。



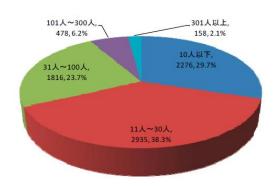
図表 8 エコアクション 21 認証・登録の推移と現状

図表 9 月別 (平成 25 年度) の認証・登録事業者数 (累計)

月	事業者数
4 月	7,303
5月	7,351
6 月	7,314
7月	7,336
8月	7,384
9 月	7,441

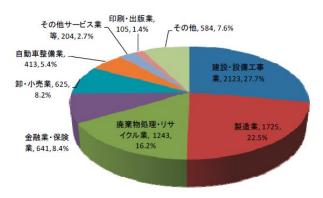
月	事業者数
10 月	7,499
11 月	7,535
12 月	7,591
1月	7,663
2 月	
3 月	

図表 10 従業員規模別割



(出典) エコアクション 21 中央事務局ホームページ

図表 11 業種別割合



(出典) エコアクション 21 中央事務局ホームページ

#### <環境経営の新たな動向>

環境経営の新たな動向として、「バリューチェーン・マネジメント」の必要性の浸透が挙げられる。バリューチェーン・マネジメントとは、原料調達から廃棄に至る事業のライフサイクル全体にわたって、顧客や取引先の経済活動に伴い発生する環境負荷や社会的側面の影響を考慮し、付加価値の最大化を図る経営手法である。

バリューチェーン・マネジメントで管理すべきリスクとしては、例えば、法規制リスク、 災害リスク、地政学的リスク、レピュテーション(評判)リスク等が挙げられる。近年、 企業活動のグローバル化に伴い、課題の複雑化や責任範囲の拡大とともに、情報管理をし なければならない範囲も広くなっており、サプライヤーを含めた活動や情報を網羅的に把 握するトレーサビリティの必要性が増している。従来国内での事業活動が中心であった中 小企業にとっても、その取引先企業がグローバル展開していれば、関連するリスク対応も それを意識する必要が出てきている。

バリューチェーン・マネジメントの手法としては、従来、グリーン調達基準等で自社の部材に有害物質等が含まれないように管理することが中心であった。しかし、近年では、2010年にISOより発行された「ISO26000」「の中でバリューチェーンが組織活動や社会的責任の考慮範囲として挙げられ、また新興国などにおいてISO26000が重視される傾向もあり、グローバルな動向として、グリーン調達にCSR項目を考慮すべきという動きも出てきている。

バリューチェーン・マネジメント対応の欠如は、企業にとって、経営上の大きなリスクとなり得る。例えば、国内外の NPO/NGO などによって、環境への配慮が足りない企業に対する不買運動が起こるケースもみられる。他方で、これらの企業の中には、その後 NPO/NGOと一体となって環境配慮活動を推進したところもあり、逆に環境配慮型企業として汚名を返上することに成功しているところもある("参考1"に事例を紹介)。

バリューチェーン・マネジメントに対する意識の高まりの背景の一つには、海外において、環境関連の法制が体系化され、規制が拡充してきていることが挙げられる(例えば、EU「廃自動車指令」 $^2$ 、RoHS 指令、EU「FLEGT 規制」 $^3$ 等)。米国においても、不法伐採に関わる木材規制「Lacey 法」 $^4$ や紛争鉱物 $^5$ に関する法規制が整備されており、NPO 等による活動も活発になっている。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> ISO26000: 国際標準化機構 (ISO) が 2010年に策定した組織の社会的責任に関する手引き。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>廃自動車指令:欧州連合(EU)が 2000年に施行した自動車のリサイクル指令。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>FLEGT 規制:欧州連合(EU)が 2010 年に施行した、EU 域内 27 か国における違法な方法で伐採・ 生産された木材の取引を禁じる規制。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup>Lacey 法:米国が制定、改正(2008年)した、海外において違法に伐採された木材や木材製品を輸入、輸送、販売、購入を違法とする法律。

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 2010 年 7 月に成立した金融規制改革法の第 1502 条において、米国に上場している企業であって、製品の機能または製造にコンゴ民主共和国及び周辺国産の紛争鉱物 (3TG 等:すず、タンタル、タングステン及び金等)を必要とする者に対し、紛争鉱物の使用について SEC (米証券取引委員会)へ報告することが義務づけられた。同条項の目的は、1996 年以来国内紛争が絶えないコンゴ民主共和国の武装集団の資金源を絶つことにある。なお、報告に関する具体的な手続き等を定める規則は、SEC にて 2012 年 8 月に採択された。

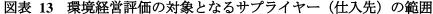
なお、環境省が企業等を対象に実施した「環境経営等に関する意識調査」(2011 年)によると、グリーン調達等において仕入先企業(サプライヤー)の環境経営評価が必要な要因としては、順に、「国内外での法規制対応」、「事業継続性(風評リスクや事故対応等)への影響」、「ステークホルダーからの要請強化」が挙げられている(図表 12)。

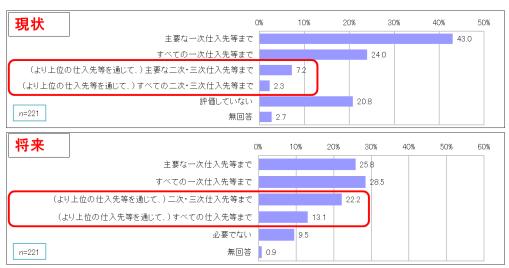
こういった状況を受け、我が国においてもバリューチェーン・マネジメントへの取組は拡大しつつある。実際にバリューチェーン・マネジメントにおいて一次仕入先等まで環境経営の評価を行っている企業は 6 割程度を占めるが、将来的には二次・三次仕入先までの評価が必要と認識されている(図表 13)。

また、先進的な企業では、バリューチェーン・マネジメントの一環として、海外のサプライヤーを含めて環境経営を総合的に評価したり、サプライヤーと共同で環境配慮製品を開発したりする例がある("参考2"に事例を紹介)。



図表 12 仕入先環境経営の評価が必要な要因





(出典) 環境省「環境経営等に関する意識調査」2011年

## (参考1) NGO、NPOによる消費者を通した活動の例

## APP 社、APRIL 社による自然林伐採の抗議

- ・ APP 社の環境広告に対し、WWF が「グリーンウォッシュ」(曖昧な意味を持たない言葉や表現を使う等の虚偽の環境広告)であると告発した。APP 社は 1980 年代より自然林を伐採していた。
- ・ APP 社はこれに対し 2012 年、「持続可能性ロードマップ」を発表し自然林伐採の一部 停止などの成果を報告したが、実情を反映していないと自然保護関連 60 団体が協働声 明を発表。
- ・ その後 2013 年 2 月、APP 社は全ての自然林の伐採をいったん停止し、森林の保護価値 の高さと、炭素貯蓄量の調査を行うと誓約。

## Walt Disney 社のインドネシア熱帯雨林破壊の抗議

- ・ 国際環境団体 Rainforest Action Network(RAN)は、2010 年より、Walt Disney 社及びその 他子供向け絵本会社を含む 10 社に対して、熱帯雨林伐採による製品を使わないように 交渉した。これに対し、関連 2 社が賛同しなかったため、RAN はディズニースタジオ で直接抗議の行動をとるなどのキャンペーンを展開し、顧客にも支持を訴えた。
- ・ その後、両者の間で協議が重ねられ、2012 年、Walt Disney 社はインドネシアの熱帯雨 林保護の方針開示を発表した。

## Nestlé 社におけるパーム油の利用

- ・ Nestlé 社に対し、国際的な NGO である Greenpeace が、同社製品の「Kitkat」に使われているインドネシア Sinar Mas 社産等のパーム油はインドネシアのプランテーション由来のものであり、熱帯雨林を破壊していることを警告。
- ・ これを受けて、Nestlé 社はプランテーション由来のパーム油の調達を中止し、調達方針を策定。2015 年までに使用する全てのパーム油を持続可能な資源からの調達に代替すること、代替は段階的に実施し、2010 年までに全体の 18%、2011 年までに 50%の代替を実施することを定めている。

## ライオン「トップ」におけるパーム油の利用

- ・ 2006 年、ライオン「トップ」の CM でパーム油が環境にやさしいと表現されていることに対し、FoE Japan、地球・人間環境フォーラム、グリーンコンシューマー研究会等が表記を改めるように要請書を提出した。
- ・ これに対しライオンは、各種団体等との協議を重ね、現在は「持続可能なパーム油の ための円卓会議 (RSPO)」に参加し、RSPO の活動を通じて持続可能なパーム油の調達 を実施している。

サラヤ「ヤシノミ洗剤」におけるパーム油の利用

- ・ サラヤが、アブラヤシ・プランテーションの拡大によりアジアの熱帯地域の生態系が 危機に瀕している姿を紹介する TV 番組に取材協力した。
- ・ これに対し、「アブラヤシの油」という言葉が同社の「ヤシノミ洗剤」を連想させるとして、「ヤシノミ洗剤」の不買運動が展開された。事態を危惧した同社は、アブラヤシによる生態系破壊の実態を調査、2005年には「持続可能なパーム油のための円卓会議(RSPO)」に参加した。
- ・ 2010年からは、PSPOが認証した農園からのパーム油だけを使った洗剤を販売している。

## ユニクロ Greenpeace とデトックスキャンペーンを経て合意

- ・ Greenpeace は、2011 年より、化学物質による水汚染をなくしていく"デトックス"キャンペーンを展開。この中で、アディダスやナイキ、プーマ等のスポーツ用品メーカーや H&M、ユニクロ等大手衣料品メーカーと取引実績のある中国の2つの繊維加工工場の排水から、有害化学物質が検出されたことを明らかにした。
- ・ これに対し、ユニクロを展開するファーストリテイリング社は、Greenpeace と協議を重ね、2013年1月、2020年までに有害化学(危険)物質の全廃を目指すことで合意したことを発表。

## (参考2) 自治体・企業によるバリューチェーン・マネジメントの例

## 川崎市の「域外貢献量算定ガイドライン」

- ・ 川崎市地球温暖化対策推進基本計画 2011~2020 年度) に基づき、「域外貢献量算定ガイドライン」を作成。
- ・ 域内の温室効果ガス排出削減量(2008年時点で13.9%、1990年比)に、さらに域外の 削減量を加えて、ライフサイクル評価に基づく川崎市域外での正味の削減量を算定し、 域内外で2020年に削減量25%を目指す。

#### パナソニックの「ECO・VC 活動」

- ・ 購入先とパナソニックが一体となってビジネスの成長と地球環境保全に貢献するため、パナソニックグループが購入する部品・部材について、「コスト合理化」、「CO<sub>2</sub>削減」、「再生資源の活用」、「投入資源の削減」、「商品力強化」を共同で推進する活動の一環として、その成果事例を提案公募型で募集。
- ・ 優秀事例については、「パナソニック エクセレント パートナーズ ミーティング」で 表彰し、成果を共有。

## イオンの「イオンサプライヤーCoC 要求項目」

- ・ イオンのプライベートブランド「トップバリュ」の製造委託先を対象に、独自の「イオンサプライヤーCoC」を設け、国や地域の法令を遵守すること、従業員の安全で健康な職場環境の整備及び人権の尊重、従業員の労働環境や賃金が保証される中で商品が生産されていることの遵守を要請。
- ・ これに対し、「トップバリュ」の製造委託先700社以上が遵守の宣言書を提出。

## ② 環境報告の状況

## イ) 環境報告の普及状況

#### <大企業の環境報告>

環境報告書(CSR 報告書、サステナビリティ報告書等を含む。以下同じ。)を作成している企業の割合は、上場企業において約56%、非上場企業(従業員500人以上)において約26%となっており、環境配慮促進法が施行された平成17年と比較すると、上場会社は約10%、非上場会社は約1%の増加となっている。しかしながら、ここ数年大きな伸びはなく、横ばい傾向となっている(図表14、図表15)。

企業の売上高別にみると、売上高1 千億円以上の企業では約8割以上と作成割合は高いが、総じて売上高が小さいほど作成割合は低い状況にある(図表 16)。



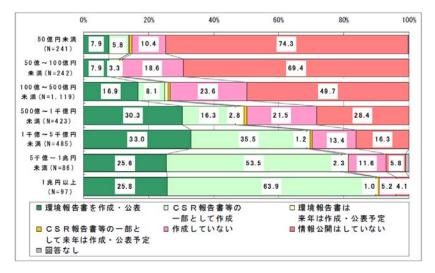
図表 14 環境報告書作成企業の割合の推移

(出典) 環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年

DA IC SKUTTET MERCONCILIO											
年度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
上場	件数	386	450	478	510	570	590	562	633	624	579
	%	29.9	34	38.7	45.3	47	51.8	48.9	51.6	54.6	56
非上場	件数	193	200	265	291	363	459	449	527	467	489
	%	12	12.2	17	20.8	24.6	28	26.9	29.3	24.7	25.9
숨計	件数	579	650	743	801	933	1049	1011	1160	1091	1068
	%	20	21.9	26.6	31.7	34.7	37.8	35.9	38.3	35.9	36.5

図表 15 環境報告書作成企業の数の推移

(出典) 環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年



図表 16 環境報告書の作成状況(売上高別)

(出典)環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年

## <中小企業の環境報告>

中小企業における環境報告書の作成状況については業種横断的な統計はないが、西日本プラスチック製品工業協会が会員企業(福井以西の、プラスチック製品製造業を行う法人、個人、団体等)を対象に実施したアンケート調査を参考とすることができる。

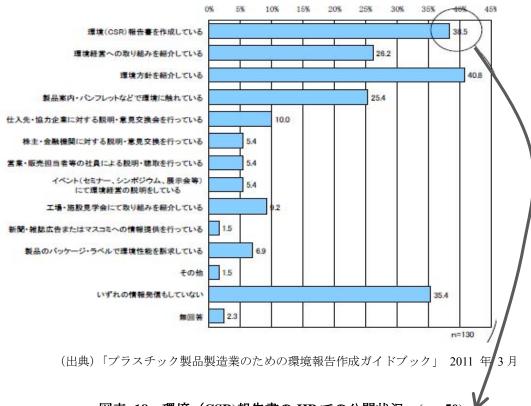
これによると、「環境 (CSR) 報告書を作成している」と回答した企業は約4割 (38.5%) あるが、そのうちホームページで環境報告書を公開している企業はわずか6.0%であり、「環境報告書は作成しているが公開はしていない」という企業が多数を占めている (図表 17、図表 18)。

情報発信において最も重視するステークホルダーは「顧客」であると回答した企業が85%を占め、また、企業が環境情報開示を行うメリットとして「既存顧客・取引先の満足・信用の獲得」と回答した企業が最も多い。一方、社会的責任への対応については、約半数が期待するメリットとして挙げているが、これは、大企業の約8割が社会的責任への対応を環境報告書の作成理由に挙げていることから比較すると少ない。これらのことから、中小企業においては、バリューチェーンの中での要請、すなわちビジネス上のメリットに直結することがもっとも重視され、報告書作成の動機につながっていることがわかる(図表19)。

なお、環境経営に関する情報発信に期待するメリットとして「金融機関や株主への印象 度向上」と回答した企業は少なく、その効果はあまり期待されていないことが示唆されて いる(図表 20)。

## 図表 17 環境経営についての情報発信状況 (n=130)

#### 環境経営についての情報発信 (n=130 社)



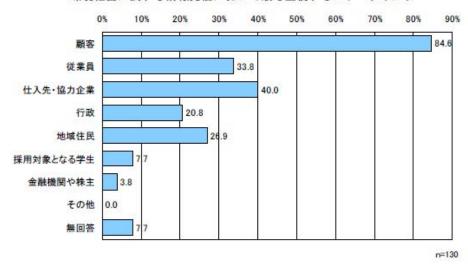
図表 18 環境 (CSR)報告書の HP での公開状況 (n=50)



(出典)「プラスチック製品製造業のための環境報告作成ガイドブック」2011年3月

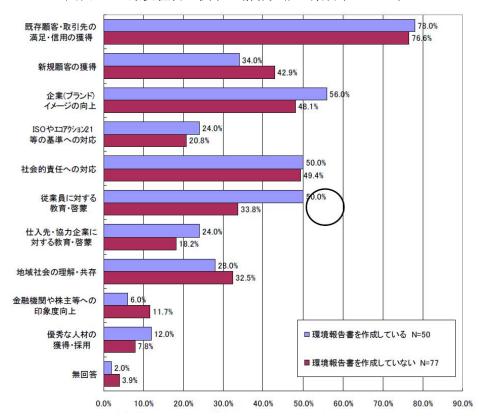
図表 19 環境経営に関する情報発信において最も重視するステークホルダー (n=130)

環境経営に関する情報発信において最も重視するステークホルダー



(出典)「プラスチック製品製造業のための環境報告作成ガイドブック」2011年3月

図表 20 環境経営に関する情報発信に期待するメリット



(出典)「プラスチック製品製造業のための環境報告作成ガイドブック」2011年3月

#### ロ) 環境報告の質

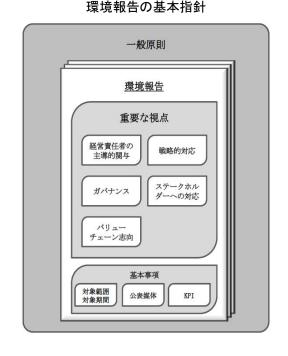
## <開示する情報・指標>

環境情報に関する報告が、期待される本来の機能を果たすためには、環境報告の「質」を確保する必要がある。そのためには、一定の考え方や指針等に基づき報告される必要がある。平成 24 年 4 月に公表された環境報告ガイドライン 2012 年版の「環境報告の基本指針」には、環境報告の一般原則や重要な視点などが記されている。

海外においては、グローバル・レポーティング・イニシアティブ(Global Reporting Initiative: GRI)が、事業者による環境・社会・経済的な発展に向けた方針の策定、計画の立案、具体的取組等を促進するための国際的な基準を作成する目的で、ガイドラインを作成している(なお、GRI は、2013年5月に改訂版の G4を公表する予定である。)。

我が国において、多くの企業がこれらのガイドラインを参考に環境報告書等を作成している。

図表 21 環境報告ガイドライン「環境報告の基本指針」



※一般原則には以下の事項が含まれる。

基本的な原則	補完的な原則
• 目的適合性	• 比較可能性
・表現の忠実性	• 理解容易性
	• 検証可能性
	・適時性

環境報告においては、その中で必要な情報が適切に開示されていることが重要であるが、 我が国の企業の環境情報の開示は、特に大手企業を中心に比較的進んでいると考えられる。 環境省が実施した「平成 22 年度 企業の環境情報開示の実態に関する調査業務」(調査対 象 日経 500 から無作為に抽出した上場企業 200 社及び大手非上場企業 50 社)によると、 取組等に関する情報の記載状況は以下のとおりである(図表 22)。

図表 22 環境報告への記載状況(取組等)

記載項目	開示あり	開示なし
環境経営体制	<b>※</b> 1 82.4%	17.6%
目標・実績・取組の一覧	73.2%	26.8%
重要事項を選択した理由 ※2	5.6%	94.4%
マテリアルフロー	64.8%	35.2%
グリーン購入実績 (定量数値)	28.8%	71.2%
財務数値に関連する目標	8.4%	91.6%
環境会計情報 (環境保全コスト)	65.2%	34.8%
サプライチェーン (調達方針)	21.2%	78.8%

<sup>※1</sup> この内、72.4%が全社経営体制との関連も記載。

ここから、環境経営体制、目標・実績・取組の一覧、マテリアルフローに関する情報の 開示が特に浸透していることがわかる。一方、KPI(主要業績評価指標)等の重要事項を選 定した理由や、サプライチェーンでの取組などは記載が不十分な状況である。

また、個別の環境パフォーマンス指標の開示状況は、以下のとおりである(図表 23)。

図表 23 環境報告への記載事項(環境パフォーマンス指標)

記載項目	開示あり	時系列	目標設定	バウンダリ		算定基準
		の開示	の有無			の開示
				海外連結	国内連結	
総エネルギー投入量	84.8%	53.3%	30.2%	23.5%	42.9%	13.2%
総物質投入量	54.0%	23.0%	13.3%	23.0%	41.0%	4.4%
水資源投入量	76.8%	47.9%	21.4%	21.0%	45.1%	5.7%
総製品生産量又は総商品販売量	28.8%	26.4%	0.0%	31.7%	39.7%	2.8%
温室効果ガス排出量	92.8%	82.8%	74.6%	24.8%	43.6%	49.1%
化学物質排出量·移動量	56.0%	55.7%	42.9%	18.9%	54.4%	20.7%
廃棄物等総排出量	82.8%	72.0%	36.2%	22.2%	43.1%	11.6%
廃棄物最終処分量	58.0%	69.7%	48.3%	24.0%	48.0%	8.3%
総排水量等	50.4%	24.6%	3.2%	25.6%	39.3%	7.1%
環境配慮製品等の負荷削減量	13.2%	57.6%	48.5%	0.0%	0.0%	42.4%

以上から、温室効果ガス排出量、総エネルギー投入量、廃棄物総排出量の順で、開示が進んでいることがわかる。特に、目標設定において、温室効果ガス排出量が約75%と高い割合で開示されており、気候変動が業種共通の重要な課題と認識されていると考えられる。ただし、バウンダリについては、海外も含めた連結ベースで開示しているケースはそれ

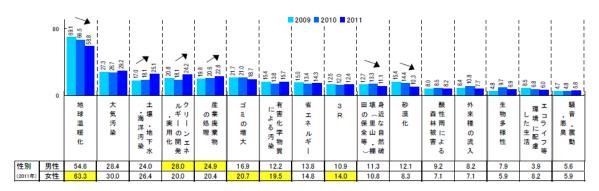
<sup>※2</sup> KPI (主要業績評価指標) や目標設定を選択した理由が開示されているか。

ほど多くない。国内の連結ベース又は単体ベースの開示しか行っていないケースが多いと わかる。また、算定基準の開示に関しては、もっとも数値の高い温室効果ガス排出量につ いても 49%に留まっている。

なお、本検討委員会においては、中長期的な環境に関する数量目標の設定状況について、 業種別に国内の大手企業 158 社を対象に環境報告書等を調査した。それによると、何らか の数量目標を設定している企業は約7割で、特に事業から排出される CO<sub>2</sub> の削減や廃棄物 の削減に関する目標設定が幅広い業種で行われていた。一方、その他の環境課題について は、業種により設定される目標にある程度の特徴がみられる場合もあった(参考資料 4 参 照)。

整理した 158 社のうち、中長期的な数値目標が 1 項目以上設定されていたのは 115 社であり、非製造業において、中長期的な数値目標が設定されていない企業が多くみられた。また、環境負荷項目としては、CO2排出量の削減に係る数値目標が最も多くの企業で設定されており、重要な項目として設定する傾向がみられた。その他、製造業を中心に廃棄物の削減目標が設定されている他、石油製造業や鉄鋼・非鉄金属製造業でエネルギーの削減に係る目標の設定、繊維工業で化学物質に係る目標の設定も多くみられた。

なお、読み手における「関心の高い環境問題」は、環境 goo が実施している環境・社会報告書読者アンケートによると、昨年より若干減少しているものの、「地球温暖化」は 58.8%と依然として最大の関心事となっている (図表 24)。

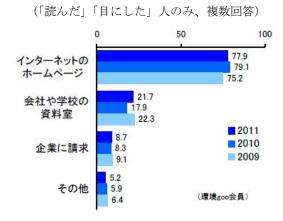


図表 24 関心の高い環境問題 (読者アンケート)

(出典) 「NTT グループ/環境 goo 環境・社会報告書読者アンケート」2012年

#### <開示媒体>

開示媒体は、環境情報に対するアクセスや利用・加工のしやすさの観点で重要であるが、多様化する傾向が見られる。大手企業では、開示媒体は、「冊子+PDF」が約 64%、「PDFのみ」が 20%、「HTML のみ」が約 10%の順になっている(「平成 22 年度 企業の環境情報開示の実態に関する調査業務」より)。また、読み手へのアンケートからは、報告書の接触経路としては、「インターネットのホームページ上で」が最も多い(77.9%)ことがわかる(図表 25)。

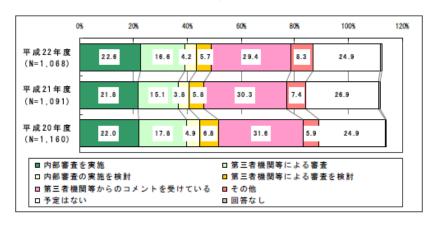


図表 25 報告書との接触経路 (読者アンケート)

(出典) 「NTT グループ/環境 goo 環境・社会報告書読者アンケート」2012 年

#### <信頼性>

環境報告書の信頼性については、環境省「環境にやさしい企業行動調査」(2010 年)で環境報告書を作成していると回答した 1,068 社においては、環境報告書の信頼性向上のための手段については「第三者機関等からのコメントを受けている」と回答した企業が 29.4%と最も多い。次いで、「内部審査を実施」が 22.6%、「第三者機関等による審査」が 16.6%となっている (図表 26)。



図表 26 第三者審査等の実施状況

(出典) 環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年

なお、我が国における第三者審査に関する代表的な民間団体としては、サステナビリティ情報審査協会がある。その前身である「日本環境情報審査協会」は、環境配慮促進法の趣旨に鑑み、環境報告書等の審査手法を示し、審査の公平性、透明性、独立性、信頼性を確保するとともに、効率的、有効な審査を実現することで、環境報告書等の信頼性向上に寄与することを目的として、平成17年に設立された。そして、より社会の信頼を得て社会的責任を果たすため、また、社会のニーズに対応するために、有限責任中間法人「サステナビリティ情報審査協会」となり、引き続き事業を運営している。

このサステナビリティ情報審査協会では、審査機関を認定して環境報告書等を作成した 企業に対してマークの使用を認める制度(サステナビリティ情報審査・登録制度)を運営 している。制度は2006年から開始され、2012年には、33件(17社)の報告書等に、審査 済みの証である「環境報告審査・登録マーク」又は「サステナビリティ報告審査・登録マ ーク」が付与されている。

また、同協会において、審査の質を確保するため、審査手続等をチェックする品質管理 レビュー(年 1 回)の実施、外部の専門家が品質管理レビュー及び協会の活動をレビュー する外部評価委員会(年 1 回)の開催、環境報告書等の審査・登録制度における審査人(審 査人及び審査人補)の認定、更新を行っている。

図表 27 審査・登録マーク



◆審査・登録マーク◆

一方、KPMG が行っている「CSR 報告に関する国際調査 2011 」によると、大手企業における日本企業の CSR 報告作成割合は高いものの、CSR 報告への第三者保証比率は必ずしも高くないことがわかる。また、第三者保証を受けている企業のほうが過年度修正を行っている比率が高いことから、第三者保証のプロセスを通じて誤り等が発見され、修正が行われているケースが少なくないと考えられる。第三者保証比率については、我が国の場合では、保証によらず第三者意見を求める場合が多いこと、保証の必要性が低いことによるものであると思われる。

なお、最近では、温室効果ガス排出量等の限定された情報を第三者がチェックすること も行われている。

## ハ) 海外における環境報告の動向

## <政策目的との関連>

注目すべき国際的な動向として、2012 年 6 月に開催された国連持続可能な開発会議(リオ+20)の成果文書に、企業の報告サイクルに環境・社会などのサステナビリティ情報を組み込むことの重要性が認識され、国連は今後この取組を支援するとうたわれたことが挙げられる。

これは、欧州を中心にして、持続可能な社会形成における企業の影響や役割が政策面でも重視されてきており、サステナビリティ情報の開示が企業の取組を促進するための有効な手段であると認知されたものと考えられる。この他、企業でも自然資本会計で開示を試みている先進事例も出てきている(参考3)。

さらに、中国においては、社会科学院経済学部企業社会責任センター(CSR センター)が CSR ガイドラインを発行しており、国営企業を中心に CSR レポートの発行を求めている。また、韓国では一定の大企業等に、国が構築した開示プラットフォームに各社の環境情報を提供させ、公表する制度がスタートしている (図表 28)。これらは、国が CSR レポートや開示プラットフォームをグリーン成長や環境負荷削減を目標管理するための重要な手段として位置づけている現れともいえる。



図表 28 韓国の環境情報データベース HP

#### <バリューチェーン関連情報>

ョーロッパにおいては、欧州委員会 (EC)の環境総局が JRC IES とともに、2011年3月から、 $CO_2$ 以外の指標も考慮した「製品の環境フットプリント」及び「組織の環境フットプリント」の測定手法を開発している。現在、「製品の環境フットプリントガイド」は 2ndドラフト、「組織の環境フットプリントガイド」は 1stドラフトが開示されており、評価対象としては気候変動を含めた 14分類を挙げている (図表 29)。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Joint Research Centre, Institute for Environment and Sustainability

図表 29 評価対象の環境影響領域

環境フットプリント 影響領域	影響評価モデル	出典
気候変動	Bern model – Global Warming Potentials (GWP) over a 100 year time horizon	PCC
オゾン層破壊	EDIP model	ODPs 1999 as in WMO assessment
生態毒性	USEtox model	Rosenbaum et al, 2008
ヒト毒性 - 発癌影響	USEtox model	Rosenbaum et al, 2008
ヒト毒性 – 発癌以外の影響	USEtox model	Rosenbaum et al, 2008
微粒子物質/呼吸器疾患	RiskPoll model	Rabl and Spadaro, 2004
電離放射線 – 人間の健康被害	Human Health effect model	Dreicer et al. 1995
光化学オゾン生成	LOTOS-EUROS model	Van Zelm et al, 2008 as applied in ReCiPe
酸性化	Accumulated Exceedance model	Seppälä et al., 2006,Posch et al, 2008
富栄養化 – 陸上	Accumulated Exceedance model	Seppälä et al., 2006, Posch et al, 2008
富栄養化 – 水系	EUTREND model	Struijs et al, 2009 as implemented in ReCiPe
資源枯渇 - 水	Swiss Ecoscarcity model	Frischknecht et al, 2008
資源枯渇 — 鉱物、化石、再生可能	EDIP97 model (2004 update)	Hauschild and Wenzel, 1998a-update 2004
土地利用	Soil Organic Matter (SOM) model	Mila i Canals et al, 2007

(出典) 経済産業省「第3回サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等に関する調査・研究 会」 資料 (2012年) を改変。 原出典は 「Draft Product Environmental Footprint General Guide/Draft Organization Environmental Footprint Guide(European Commission) J.

また、GHG プロトコルでは、企業の温室効果ガス排出量の算定方法として、2011 年 10 月に、Scope1(企業の直接排出)、Scope2(エネルギー利用に伴う間接排出)に続き、Scope3 (その他の間接排出) 基準と Product 基準が発行された。これは、企業活動のバリューチェ ーン全体の CO<sub>2</sub> 排出量を計測する世界的な基準の一つとして位置づけられており、今後、 産業界の他部門における削減貢献やグローバルな削減貢献を示すためのツールとして活用 される可能性がある。

Scope1~3 の概念図

Scope 2 Scope 3 輸送·流通 -ス資産 企業の施制

図表 30

上流の活動

購入する電力、蒸気 温熱・冷熱 販売した製品 企業の車両 関連活動 輸送·流通 廃棄後の処理 発生する廃棄物

報告企業

(出典) Corporate Value Chain (Scope 3) Accounting and Reporting Standard から引用(ハードコピー)(日 本語仮訳は、みずほ情報総研によるもの)

Downstream activites

下流の活動

なお、我が国においても、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。 いわゆる「温対法」)に基づき、平成 18 年 4 月から、温室効果ガスを相当程度多く排出する者 (特定排出者) <sup>7</sup>に、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。また、経済産業省及び環境省が、平成 24 年 3 月に「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン」を公表するなどして、企業によるサプライチェーンでの温室効果ガス排出情報の見える化を促進している。

(参考3) 海外におけるバリューチェーンでの環境会計情報の開示事例

## PUMA : 環境損益計算書

PUMA は、2011 年 11 月に環境損益計算書(environmental profit and loss reporting)を公表した。GHG、水資源利用、土地利用、大気汚染、水質汚染などの金額への換算を実施し、この試みはリオ+20 でも発表された。2012 年 10 月、Puma の Jochen Zeitz 社長は、同社の環境損益計算書を製品レベルに反映させ、"環境値札"を表示することを明言した。

図表 31 各環境負荷の換算金額(環境損益計算書より)

	Water use	GHGs	Land use	Air pollution	Waste	TOTAL	
	€ million	€ million	€ million	€ million	€ million	€ million	% of total
	33%	32%	26%	7%	2%	100%	
TOTAL	47	47	37	11	3	145	100%
<b>PUMA operations</b>	<1	7	<1	1	<1	8	6%
Tier 1	1	9	<1	1	2	13	9%
Tier 2	4	7	<1	2	1	14	10%
Tier 3	17	7	<1	3	<1	27	19%
Tier 4	25	17	37	4	<1	83	57%
EMEA	4	8	1	1	<1	14	10%
Americas	2	10	20	3	<1	35	24%
Asia/Pacific	41	29	16	7	3	96	66%
Footwear	25	28	34	7	2	96	66%
Apparel	18	14	3	3	1	39	27%
Accessories	4	5	<1	1	<1	10	7%

(出典)「PUMA costs out environmental 'calories' of its products''、edieWaste」2012年

-

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> エネルギー起源 CO<sub>2</sub>については、全ての事業所のエネルギー使用量合計が 1,500kl/年以上となる事業者 (特定事業所排出者) 及び省エネ法で特定荷主及び特定輸送事業者に指定されている事業者 (特定輸送排出者) が対象。また、エネルギー起源 CO<sub>2</sub>以外の温室効果ガスについては、① 温室効果ガスの種類ごとに全ての事業所の排出量合計が CO<sub>2</sub>換算で 3,000t 以上、② 事業者全体で常時使用する従業員の数が 21 人以上、の要件をみたす事業者 (特定事業所排出者) が対象。

### (2) 課題

## ① 環境経営・環境報告に関する課題

#### イ) 環境経営の普及

## <大企業の環境経営>

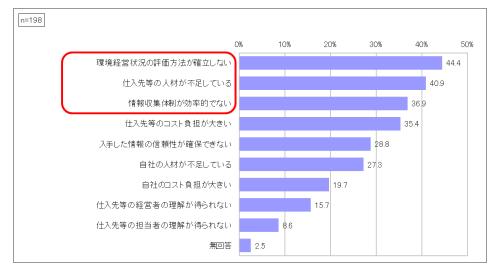
大企業における環境マネジメントシステムの認証取得は、ここ数年横ばいとなっており、かつ売上規模が小さくなるほど、認証取得の割合が低下している。バリューチェーン・マネジメントの事例に見るように、グローバル企業などの先進的な企業では環境と経営とが統合した形で環境経営を行っているが、規模が小さい企業等では環境への取組を自社の競争力向上のために実施することができずに、環境経営を実施する意義を正しく認識していないものと推察される。

環境経営が普及するためには、企業が次のいずれかに該当するような強い誘引が働くことが必要であると考えられる。

- ・経営者が社会的責任を強く認識した。
- ・何らかの法規制等が制定された。
- 環境に関連する重大なリスクに直面した。
- ・中長期的なビジネス機会として環境を捉えた。
- ・取引先等のステークホルダーからの要請があった。

しかし、規模が小さい企業ほど取組が進んでいない現状から考察するに、我が国における CSR や環境経営に対する社会等からの要請は、グローバルな動向で見られるほどまで強くないものと考えられる。

また、前述のとおり、企業がバリューチェーン・マネジメントにおいて一次仕入先等まで環境経営の評価を行っているところは 6 割程度を占めているが、二次仕入先、三次仕入先などバリューチェーン全体において展開する企業は少数である。大企業がバリューチェーン・マネジメントをサプライヤーに展開する際の課題としては、「環境経営状況の評価方法が確立していない」、「仕入先等の人材が不足している」、「情報収集体制が効率的でない」といった事項が挙げられる(図表 32)。



図表 32 仕入先の環境経営評価における課題

(出典)環境省「環境経営等に関する意識調査」2011年

## <中小企業の環境経営>

他方、中小企業の環境経営についても、エコアクション 21 認証事業者の年間増加数が伸び悩んでいることからも、厳しい状況がわかる。中小企業全体における認証取得事業者数は僅少であるといえるため、環境経営の普及をどのように図るかが課題である。

前述のとおり、中小企業にとって、環境経営に関する情報発信において最も重視するステークホルダーは顧客が圧倒的であるが、環境経営を取引先に評価してもらいビジネスの拡大に結び付けることが、中小企業への環境経営の普及には不可欠である。そのため、普及に際しては、大企業の実施するバリューチェーン・マネジメントの動向と足並みを合わせることが効果的と考えられる。

今後、バリューチェーンがグローバル化する中で、海外において取引先企業が環境等の問題を引き起こしていると、例え直接の仕入先でない企業の問題であっても、NPO 等の団体から指摘を受けたり、また販売先による CSR 調達条件に抵触したりすることが想定される。そのため、グローバル企業と取引をする中小企業や自らが海外展開を志す中小企業にとっては、環境・社会への配慮を十分行うことでリスクを最小化することが求められる。

一方、多くの大企業がバリューチェーン・マネジメントを実施することにより、これらの企業と取引をしている中小企業は、強化された複数の環境・社会配慮への要請に対応したり、複数の企業から要請される同様の質問に対応しなければならなくなったりする。このため、人材不足やコスト等の課題がより顕在化することになり得る。我が国として、いかに効率的に環境経営を展開し、経営リスクの低減と事業機会の創出を図るかが重要となる。

#### ロ) 環境報告の普及

### <大企業の環境報告>

環境報告の作成・公表についても、環境マネジメントシステムの取得状況と同様にここ数年横ばいで、かつ、売上規模が小さくなるほど作成割合が低下する傾向にある。環境配慮促進法において、大企業の環境報告の作成は努力義務となっており、その普及には限界がある。企業の自主的な行動に委ねただけでは、全ての大企業が環境報告を実施している「目指すべき姿」には到達しない可能性が否めない。

一方、現に環境報告を作成している企業においても、誰を対象として、何のために環境報告を実施するのか、よく分らなくなっているという意見もある。環境報告の実施は、企業が自らの環境負荷や環境取組の状況を説明するために実施することが基本となるが、普及のためには、同時に企業のインセンティブにつながるような仕組みも重要である。

特にグローバル企業等では、海外投資家等が社会的責任や環境経営に関する調査を行うにあたって、まず環境報告書を情報源として閲覧し、その後企業への質問等により詳細な分析・評価を行うのが通例となっており、環境報告書を作成する意味も認識されていると考えられる。しかし、国内企業や比較的規模が小さい企業等では、環境報告書を作成しても、閲覧されることも多くなく、期待した効果を十分享受できていない場合が多いと思われる。

加えて、特に国内市場だけを見た場合には、後述する環境情報の利用者側の課題にあるとおり、環境情報の開示が企業のリスクマネジメントや企業価値の向上に必ずしも十分に 貢献しているとはいえない状況である。現状において、投資家等が環境情報から企業価値 を正確に読み取りやすい仕組みと利用への意識や経験の醸成ができておらず、本来の環境 報告の機能が十分発揮される状態に至っていないと考えられる。その結果、積極的に実施 している企業のインセンティブにもつながっていない。

#### <中小企業の環境報告>

西日本プラスチック製品工業協会の会員企業向けアンケートによると、環境報告書を作成していない企業では、企業が環境経営に関する情報発信を行うための課題として、「知識・ノウハウがない」、「コストがかかる」、「効果・効能がわかりにくい」、「人材が確保できない」等が挙げられている(図表 33)。

一方、環境報告書を作成している企業においても、「効果・効能がわかりにくい」、「コストがかかる」は、課題となる。このことから、ノウハウや人材確保については、環境報告書を作成している企業と作成していない企業で置かれている状況に差異がある一方で、効果・効能やコスト等については両者に共通の課題があると示唆される。

中小企業においては、環境報告書の作成の有無にかかわらず、環境経営に関する情報発信に期待するメリットとして、既存の顧客・取引先の満足・信用の獲得が最も高い割合で挙げられた。そのため、環境報告のインセンティブとしても、企業間取引の中で環境情報による経営評価が促進されることが重要であると考えられる。

人材が確保できない 22.0% 従業員の意識が低い 10.0% 経営層の意識が低い 13.0% コストがかかる 41.6% 42.0% 効果・効能が分かりにくい 36.49 28.0% 知識・ノウハウがない 22.0% 報告に必要なデータが取得できない 10.4% そもそも報告する(開示する) 必要性を感じない 13.0% 0.0% ■環境報告書を作成している N=50 その他 0.0% □環境報告書を作成していない N=77 24.0% 無回答 10.4% 0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0%

図表 33 環境経営に関する情報発信を行うにあたっての課題

(出典)「プラスチック製品製造業のための 環境報告作成ガイドブック」2011年3月

#### ハ)環境報告の質

### <開示する情報・指標>

環境経営の取組の進展とともに、環境報告書の記載情報にも年々進展がみられる。特に、環境と経営が統合している姿を環境報告書で見せるべく、経営者の考え、ビジョンや戦略、目標とする指標、経済的な影響等、複合的な情報を上手く関連付けて開示することも多くの企業で試みられてきている。グローバルな投資家等からの情報開示への要望や期待が、グローバル企業を中心として浸透し、環境情報の開示の重要性が意識されるようになっている。

しかし、環境報告の質に関しては、先進的な企業以外も含め、以下のような課題が依然 としてある。

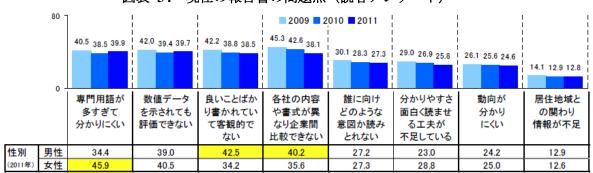
環境報告の作成において記載する事項や留意すべき事項については、環境報告ガイドライン 2012 年版の改訂において網羅的に見直しが行われ、できるだけグローバルな環境報告の開示動向に整合するようにされている。しかし、本来であれば自らが選択したガイドラインに記載された事項については開示することが望まれるところ、現状では、都合の良いところのみを参考にして記載している企業も多いとの指摘もある。

また、環境省における過去の検討委員会等で出された次に掲げる環境報告に関する作成 者側の課題は、現状においても解決されないままである。これは、大企業においても環境 報告書の作成は義務化されているものではないため、企業は必ずしもガイドラインを遵守 する義務がないことが、改善が図られない原因の一つと考えられる。

- 経営者の理念や環境経営への考え方が、十分伝わらない。
- ・ 各社基準やバウンダリが異なるため、同業者にとっても企業間の比較が難しい。また、 データの連続性について十分に配慮されていないことがある。
- ・ 環境報告書、CSR 報告書等、企業の発信する情報量が多すぎる。数ページでエッセンスが分かるものとするよう改善が必要。
- ・ ネガティブ情報についても積極的に開示してほしい。
- ・ 将来情報(収益に結びつく情報等)が記載されていない。
- ・ 企業規模による開示情報の質の差が大きい。
- ・ 社会性情報が増えることで環境情報が減らないよう、留意することが必要。

環境 goo が実施したアンケートによると、読み手の目線から見た現在の環境報告書の問題点には、「専門用語が多すぎて分かりづらい」、「数値データが示されていても評価できない」、「良いことばかりで書かれていて客観的でない」、「各社の内容や書式が異なり企業間比較ができない」等が上位に上がっている。

一方、「分かりやすさ面白く読ませる工夫が不足している」、「動向が分りにくい」、「居住地域との関わり情報が不足」等については、比較的、問題点として認識されていない(図表 34)。



図表 34 現在の報告書の問題点 (読者アンケート)

(出典) 「NTT グループ/環境 goo 環境・社会報告書読者アンケート」2012 年

また、前述のとおり、KPI 等の重要事項を選定した理由や、サプライチェーンでの取組、 算定基準等は記載が不十分であったり、バウンダリが国内のみとなっており企業グループ 全体の環境負荷が記載されていなかったりすることも多い。

さらに、環境負荷の原単位情報に関しては、電気業界、石油業界、海運業界等、業種によっては環境自主行動計画と整合した共通の分母を設定している場合もあるが、同一業種で同じ分母が設定されていない場合も多く見受けられ、業種内においても開示される環境情報の性質が異なっている状況である。

以上から、開示する情報の十分性を判断するためのメルクマールが明確でないことによって、重要な情報の網羅性が損なわれたり、開示された情報を読み手が適切に利用することができなくなったりすることが危惧される状況にあると考えられる。

開示内容を充実させるための先進企業の努力は高く評価できるが、今後は、より多くの企業において、リスク情報を含め、ニーズを踏まえた必要な環境情報の開示が確保されることが重要である。そして、海外動向に乗り遅れることなく、かつ我が国の競争力を高められる環境報告の制度の在り方を模索する必要がある。

#### <開示媒体・開示基盤>

CSR 報告や統合報告等、サステナビリティ情報開示のニーズや実施目的に応じて様々な環境報告の形態が模索される中で、企業が重要な情報を適切かつ効率的に開示していくためには、インターネット等を駆使する等して、読み手にとって利便性が高い形で環境情報を開示することを各企業が追求していく必要がある。しかし、開示媒体が複雑化することにより、以下のような課題が生じている。

環境報告書の開示媒体は、「PDF+冊子」が大勢を占めてはいるものの、環境報告書の公表形式は各社各様であり、読み手の欲する情報が適時に入手できなかったり、詳細な環境データをインターネット上で開示している場合には、読み手が求めるデータにたどり着くことが容易でなかったりすることもある。また、その時々の経営状態や環境報告への考え方の違いにより、環境報告書の体裁も容易に変化してしまい得る。

また、作成企業側としては多くの人に環境報告書を読んでもらいたいと考えるが、IT 等により単純に数値だけで他社と比較されたり、統一様式により自由度が阻害されたりする

ことには、消極的な意見がある。さらに、読み手によって伝えたい情報が異なることから、 読み手が限定されるものについては重要な情報を網羅する必要がないと考える場合もある と考えられる。

開示媒体の検討と同時に、環境情報の利用と質の向上につながる開示基盤を整備していくことも重要である。共通のフォーマットとITの利用による環境情報の開示や算定方法の開示は、後述するBloombergやCDPの事例を見ても、重要な情報の網羅性や比較可能性の観点から、開示情報の質を明確化するのに有効であることが明らかである。また、CDPのように他者の開示を一覧できることは、開示に対する企業同士の良好な競争意識を育む効果的な手段であると考えられる。これらを考慮に入れて、社会に望まれる環境情報の開示基盤を整備する必要がある。

### <信頼性>

これらのことは、環境報告書の信頼性についても同様にいえる。信頼性は、社会からの要請に合わせて水準が向上していくものであり、現状では第三者機関等による認証を受けている企業が少ないことは、信頼性の付与に対する社会からの要請が強くないことを示唆している。しかし、環境情報の信頼性の向上と利用の進展は深い関係にある。信頼性を確保しなければ、仮に計算が間違っている情報であったとしてもそのまま開示され続けるため、結局、経済活動で利用するに足らないとして、利用が進まず、結果として信頼性の付与に対する社会からの要請も高まらないこととなる。

企業側は、環境情報の開示を通じ、自らの環境配慮の取組が長期的な視点で評価されることを求め、また、企業の環境、社会、ガバナンス情報に基づき、企業の長期的視点での経営姿勢やビジネス機会・リスクを適正に社会に伝えたいと思う一方、今以上の作業やコストの負担を嫌う傾向がある。

経済活動の中で環境報告が第三者に利用され、企業価値につながる情報開示であるためには、質の高い情報が求められるべきであるが、作成者側と利用者側の認識や意向にはギャップが生じているものと考えられる。そのため、このギャップを埋めて、取組の努力が両者でかみ合う仕組みを作っていくことが大切である。

#### 3.2 金融等における環境情報の利用

企業は様々な媒体を通じて環境情報を提供しているが、これらの環境情報がどのように 利用されているかを把握する必要がある。本節では、金融や消費における環境情報の利用 について、その現状と課題についてまとめる。

#### (1) 現状

### ① 金融における環境情報の利用状況

環境情報は、投資家等が環境に配慮した投融資を行うにあたっての判断の材料となるため、環境金融の拡大の観点からも、必要な情報が開示されている必要がある。

### イ) 環境に配慮した投融資

金融機関の自主的な取組としては、平成 23 年 10 月に策定された「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則 (21 世紀金融行動原則)」がある。平成 25 年 3 月現在、地域金融機関も含めて 186 の金融機関等が署名を行っており、環境に配慮した投融資等を行うため、ワーキンググループ等を通じた活動が行われている。

以下では、環境に配慮した投融資の動向について述べる。

### <ESG 投資等の動向>

環境に配慮した投資には、社会的責任投資(SRI)、CSR 投資、ESG 投資 $^8$ 等と呼ばれるものがある。

グローバル・サステナブル・インベストメント・レビュー 2012<sup>9</sup>によると、世界の SRI 投資の額は、ヨーロッパで 8,758 億ドル、アジア(日本を除く。)で 64 億ドル、オーストラリア/ニュージーランドで 178 億ドル、アフリカで 229 億ドル、カナダで 589 億ドル、アメリカで 3,740 億ドルとなっており、これに対し日本はわずか 10 億ドルである (図表 35)。

日本の SRI 市場は 2007 年までは増加傾向にあったものの、当時でも総資産残高は 1 兆円程度であり、その後の経済危機や株安等の影響で、現在は、投資信託、債権合わせて 7,026億円(2012 年 9 月)となっている(図表 36、図表 37)<sup>10</sup>。相対的に日本 SRI 市場が小規模である要因としては、年金運用への組み込みが進まず個人投資家中心であることや、直接金融市場の規模が小さいこと等が考えられる。

ただし、我が国においても ESG 投資等を積極的に進めていこうとする動きがある。例えば、平成 22 年 12 月に連合は「ワーカーズキャピタル責任投資ガイドライン」を策定し、連合に加盟する労働者(労働組合)が、年金基金を始めとするワーカーズキャピタルの一所有者としての責任と権限を再認識し、責任投資に取り組む道筋を明示している。この中

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> E は環境 (Environment) 、S は社会 (Social) 、G はガバナンス(Governance)

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 「2012 Global Sustainable Investment Review」GSI Alloance、2012 年

<sup>10</sup> 社会的責任投資フォーラム(SIF-Japan)資料、http://www.sifjapan.org/document/srimkt.pdf

で、投資判断において、財務的要素に加え ESG といった非財務的要素を考慮すること、短期的な利益追求を助長させる行動を排除し、中長期的かつ安定した収益の確保に努めること、運用受託機関に対しても責任投資を求め、責任投資を資産運用における主流に(メインストリーム化)していくこと等が理念としてうたわれている。

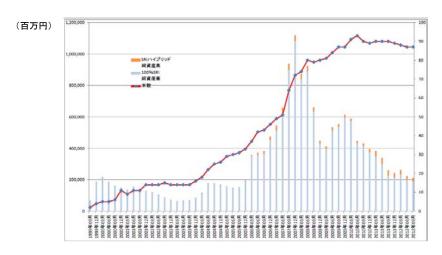
また、東京証券取引所は、日本経済応援プロジェクト「+YOU(プラス・ユー) ~ 一人ひとりがニッポン経済」として、調査会社であるグッドバンカーとの共同で、ESG 関連テーマ銘柄の公表を行った。証券取引所として選定した銘柄を公表することは、投資家が環境視点を持つために一定の効果が期待され、また、選定された企業にとってはレピュテーションの向上につながる取組といえる。この他にも、女性の活躍にフォーカスして選定した銘柄を、平成25年2月に公表している。



図表 35 世界の地域別 SRI 投資規模

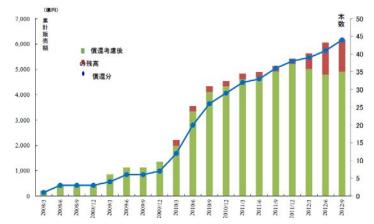
(出典)「2012 Global Sustainable Investment Review」GSI Alloance、2012 年

図表 36 日本の公募 SRI 投信の純資産残高とファンド本数推移



(出典)「NPO 法人社会的責任投資フォーラム 最新版 SRI 市場残高」2012年9月

図表 37 社会貢献型債券の累計販売額と債券本数推移(個人向け)



(出典)「NPO 法人社会的責任投資フォーラム 最新版 SRI 市場残高」2012年9月

#### <一般国民のESG投資等についての認知度>

ESG 投資等への取組が進んでいないことは、一般国民による ESG 投資等の認知度の低さにも表れている。

平成 23 年に行われた年金基金等の機関に対するアンケート調査において、一般国民の ESG 投資等についての認知度に関するアンケートが実施されている (「一般国人に対する ESG 投資に関するアンケート結果について」平成 24 年)。

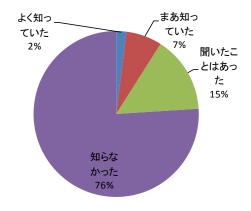
これによると、CSR の認知度(「よく知っていた」、「まあ知っていた」及び「聞いたことはあった」の合計) は 4 割を超えるが、SRI 投資及び ESG 投資については、認知度は 3 割に満たない(図表 38)。

また、ESG 投資への理解(ESG 投資が、他の投資手法と比べ現時点では投資成績が不明な点を考慮しても長期的な投資成績は良くなるはずだという考え方)については、「どちらといえばそう思う」を含めると賛同する意見が4割強を占める。一方、公的年金のESG 投資への賛否については、賛成と反対で拮抗している状況である(図表 39)。

CSR の認知度 SRI 投資の認知度 よく知っ まあ知っ よく知っ ていた まあ知っ ていた ていた 8% 3% 9% ていた 14% 聞いたこ とはあっ た 知らな 17% 聞いたこ かった 60% とはあっ 知らな た かった 18% 71%

図表 38 一般国民のCSRの認知度

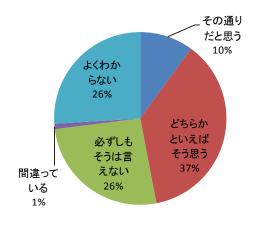
ESG 投資の認知度



# 図表 39 ESG投資への理解

#### ESG 投資への理解

質問:環境や社会、企業の統治(ガバナンス)を考慮した投資(ESG 投資)については、比較的新しい手法であることもあって、他の投資手法に比べて投資成績が良いかどうかまだよくわかっていません。しかし、環境や社会問題などに取り組む優良企業に投資し、あるいは、それらに後ろ向きな企業には投資しないことによって、長期的な投資成績は良くなるはずであるという考えがあります。あなたはどのように思いますか。



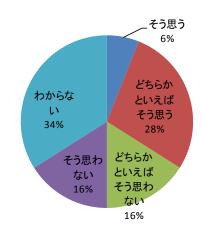
### 公的年金の ESG 投資への賛同

質問:自分や家族の払った保険料を環境や社会問題などの取り組みにも役立てられるよう、公的年金の積立金で、ESG 投資をすべきだ。



#### 公的年金の ESG 投資への反対

質問:年金の保険料は将来の年金の支払いのためだけを 考えて運用すべきであり、環境や社会問題などを考える ESG 投資は、これに関係がないので、公的年金の積立金 ではすべきではない。

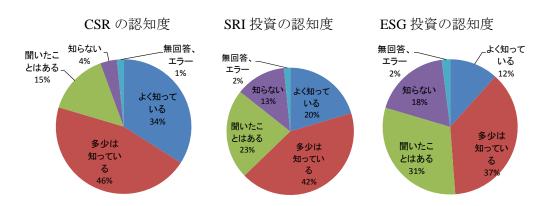


<年金基金等機関による ESG 投資等の実施状況>

年金基金等においては、CSR や SRI 投資は相当程度認知されていると言えるのに対して、 ESG 投資は「よく知っている」、「多少は知っている」を合わせてもその割合は半数程度と なっている(図表 40)。

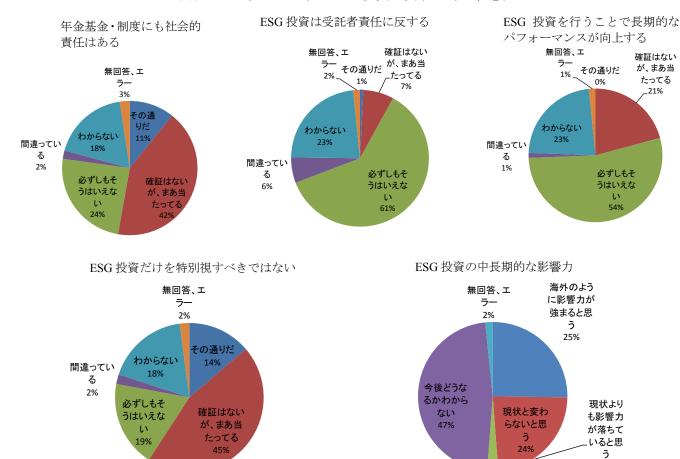
また、年金基金・制度にも社会的責任があるかどうかについての考えでは、社会的責任はあるとする意見が過半数を占めた。さらに、ESG 投資が受託者責任に反するかどうかといった質問に対し、「必ずしもそうはいえない」が6割を占めた。ESG 投資を行うことで長期的パフォーマンスが向上するかどうかについては、「必ずしもそうはいえない」が半数を占めたが、「確証はないが、まああたっている」との回答が2割を超える一方、「間違っている」は1%と低いことから、否定的な傾向は薄れているとの見方ができる。

また、ESG 投資の中長期の展望については、1/4 が「海外のように影響力が強まる」と回答している(図表 41)。



図表 40 年金基金等のCSRの認知度

図表 41 年金基金等の ESG 投資に関する考え、意見



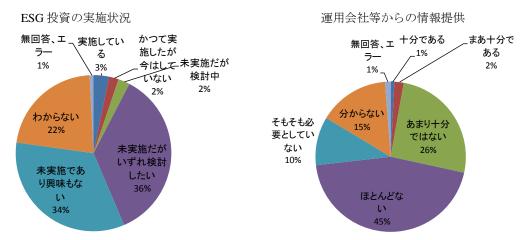
(出典) 年金シニアプラン総合研究機構「一般国民に対する ESG 投資に関するアンケート結果について」 2012 年

2%

しかし、現状では、実際に ESG 投資を実施している機関は、250 機関中 8 機関とわずかである。さらに、運用会社からの ESG 投資に関する情報提供の状況については、「ほとんどない」が 4 割強を占め、「あまり十分ではない」と合わせると 7 割となり、ESG 情報に関する運用会社からの情報提供が少ないことが明らかになっている(図表 42)。

年金基金・制度の運用方針における E(環境)/S(社会・人権)/G(コーポレート・ガバナンス)への配慮の記載については、「実施中か実施した」は G(コーポレート・ガバナンス)については 15%であるが、E(環境)、S(社会・人権)については数%にとどまっている。一方、「いずれ検討したい」との回答は E(環境)で 35%、S(社会・人権)で 42%、G(コーポレート・ガバナンス)で 15%であった(図表 43)。

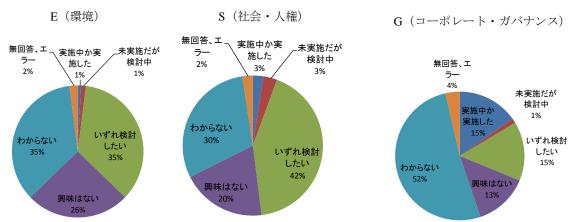
図表 42 年金基金等の ESG 投資の実施状況



(出典) 年金シニアプラン総合研究機構「一般国民に対する ESG 投資に関するアンケート結果について」 2012 年

図表 43 年金基金等による E/S/G 配慮の運用方針への記載

運用方針などへの E/S/G への配慮を記載



(出典) 年金シニアプラン総合研究機構「一般国民に対する ESG 投資に関するアンケート結果について」 2012 年

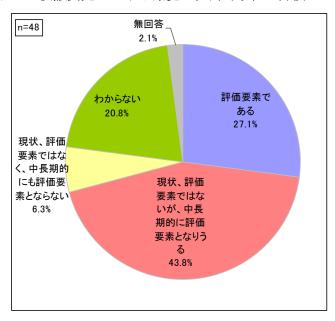
#### <金融機関等の意識動向>

金融機関の具体的な認識や活動状況について、金融機関へのアンケート等(環境省「環境経営等に関する意識調査」平成23年と環境省「環境金融の取り組みに関するアンケート」 平成21年)から見てみる。

まず、投融資先における環境・社会的取組については「評価要素である」と回答した金融機関は3割弱、「現状、評価要素ではないが、中長期的に評価要素となりうる」と回答した金融機関は4割強であり、中長期的な動向を含めると環境に配慮した融資が拡大しつつある状況が示されている(図表 44)。

また、投融資先の環境・社会的取組の評価方針を策定しているかどうかについては、何らかの「評価方針がある」と回答した金融機関の割合は3割程度で、「評価方針を策定することを検討している」を含めると、過半数の金融機関が評価方針を持っているか策定を検討している状況が示されている(図表 45)。

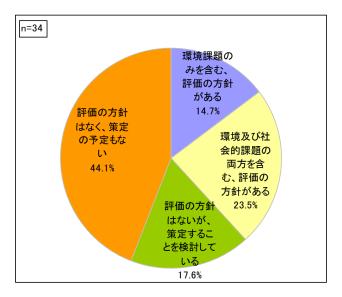
他方、環境配慮型企業 (ISO14000 取得企業や環境格付けの高い企業等) への低金利融資の取組については、平成 21 年度の時点で、「都市銀行・信託銀行・地方銀行」と「それ以外の金融機関」で大きな格差がある。アンケートによると、環境配慮型企業へ低金利融資の取組を行っている金融機関は、「都市銀行・信託銀行・地方銀行」では 20%を超えるが、「それ以外の金融機関」では 5%に満たない (図表 46)。



図表 44 投融資先における環境・社会的取組の評価について

(出典) 環境省「環境経営等に関する意識調査」2011年

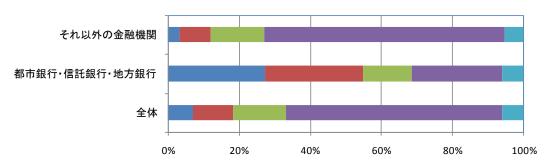
図表 45 投融資先環境・社会的取組の評価方針の有無



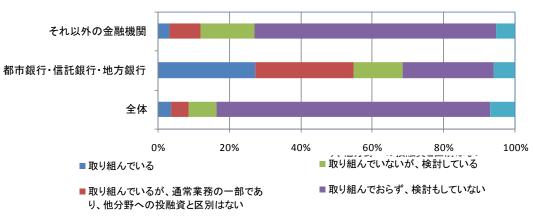
(出典)環境省「環境金融の取り組みに関するアンケート」2009年

図表 46 低金利融資への取り組み

・環境配慮型企業へ低金利融資への取り組み



・SRI ファンドへの取り組み

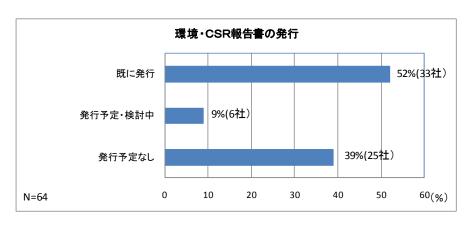


(出典)環境省「環境金融の取り組みに関するアンケート」2009年

また、環境経営学会・カーボンマネジメント推進委員会が、21 世紀金融行動原則署名機関を対象として実施したアンケート調査において、環境マネジメントシステムの認証取得や環境報告書等の発行を行っていない金融機関もあることが判明した(図表 47)。環境配慮型融資を融資先企業向けに展開するための土台として、まずは金融機関の従業員が環境配慮の意識を持つことも重要である。

環境マネジメントシステムの認証取得
認証取得済み
自己宣言または独自EMS運用
認証取得を検討
認証取得を検討
認証取得予定なし
その他
3%(2社)
N=64
0 10 20 30 40 50(%)

図表 47 環境マネジメントシステムの認証取得、環境・CSR 報告書の発行状況



(出典)環境経営学会、カーボンマネジメント推進委員会「中小企業の環境経営促進に関するアンケート調査」2012 年

#### ロ) 投資家等向け環境情報開示

こうした状況下において、投資家等に向けた環境情報の開示の現状は、以下のとおりで ある。

### <財務報告制度等における環境情報開示>

我が国において、ESG 投資は、環境報告書や CSR 報告書等による開示情報や、企業への質問書や個別ヒアリング等により入手された情報を、ESG 投資アナリストや ESG 調査機関等が評価・分析することで実施されている。また、後述の CDP や Bloomberg も、投資家向けに環境情報を提供している。

また、財務報告制度においては、投資家保護のために必要な情報は法定書類で開示される必要がある。環境リスクや環境配慮型の研究開発等は、有価証券報告書であれば「対処すべき課題」、「事業等のリスク」、「研究開発活動」等において、会社法の事業報告書であれば「対処すべき課題」、「研究開発活動」等で開示している事例がある。さらに、証券取引所に上場している企業には、決算短信の「事業等のリスク」、「経営方針」等で、環境リスクや CSR 方針等を開示しているものもある。

海外においては、欧州を中心に、財務的影響が大きいファクターとして ESG があるという認識が強くなっており、企業の発展や業績、状況を理解するために必要な環境的・社会的側面の分析を含む情報の開示が求められる傾向にあり、またそうした制度化を進める動きも見られる(参考資料 2)。

例えば EU においては、会計法現代化指令(2003 年)等によって、有限責任会社は、年 次報告書及び連結年次報告書において、会社の規模・事業特性に応じた事業の経過と業績 及び現況に関するバランスのとれた包括的分析並びに会社が直面する主要なリスク及び不 確実性に関する記述を開示するように求められており、それらの理解に必要な範囲で財務 的 KPI(主要業績評価指標)だけでなく環境や従業員に関する非財務的 KPI も開示しなけれ ばならない。

また、英国は、会社法(2006年)によって、上場企業、大規模会社に対し、年次報告書における取締役報告書(ビジネスレビュー区分)において、一定の非財務情報を開示することを求めている。具体的には、上場企業には、事業活動が環境に与える影響に関する事項、従業員に関する事項、社会全体・コミュニティの課題、サプライチェーン情報等を、大規模会社には環境及び従業員に関する非財務的 KPI の開示を、それぞれ求めている。

さらに、フランス、スウェーデン、デンマーク、スペインでは、各国独自の法規制によって、上場企業を中心に CSR 情報の開示を求める傾向にある。また、米国及びカナダでは、年次報告書で財務的影響のある環境情報の開示を促すためのガイダンスを提示するなどしている。その他、南アフリカ、インド、シンガポール、香港、ブラジル等においても、様々な形で環境情報の開示を促すための枠組みを導入している。

また、年次報告書及び CSR 報告書を含む企業報告書における企業の環境・社会的貢献を 含む非財務情報を比較可能な形で開示するための枠組みを提供する目的で進められている、 国際統合報告評議会 (International Integrated Reporting Council: IIRC) による統合報告フレ ームワーク作成の動きもある。同評議会は、2013年12月にその公表を行うことを予定して いる。

#### <開示基盤>

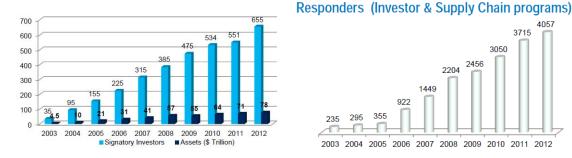
投資家等が ESG 情報を利用するためには、投資家等向けに利便性の高い開示基盤が整備 される必要があり、そのために ICT を利用することが有効である。ICT の利用により、時系 列データの入手、前提となる算定方法等の相違点、同業他社との戦略等の取組の違い等が 明確となる等の利点がある。

環境報告の開示データベースには、環境省の「もっと知りたい環境報告書」(特定事業者) や経済産業省の「環境報告書プラザ」(民間企業)の他、民間団体等で独自に環境報告書の データベースを作成している場合がある。しかし、いずれも投資家向けの開示基盤ではな いため、投資家等にとって利便性の高いものとはなっていない。

一方、グローバルな動きを見ると、ESG 投資等のために利用できる情報を収集・開示す る動きも活発化している。

例えば、2003年より、機関投資家が連携し企業に対して気候変動への戦略や具体的な温 室効果ガスの排出量に関する情報の公表を求めるプロジェクト「Carbon Disclosure Project (CDP)」が実施されており、2012 年現在 655 の投資家が参加している (図表 48)。CDP は、 日本企業 500 社を含めて、主要国の時価総額の上位企業に対して毎年質問票を送付してい る。送付する質問票の一つである、「投資家質問票」においては、気候変動管理、リスクと 機会、排出量、重要情報等が質問項目とされており、複数企業のサプライチェーン情報を 一覧にて「見える化」している点で特徴的な取組といえる(図表 49)。

### 図表 48 CDP の署名投資家と投資額、開示企業数の推移



#### 3715 3050 2456 2204

355 295 -0 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012

1449

(出典) Carbon Disclosure Project Web ページ https://www.cdproject.net

図表 49 CDP の質問書質問項目(大項目)

CDP2012 投資家 質問書	CDP2012 サプライチェーン質 問書	CDP2012 ウォーター質問書
< 気候変動管理> 1. ガバナンス 2. 戦略 3. 排出削減目標及び削減活動 4. コミュニケーション <リスクと機会> 5. 気候変動リスク 6. 気候変動による機会 <排出量> 7. 排出量算定方法 8. 排出量データ 9. スコープ 1 排出量内訳 10.スコープ 2 排出量内訳 11. 契約上のスコープ 2 排出量 12. エネルギー使用量 13. 排出量取引 15. スコープ 3 排出量 <重要情報>	<気候変動管理> 左と同じ <リスクと機会> 左と同じ <排出量> 左と同じ <サプライチェーン追加質問 > SM 0.0 サプライチェーン追加質問について、特別にご提供を希望する情報 SM 1. 顧客企業に関する御社のスコープ1、2、3 排出量 SM 2. 顧客企業との協働機会 SM 3. サプライヤーとの協働 SM 4. 製品及びサービスのライフサイクルでの排出量 <重要情報>	< 水管理とガバナンス> 1.水管理とガバナンス < リスクと機会> 2.リスク指標 3.リスク評価 4.事業影響 5.機会 6.水とカーボン排出のトレードオフ管理 < 水利用データ> 7.取水及びリサイクル 8.排水 9.水の原単位 < 重要情報>

(出典) Carbon Disclosure Project Web ページ https://www.cdproject.net

また、世界の投資情報を提供する Bloomberg 社は、従来の企業の財務情報に加え、ESG データもデータベース化し顧客に提供している。情報は、主として企業の環境報告書等の公表情報を元に作成しており、その根拠資料等を参照できるようにしている。現在 50 か国約 20,000 社を調査し、そのうち 6,000 社についてデータベースを提供している。

なお、我が国においては、財務情報については、有価証券報告書であれば EDINET、上場企業の決算短信であれば TDnet のように、いずれも IT (XBRL<sup>11</sup>) を利用した開示プラットフォームが整備されている。それらに関連して、東京証券取引所では、投資者にとってのコーポレート・ガバナンス情報の比較可能性の向上を念頭に「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の開示を上場企業に要請している。また、EDINET においては、財務諸表以外の部分についても、XBRL による開示ができるよう開発が進められている。

<sup>-</sup>

<sup>&</sup>lt;sup>11</sup> XBRL (eXtensible Business Reporting Language) は、ビジネスレポーティングの情報を作成・流通・利用できるように標準化された XML ベースのコンピュータ言語である。XBRL を用いることにより、ソフトウェアやプラットフォームの壁を越えて、電子的な企業情報の作成や流通・再利用を容易に行うことが可能になる。

## ② 購入における環境情報の利用状況

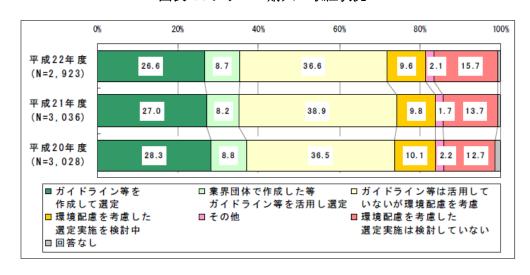
次に、企業間取引におけるグリーン購入等、財・サービスの購入における企業に関する 環境情報の利用状況について概観する。

## イ) 企業間取引における環境情報の利用状況

企業間取引において、サプライヤーの環境配慮の取組を考慮して購入する、いわゆるグリーン購入が広がっており、その判断に必要な環境情報の利用が進んでいる。

大企業におけるグリーン購入の取組は、何らかのガイドラインを策定して選定しているものが約35%であり、ガイドライン等は活用していないが環境配慮を考慮している場合を含めると約7割が実施している(図表50)。自社の方針に基づくグリーン調達を実施する際、サプライヤーに質問書を送付し、環境配慮の取組を回答してもらうものが一般的と考えられる。質問項目には、製品の品質や安全性に大きく影響する化学物質の使用以外にも、温室効果ガスや廃棄物管理等の取組を聞くものもある。

また、イオン等の小売りチェーンが行っている、関連企業を含めたバリューチェーン全体での製品の環境負荷量削減や、商品小売業と製造メーカーが一体となった低環境負荷製品の開発等の取組が徐々に広がりを見せており、これらの過程で環境情報が利用されている。業界団体などにおいては、競合企業や異業種の垣根を越えた環境に配慮した事業活動を行う試みも広がっているところである(参考4)。



図表 50 グリーン購入の取組状況

(出典) 環境省「環境にやさしい企業行動調査」2010年

海外における先進的な試みとしては、ウォルマートのサステナビリティインデックスの 試みが挙げられる。ウォルマートは 2009 年、取引のある 1500 のサプライヤーと協議し、 同社の商品にサステナビリティインデックスを明示することを明言した。同社と取引のあ るサプライヤーにサステナビリティ診断を実施し、さらに大学と企業や政府機関とのコン ソーシアムの組成に協力している。今後、消費者向けに製品のサステナビリティに関する 情報を簡単なレーティングで表示することを目指している。

なお、同コンソーシアムは、製品ライフサイクルに関する全世界の膨大な持続可能性に関する情報の収集・分析を可能にすることを目指して、サプライヤーや小売、NGO、政府等が共同して 2009 年 7 月に立ち上げたものである。ここでは、持続可能性の測定・報告システム (SMRS) 及び関連 IT ツールの開発等を実施し、ライフ・サイクル・アセスメント (LCA) を基礎とする製品の持続可能性測定・報告の基準等を作成している。

#### 図表 51 Walmart / Sustainable Product Index サプライヤーへの 15 の質問状



1-800-331-0085

www.walmartstores.com

### Supplier Sustainability Assessment: 15 Questions for Suppliers

#### Energy and Climate: Reducing Energy Costs and Greenhouse Gas Emissions

- 1. Have you measured your corporate greenhouse gas emissions?
- Have you opted to report your greenhouse gas emissions to the Carbon Disclosure Project (CDP)?
- What is your total annual greenhouse gas emissions reported in the most recent year measured?
- 4. Have you set publicly available greenhouse gas reduction targets? If yes, what are those targets?

## Material Efficiency: Reducing Waste and Enhancing Quality

- If measured, please report the total amount of solid waste generated from the facilities that produce your product(s) for Walmart for the most recent year measured.
- 2. Have you set publicly available solid waste reduction targets? If yes, what are those targets?
- If measured, please report total water use from facilities that produce your product(s) for Walmart for the most recent year measured.
- 4. Have you set publicly available water use reduction targets? If yes, what are those targets?

### Natural Resources: Producing High Quality, Responsibly Sourced Raw Materials

- Have you established publicly available sustainability purchasing guidelines for your direct suppliers that address issues such as environmental compliance, employment practices and product/ingredient safety?
- 2. Have you obtained 3<sup>rd</sup> party certifications for any of the products that you sell to Walmart?

#### People and Community: Ensuring Responsible and Ethical Production

- 1. Do you know the location of 100 percent of the facilities that produce your product(s)?
- Before beginning a business relationship with a manufacturing facility, do you evaluate the quality of, and capacity for, production?
- 3. Do you have a process for managing social compliance at the manufacturing level?
- 4. Do you work with your supply base to resolve issues found during social compliance evaluations and also document specific corrections and improvements?
- 5. Do you invest in community development activities in the markets you source from and/or operate within?

(出典)「"Walmart Announces Sustainable Product Index" Walmart ホームページニュース」2009 年

#### (参考4) 業界団体における環境配慮活動の例

### ・全日本印刷工業組合連合会 「全印工連 CSR 認定制度」

中小印刷業の CSR 規格(「コンプライアンス」、「環境」、「情報セキュリティ」、「品質」、「雇用・労働安全」、「財務・業績」、「社会貢献・地域志向」、「情報開示・コミュニケーション」の8分野のチェックリストを策定し、積極的に CSR に取り組む企業を認定する。CSRの取り組み度合いに応じて、標準認定の「ワンスター認定」、上位認定の「ツースター認定」、最上位認定の「スリースター認定」の3種類があり、全印工連 CSR 認定企業が製造した印刷製品に全印工連 CSR マークを付すことができる。

### ・公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団「グリーン経営認証」

グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の環境保全に向けた取組みを 行っている事業者に対して、審査の上、認証・登録を行う制度。グリーン 経営推進マニュ アルに基づく事業者の環境改善の努力を客観的に証明し公表することにより、取組み意欲 の向上を図り、あわせ

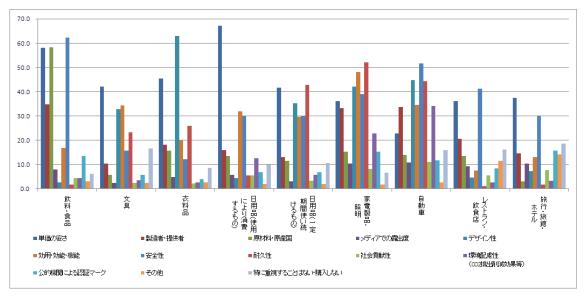
て認証事業者に対する社会あるいは利用者の理解と協力を得て、運輸業界における環境負荷の低減につなげていくことを目的としている。中小企業の多い運輸業において、荷主からの環境対応要請に対応しやすく、かつ経営効率の改善もできるツールとして普及が図られている。

#### • 百貨店協会「共同配送」

従来取引のある個別企業が各デパートに納品を行ってきた配送に対し、納品物流の効率化、CO<sub>2</sub>排出削減等の環境問題や渋滞・違法駐車等の交通問題の観点から、共同納品(納品代行制度)による車両削減に取り組んできた。また、百貨店統一ハンガー利用によるアパレルの物流効率化推進や、循環型ハンガー利用による廃棄物の削減にも取り組んでいる。

### ロ)消費者による環境情報の利用状況

環境省「グリーンマーケットプラス研究会」による消費者アンケート調査においては、利用者として消費者が商品・サービスを購入する際にどのような項目を重視しているかを調べている。これによると、消費者が商品・サービスを購入する際に最も重視していることは、多くの商品・サービスにおいては「単価の安さ」、「デザイン性」、「安全性」、「耐久性」等が挙げられており、「環境配慮性」は、最も高い割合を占める「自動車」においても3割強に留まっている(図表 52)。



図表 52 商品・サービスを購入する際に重視していること

(出典) 環境省「グリーンマーケットプラス研究会消費者アンケート調査」2011年

さらに、環境問題に関する情報の満足度については、環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」(2011年)によれば、環境問題に関する情報の満足度が高い項目は、「地球環境問題の情報」(23.5%)、「地域環境の情報」(22.7%)であり、相対的に企業からの情報である「企業の環境保全に関する取組状況」(16.6%)は低い傾向にある(図表 53)。

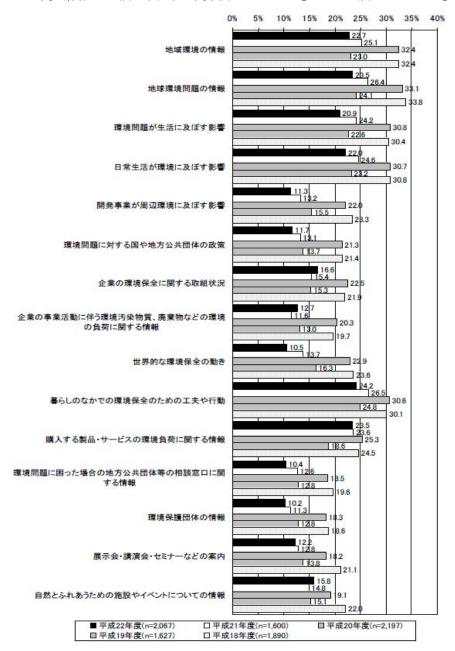
近年、製品・商品等の環境情報を、ラベルを利用して顧客に提供している事例も多く出てきている。しかし、調査結果を考察すると、企業からは十分な環境情報を発信されていないか、発信されていても効果的な方法となっておらず、企業の環境情報が望まれる消費者に伝わっていない可能性がある。

他方、企業の環境配慮活動について消費者に理解を求めるためには、消費者に環境情報を提示するのみならず、消費者とコミュニケーションを行うことも効果的である。これについては、国内企業でも先進的な取組を行っている事例があり、その効果が参考になる。

味の素は、環境報告書及び CSR 報告書を作成するにあたって、「味の素グループ CSR 活動にご意見をいただく会」、環境報告書を活用した大学での講義、主婦等を対象としたグループインタビューを通じて消費者とのコミュニケーションを図り、環境配慮活動に反映している。また、イオングループは、商品情報のホームページでの情報提供、売り場での

「グリーンアイ生産者情報 QR コード」、「海のエコラベル (MSC 認証)」等による情報発信を行うとともに、課題解決へのアプローチを模索している。

図表 53 環境情報への満足度(「十分満足している」「まあ満足している」の合計)



(出典)環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」2011年

#### (2) 課題

#### ① 金融における環境情報の利用の課題

#### イ)環境に配慮した投資

環境情報の有効な利用にあたって、金融において投資家が果たす役割は大きい。すなわち、投資家が企業の環境に関する取組を投資判断の要素としようとするときに、その判断に有用な情報が利用可能な状態にあることが必要であり、また、投資家がそうした情報を求めることにより、環境情報の開示は更に進むと考えられる。

しかし、欧米の市場と比べて日本の SRI 市場の規模は小さい。その理由には、資金提供をする一般投資家、年金に拠出する労働者、株主、その他金融市場に関係する者の ESG 投資への関心が低いことが一つの要因だと考えられる。

他方、近年のESG 投資の増加は、グローバルな規制動向等ともあいまって、ESG ファクターがビジネスに密接に関連し、かつ投資パフォーマンスにも関連性がある、と海外の投資家が考え始めていることに起因しているとも考えられる。社会的な問題をビジネスと連動させて解決を図ろうとする企業の姿勢と、資金提供者の投資目的が合致することにより、ESG 投資への意思決定につながっているといえる。

とりわけ、大口の資金提供者である公的年金を含めた年金基金等の動向は ESG 投資に大きな影響を及ぼすため、その投資拡大が重要な課題である。我が国の年金基金等においては、CSR や SRI 投資、ESG 投資の認知度は比較的高く、また運用方針への ESG 配慮の記載も将来的に肯定的な意見も多いことから、その理解や重要性はある程度認識されているといえる。しかし、実際には、ESG 投資活動はあまり活発に行われていないことがアンケートでは示唆されている(図表 40~図表 42)。

この原因としては、一般国民や従業員等の ESG 投資への理解は以前より広がっているものの、実際に年金基金が ESG 投資を行うことについては消極的であることが挙げられる。このためもあって、ESG 投資に関する投資情報が、投資運用会社等から年金基金等に十分提供されていない。年金基金等が考える ESG 投資発展のためのもっとも重要と思われる条件としては、「パフォーマンスの優位性の明確化」、「検討に値する十分の期間の運用実績ができること」、「社会的な関心や要請が高まり、無理なく採用できる環境が整うこと」を挙げる回答が際立って多く、最終的にはパフォーマンスとしての結果が伴わないと実際の投資には踏み切れないものと推察される(図表 54)。

重要なことは、投資家が企業の環境取組に関心を示すときに、投資判断に有用となる情報が提供されていることである。こうした情報に基づき、経済的な要因から評価が同等であれば環境配慮をした企業を選定できるようにすること、選んだ銘柄の環境的な視点での評価を投資家が理解できるようになることが望まれる。実際、我が国の企業には、環境的側面で高評価を受ける銘柄が多くあるが、投資家等は実行した投資をそのような視点で捉えていないということが多々ある。

年金基金等の機関投資家は、環境情報の開示基盤を構築する上において重要な役割を果

たす。機関投資家が開示された ESG 情報から投資先企業の環境経営を理解し、中長期的視点で投資しようとすることで、投資家等向けの環境情報の開示が促進されていく。その際には、ESG 情報の媒介役となる運用会社等も、市場でその役割を十分発揮しなければならない。

将来において、ESG による企業評価がメインストリームになることを念頭に、投資家等が ESG 投資に関するリテラシーを身に付けて、ESG 投資の意義や日本経済に与える効果を十分理解しておくことが重要である。

図表 54 日本の年金基金・制度における ESG 投資が進展するための必要な条件 (最も重要だと思われる条件)

	回答数	割合 (%)
検討に値する十分な期間の運用実績ができること	39	15.6
他の運用手法に対してパフォーマンス上の優位性が明確になること	48	19.2
受託者責任に反しないことが明確になること	5	2.0
年金基金・制度の役職員が ESG に関する意識を高めること	1	0.4
母体企業が ESG に積極的に取り組むこと	2	0.8
加入者等の意識が進み、加入者等から ESG 投資を要請されること	0	0.0
社会的な関心や要請が高まり、無理なく採用できる環境が整うこと	32	12.8
運用会社が積極的に ESG 関連の商品開発に取り組むこと	3	1.2
委託先の運用会社が情報提供を充実させること	5	2.0
コンサルタント会社が情報提供を充実させること		0.0
投資先となる企業が ESG に配慮した経営活動水準を高めること	2	0.8
投資先となる企業が ESG に関する情報開示を進めること	4	1.6
	0	0.0
税制などを通じ ESG に配慮した企業活動促進の政策が行われること	5	2.0
回答者数	250	

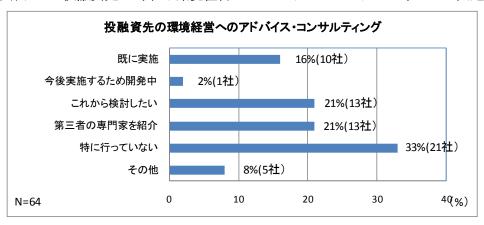
#### ロ)環境に配慮した融資

環境配慮型の融資を金融機関が実施するにあたっても、融資先の企業の CSR 活動が企業の財務状態に影響を及ぼす可能性等を考慮する必要があり、これに関連する情報の入手可能性は重要である。こうした影響は、グローバルな活動を通じバリューチェーン全体に波及して、融資先企業のビジネスリスクやチャンスとなり得ると考えられる。このため、融資を実施する金融機関が視野を広げて企業活動を見た場合には、環境配慮型の融資は、十分経済合理性を有するものである。

ただし、金融機関の場合には、融資先企業の経営者に直接アクセスして情報を入手し融 資判断をすることが通常であり、この点、投資先企業の分析をするアナリストが媒介する ESG 投資とは異なる。金融機関の場合、担当者が企業の環境経営についてより深く知り、 取組をサポートすることも可能である。

しかし、21 世紀金融行動原則署名機関を対象として実施したアンケート調査において、 金融機関が投融資先へ行うアドバイス・コンサルティングの実施は一部の金融機関に限られていることが示唆された。これは、現時点において多くの金融機関がこうした活動にメリットを見出していないことの現れとも考えられる。

とはいえ、数多くある金融機関の中でも 21 世紀金融行動原則に署名した金融機関は環境への意識も高く、今後、これらの金融機関が環境配慮型の融資を実施する可能性は十分あるものと考えられる。環境経営のアドバイス等の実施について、「これから検討したい」、「第三者の専門家を紹介」という金融機関が合わせて 42%もあることから、その意欲の高さがうかがえる (図表 55)。



図表 55 投融資先に対する環境経営のアドバイス・コンサルティングの実施

(出典)環境経営学会、カーボンマネジメント推進委員会「中小企業の環境経営促進に関するアンケート 調査 | 2012 年

中小企業の環境経営促進にあたっては、地域の金融機関がどのような機能を果たし、どのような商品や解決策を提示できるかが課題となる。こうした課題について、企業の環境情報を活用しつつ解決を図ることができれば、地域金融機関と中小企業の連携も強化され、金融・企業両者にとっての経済活動の底上げにつながると考えられる。

一方で、金融機関にとって、環境配慮型の融資には短期的には経済合理性を見出しづらい面もあると考えられ、残高が増えない大きな要因となっている。そのため、企業の CSR 経営を考慮できる能力の構築と、中長期的な視野で経済合理性を見出し、かつ環境負荷低減に貢献できる案件等への融資のインセンティブ付けが課題である。

### ハ) 投資家等向け環境情報開示

<財務報告制度等における環境情報開示>

投資家にとって環境情報が投資判断の材料として重要性が増してくると、そうした重要情報の数値化や比較可能性及び信頼性が重要になる。「3.1 (1)②環境報告」において述べたように、環境報告書等における環境数値やデータの開示は一定程度進んでいると考えられるが、投資家が判断材料として利用するためには、環境報告書等を作成している割合が大企業でも4割弱という現状は十分ではなく、また、重要な情報が網羅的に開示されているか否か不明確であり、比較も難しい状況にある。

企業の環境報告書の作成が努力義務である現状では、開示する企業数を増やし記載事項を充実するには限界があり、抜本的にこの課題を解決することには困難がある。また、財務報告制度における有価証券報告書等においては、投資家保護に必要な情報については、環境に関連する事項であっても「事業等のリスク」等として記載されるべきであるが、規制等において環境情報の記載は明記されていない。このように、現状の開示制度において、ESG 投資を促進する、又は ESG 投資リスクを軽減するという観点から、十分な開示がなされているとは言い難いとの指摘もある。

そのため、環境・社会的情報を求める投資家にとっては、情報の収集・調査に大きな負担がかかる、必要な情報が容易に入手できない、といった問題が存在する。また、リスク・機会情報を中心に、すべての情報が正確に数値化できるわけではないため、定性的な情報について比較できる枠組みも必要となってくる。日本証券アナリスト協会の証券アナリスト向けアンケートによると、約9割近くのアナリストがESG情報は重要であると認識しており、ESG情報の提供の促進は重要な課題である(図表 56)。

ESG 投資を行おうとする投資家等の投資判断に資する十分な情報は財務報告において提供されることが望ましいが、財務報告制度における環境情報開示について何らかの指針や記載例等によって企業の開示を促していくことが課題といえる。

図表 56 ESG 要因の重要性認識

		短期 1年未満	中期 1~3年	長期 3年超	総計	
		9%	51%	39%	100%	
ESGは重要	86%	43	268	203	514	
Aに対する比率		77%	87%	86%	86%	$\triangleright$
ESGは重要でない	14%	13	39	33	85	
Aに対する比率		23%	13%	14%	14%	
全体数(A)	100%	56	307	236	599	

(出典) 日本証券アナリスト協会 報告書「企業価値分析における ESG 要因」2010 年

#### <開示基盤>

有効な環境情報の開示基盤を整備することは、ESG 情報の開示に関する課題を解決する一つの方策である。しかし、現状において、投資家等が利用しやすい環境情報の開示基盤は存在しない。過去に同様のテーマについて設置された検討委員会等での検討内容では、開示基盤の有効性を確保するためには、以下の事項に留意する必要があるとされている。これらの事項を満たした開示基盤の構築が課題である。

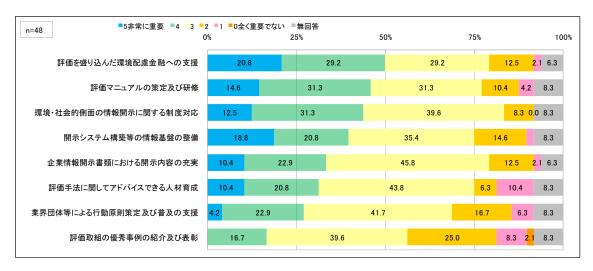
- ・ 利用者毎に、利便性の高い開示基盤を整備すること。 (既存の開示基盤を有効活用する。)
- ・ 情報利用の裾野を拡大する視点を持つこと。
- ・ 定性的及び定量的な情報が関連付けられて開示されること。
- ・ ICT の活用により、情報の質(比較可能性等)及び情報の利便性(入手可能性・ 分析容易性)を向上させること。

なお、環境省の調査によれば、投融資先における環境・社会的取組の評価の促進のため 国等に期待することとしては、「評価を盛り込んだ環境配慮金融への支援」、「評価マニュア ルの策定及び研修」、「環境・社会的側面の情報開示に関する制度対応」に続いて、「開示シ ステム構築等の情報基盤の整備」が挙げられている(図表 57)。

また、企業が SRI 投資の調査機関等から共通的に要請される環境情報に関し、その開示 を促進する有効な施策としては、「質問フォーマットの標準化」が「非常に重要」又は「重 要」と回答した企業が約 8 割と多く、次いで「算定基準の統一(業界等)及び」、「環境情 報等による開示の有効利用」が重要項目として挙げられている(図表 58)。

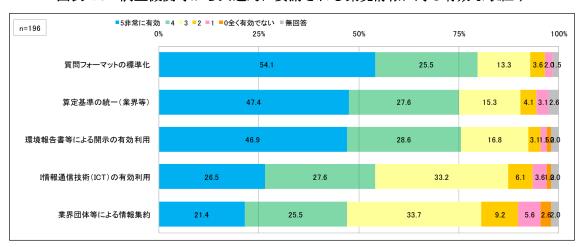
このように、開示システムは、開示内容、評価手法等といった他の重要事項と並び、その重要性が認識されていると言える。

図表 57 投融資先における環境・社会的取組の評価促進のため国等に期待すること



(出典)環境省「環境経営等に関する意識調査」2011年

図表 58 調査機関等から共通的に要請される環境情報に対し有効な取組み



(出典) 環境省「環境経営等に関する意識調査」2011年

#### ② 購入における環境情報の利用の課題

### イ) 企業間取引における環境情報の利用の課題

中小企業も含めて、企業の活動を環境配慮型に導いていくためには、企業間取引において、バリューチェーン全体を環境に配慮した形に変えていくことが必要であり、こうした動きは既に見られるようになっている。特に、日本企業に求められているものとして、中小企業の競争力向上と同時に環境課題への対応の視点が重要である。

たとえば、企業間取引において、調達元の要請基準をサプライヤーが満たしていない場合に取引継続が危ぶまれる一方、よりサプライヤーとともに成長する観点から、できるだけ対応を促すよう調達元から様々な支援を行ったりするといった例があり、こうした取組において環境情報が利用されている。

我が国においても、多くの大企業がグリーン調達や CSR 調達に取り組んでおり、また、 CDP への対応のためサプライヤーに CO<sub>2</sub>排出量に係る情報を提供するよう要請する等、環境情報の利用は一定程度行われていると言える。しかし、サプライヤーから CO<sub>2</sub>削減提案を受けて、新たな環境配慮型の製品や部材の採用・開発につなげ、サプライヤーと共同で環境負荷低減に取り組んでいるといった事例は、それほど多くない。

企業が率先してリスクをチャンスに変えていくためには、バリューチェーン全体を視野に入れて、ビジネスとリンクした環境への取組として実施していく必要がある。中小企業の中には、自らの生き残りに必要な取組と考え、環境経営や CSR 経営を取引先企業とともに積極的に行っているものもあり、こうした取組において、環境情報が適切に利用される必要がある。しかし、企業の連携した取組や評価は、国内でも一部の企業や業界等で実施されているが、より多くの企業が参加する共通の枠組みにはつながっていない。

#### ロ)消費者による環境情報の利用の課題

一般的な消費者がアクセスしやすい新聞、CM等の各種メディアで企業の環境情報が発信されることは、以前に比べ多くなっている。また、最近ではSNSによる環境情報の発信や、口コミによる普及効果を重視する企業もある。しかし、これらの企業の環境情報は、消費行動全体を環境配慮型に誘導する観点では、消費者に十分に伝わっていないと考えられる。環境に配慮した消費に経済合理性が伴わないような状況下では、多くの消費者に環境意識をもって購買行動につなげてもらうことは難しい問題といえる。

また、大多数の消費者にとって、企業等が発信している環境情報は、その内容と背景となる環境課題との関係等を読み取るのが難しいと指摘される。消費者にわかりやすい形で開示しなければ消費行動につながらない点に留意する必要がある一方、消費者側の理解向上に向けた取組も必要と考えられる。

これを解決するために、一部の先進的な企業で実施されているように、購入する店舗において商品と環境情報を関連づけて環境への取組を説明する等、消費者とのコミュニケーションを通じて、消費者の理解向上と消費者のニーズに即した環境情報の開示手法の開発に取り組んでいくことが求められる。

### 3.3 特定事業者等による環境情報開示と利用状況

本節では、環境配慮促進法において、毎事業年度、環境報告書を作成し、これを公表する(同法第9条)ことと定められている「特定事業者」、各省庁及び地方公共団体における環境情報の開示及び利用の状況について述べる。

### <特定事業者による環境報告書の作成>

## 特定事業者による環境報告書の作成公表義務について

すべての特定事業者12が、環境負荷の数値を含む環境報告書を作成・公表している。

### 特定事業者による環境報告書の記載事項について

特定事業者の環境報告書における「記載事項等」(環境配慮促進法第8条)の記載状況について調査を行ったところ、「記載事項等」に該当する事項は概ね記載されていた。

事業活動に伴う環境負荷に関する数値については、エネルギー使用量、CO<sub>2</sub>排出量、紙使用量、水資料量、廃棄物排出量、化学物質使用量等、データを豊富に盛り込む特定事業者も多く見られた。

環境報告書に関し、地域住民や学生からアンケートをとるとともに結果をフィードバックするといった利用者とのコミュニケーションの取組を行っている事業者も見られた。

その一方で、対象となる組織範囲の記載のうち、環境配慮の目標及びその達成に向けた 取組計画の記載が明確でない、マネジメント体制・運営方法の記載が不十分、利用者との コミュニケーションの記載がない、といった例も見られた。

#### 特定事業者による環境報告書の信頼性向上(報告書の審査)について

特定事業者 93 事業者のうち、第三者審査を受けている機関は 8 事業者、第三者意見を受けている機関は 32 事業者、自己評価を行っている機関は 33 事業者であった。このうち、自己評価と第三者審査または第三者意見の両方とも実施しているのは、13 事業者である。いずれの信頼性向上策も実施していない機関は、33 事業者あった。

### <各省庁による環境配慮等の状況の公表>

政府の環境政策の実施状況については、環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書において毎年度公表されている。また、各省庁は、環境配慮等の状況をウェブサイトにおい

<sup>12</sup> 特定事業者とは、特別の法律によって設立された法人であって、国の事務事業との関連性の程度、 組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令\*で定めるものである。具 体的には、独立行政法人や国立大学法人等が特定事業者として定められている。 \*環境情報の提供の 促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二条第四項の法人を定める政令

て公表しており、環境省はそれらを確認するとともにウェブサイトへのリンクを一覧化している。

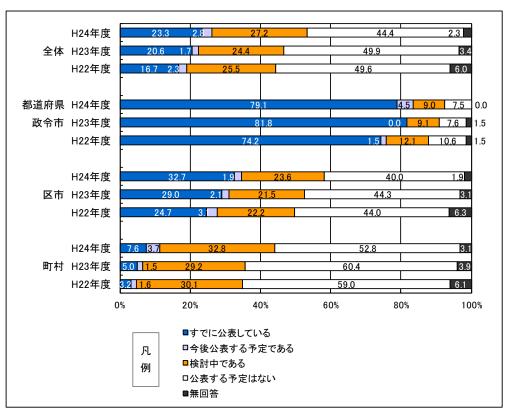
## (http://www.env.go.jp/policy/hairyo law/article6.html)

<地方公共団体による環境配慮等の状況の公表>

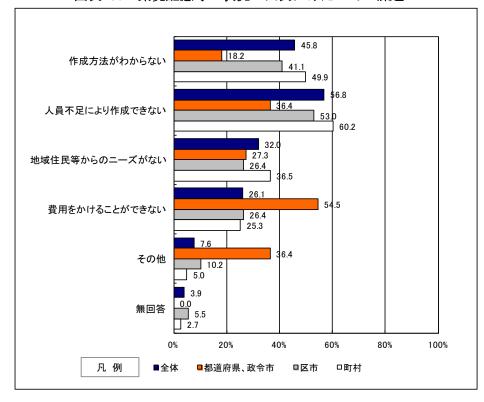
地方公共団体による環境配慮等の状況の公表については、全体では「すでに公表している」が 23.3%、「今後公表する予定である」が 2.8%となった。一方で「公表する予定はない」が 44.4%となっている。団体の分類別の状況を見ると、都道府県・政令市では 79.1% が「すでに公表している」のに対し、区市では 32.7%、町村では 7.6%にとどまったが、区市・町村の「すでに公表している」の割合は前年度より高くなっている。

公表手段については、「ホームページ」が 72.1%となり全体で最も高くなった。次いで、「環境白書に含める」が高い割合となり、都道府県・政令市では 75.0%であった。「広報(行政だより等)」は町村で 37.8%と「ホームページ」に次ぐ高い結果となったが、対照的に都道府県・政令市では 7.1%と低くなっている (図表 59)。

また、環境配慮等の状況を公表していない団体に、公表にあたっての課題を聞いたところ、「人員不足により作成できない」が 56.8%、次いで「作成方法がわからない」が 45.8% となった。特に「作成方法がわからない」については区市・町村ともに回答が多く、具体的な作成方法についてのガイドやレクチャーが必要であると考えられる(図表 60)。



図表 59 平成 22-24 年度 環境配慮等の状況の公表状況



図表 60 環境配慮等の状況の公表にあたっての課題

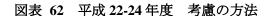
なお、物品等の調達の際の事業者選定にあたって環境への配慮の取組状況を考慮しているかについては、全体で、「考慮している」は 13.3%にとどまり、「考慮していない」が 78.3% となっている。さらに団体の分類別に見ると、都道府県・政令市では「考慮している」が 80.6%と高い割合となったのに対し、区市は 15.3%、町村は 4.3%と低い結果となっている。 この質問の経年変化を見ると、全体的には「考慮している」、「考慮することを検討している」と回答した割合は増加傾向にあり、特に都道府県・政令市では増加傾向が強かった(図表 61)。

また、考慮の方法としては、「入札参加資格審査時の等級・格付において加点要素とする」が 51.7%となり最も高かった。次いで、「入札等の参加条件とする」が 16.1%、「入札等に際し同額を提示した場合に優先する」が 5.2%であった。「入札等に際し金額差が一定の範囲内に優先する」は全体で 2.6%と最も低かった (図表 62)。

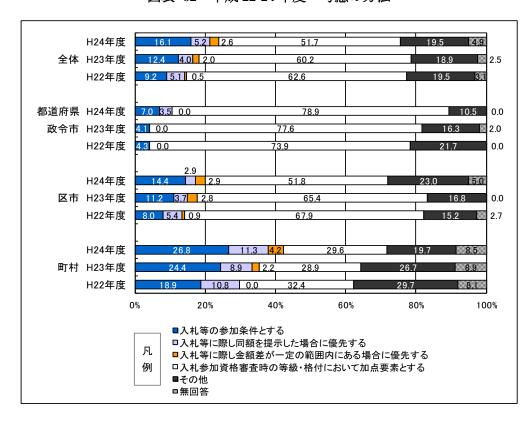
地方公共団体の公共調達における環境の考慮は、中小企業等の事業者にとって大きなインセンティブとなり、環境への配慮の取組の促進につながる可能性が高く、今後は区市町村における公共調達の際の事業者選定の考慮をさらに促進していくことが課題といえる。

H24年度 13.3 5.6 2.8 全体 H23年度 4.7 H22年度 6.3 都道府県 H24年度 4.5 0.0 政令市 H23年度 1.5 H22年度 4.5 H24年度 2.2 区市 H23年度 4.6 H22年度 6.6 H24年度 4.3 6.6 町村 H23年度 3.43.9 H22年度 6.1 3.6 1.8 0% 20% 40% 60% 80% 100% ■考慮している 凡 □考慮することを検討している 例 ■考慮していない

図表 61 平成 22-24 年度 物品等の調達の際の事業者選定の考慮



□無回答



# 4章 今後の施策の方向性

本章では、2章の「目指すべき姿」を念頭におきつつ、前章の「現状と課題」を踏まえて、今後の施策の方向性について検討委員会で議論した内容をとりまとめる。

我が国においては、グローバル企業を中心にバリューチェーン・マネジメント (P16) やその関連情報の開示 (P51) など、先進的な環境経営や環境報告が実施されており、グリーン経済を目指す取組に寄与してきた。特に大手企業の大半がこれらを実施していることは、その従業員や取引先等のステークホルダーに与える影響を通じて、日本全体の取組も牽引してきたといえる。

しかし、グローバルな経済・社会のグリーン化の動きは、環境問題の複雑化に合わせ、 さらに加速している。この動きに遅れることなく、企業がその事業規模に拘わらず、環境 リスク低減と収益獲得に寄与するよう企業価値に直結する形で環境経営や環境報告を実施 し、環境経営の姿を多くの関係者に理解してもらうことが必要である。

特に主導的な役割の発揮が期待される金融においては、社会的な付加価値向上とビジネス成長を合わせ見て経営を営む企業の取組と呼応して、投融資にあたって、中長期的視点を重視し変化する社会経済を視野に入れて企業評価や取引判断を行っていくことが求められる。そうした取組にリスク低減やチェンス拡大の点から合理性があり、短期的な利益追求型の金融取引では達成できない、経済成長と持続可能な社会の実現のための鍵があるものといえる。

そのためには、多くの企業やステークホルダーが、環境経営に関するバリューチェーンでのリスクやチャンスへの理解を深め、開示される利用目的に対応した環境情報の重要性 (マテリアリティ)を的確に判断し、企業とステークホルダーが効果的にコミュニケーションを行い、お互いの意識や能力を高めていくことが重要となる。

今後、第 2 章に記載した「目指すべき姿」への進捗を見つつ、以下に示す施策の方向性 を取組として実現していくことが望まれる。

#### 環境経営と環境報告の普及拡大

<大企業の環境経営及び環境報告の促進>

大企業の環境経営は、従来の狭い範囲にとどまらず、バリューチェーン・マネジメントに広がりを見せつつある。今後、環境のみならず社会的な要素も関連させた形で拡大していくと考えられる。こうしたバリューチェーン・マネジメントの考え方に基づき、サプライヤーの環境情報を有効活用し、企業同士が共同で環境負荷低減型の製品・サービスを開発したり、コミュニケーションを活発化したりすることで、ビジネス機会の創出と環境負荷低減のポテンシャルを拡大することができる。

しかし、大企業の中でも比較的規模の小さい企業では環境経営の実施が進んでいない実 態に鑑みれば、バリューチェーン・マネジメントがさらに中小企業まで行き渡るには一定 の限界があることも予想される。また、大企業が一方的にサプライヤーに情報の提供を要求することは、サプライヤーに経営目的とは離れた作業を強いることにもなりかねず、競争力向上には結びつかないおそれもある。

単に環境情報等の提供を要求するのではなく、企業間の協力やグリーン・イノベーションの機会を増幅させるような、日本らしいバリューチェーン・マネジメントを促進していくことにより、我が国の強みとしていくことが重要である。その際、企業内における人材育成、社外専門家の利用、業界団体等における情報共通の枠組み作りなども促していくことが望まれる。

環境報告についても同様に、企業の強みを発揮するために、作成され、利用されることが望まれる。企業にとって、環境的課題が企業経営上のリスクやチャンスであることは世界的に変わりないはずであるが、日本においては企業の環境報告は義務とされていない。環境情報等の開示について一定の義務付けが行われれば、環境情報の開示を社会が必須条件と思うことで、環境保全やその情報開示についてのマインドが変わる可能性がある。

ただし、単純に義務化に進むことは必ずしも企業を正しい方向に誘導しない可能性がある。企業によって業種や規模及び課題も異なり、また、環境報告の利用者も多様であることから、効果は一様には発揮されない可能性もある。そのため、環境報告に関する制度を検討するにあたっては、作成者側の負担、利用者側の利用可能性、社会からの要請等、様々な要因を考慮することが求められる。

一方、大企業でも環境報告を実施していない企業は依然として多く存在する。大企業であって環境報告を実施していないものは、社会的責任の履行が不十分であると判断されてもやむを得ないといえよう。当該企業にとっても、取引先企業や顧客、金融機関等から環境配慮に積極的でないと評価されてしまう「リスク」となるものである。今後は、未だ環境報告を作成していない大企業に対しては、より強くその作成を求めていくことが適当である。

本検討委員会では、上場企業並びに一定規模以上の企業や海外売上が一定割合以上の企業等には、少なくとも環境配慮促進法第8条第1項に基づく「記載事項等」については、環境報告書の作成を義務化すべきであるとの意見があった。また、環境報告書を作成している企業と作成していない企業を一覧で把握できるようにする、作成した企業には国に報告させることとする、作成しない企業はその理由を公表させる等の方策も挙げられた。

このような意見を参考に、企業にとっても明確な差別化やメリットのある仕組みを目指 して、継続して検討していくことが求められる。

# <中小企業等の環境経営及び環境報告の促進>

中小企業等の規模の小さな事業者の環境経営の普及のためには、前述のように、バリューチェーン・マネジメントの進展において、企業間の協力を含め、中小企業等の環境経営が促進されるような取組が進められることが重要である。また、エコアクション21の活用等による取組を引き続き推進することが重要である。インセンティブを提供することも

有効と考えられ、例えば、21 世紀金融行動原則に署名している金融機関とも連携し、環境投融資とエコアクション21を関連付けて取り組むことも考えられる。

この他のインセンティブとして、例えば、グリーン購入法や環境配慮契約法等を活用し、 公共調達において環境経営や環境報告の実施を考慮することも検討すべきである。特に地 方自治体の調達による環境配慮企業への差別化は、地域におけるグリーン経済の活性化に 有効であり、促していく効果は大きい。

環境報告の観点からは、バリューチェーン・マネジメントの中で、中小企業の環境情報が有効に活用され、中小企業の努力が取引先企業に適正に評価されることが必要である。 それにより、中小企業の環境経営が継続的に促進され、競争力を生み出すことも可能となる。中小企業としても、自らの経営を守るためにも環境報告を実施する意義を見い出していけることが好ましい。

これらを考慮した上で、中小企業が環境経営及び環境報告を実施するための支援を引き続き行っていく必要がある。

### 環境報告の質の向上

<開示する情報・指標>

環境報告の質の向上のためには、作成する企業側と読み手である利用者側の認識や意向のギャップを解消していくことが、極めて重要である。グリーン経済の実現に向けて、企業としては望まれる情報の開示を目指すことや経営者の理解を図ること、利用者としては環境情報を読み解く力を付けること等が必要となる。そのために、ステークホルダー・エンゲージメント(利害関係者への対応)を通じて情報を収集したり、経営にステークホルダーの期待や要請をフィードバックしていくプロセスを企業が構築したりすることも求められる。NPO 等との対話も含め、環境コミュニケーションに関する新たな考え方を整理していく必要がある。

また、環境問題が事業活動の経営上の問題としても重要となってきている中、企業のリスクやビジネス機会に関する重要な環境情報の適切な開示も重要とある。企業が適切な開示を実施できるように、例えば、業種別に重要な指標例(KPI)を提示し、特定の事業活動における重要な情報の判断の参考を示すことは有効である。そのために、KPI の考え方などを記した KPI のガイダンスを策定することが望ましい。これは、投資家等の利用者が環境情報を用いて投資判断等を行う際にも有用である。

この他にも、開示情報には、バウンダリの不統一、算定方法等の開示漏れ等、解決すべき課題は多い。また、政策的に利用される企業の環境情報や指標をどのように蓄積し、利用するかの方策も十分検討できていない。さらに、リオ+20の成果文書の内容、欧米や新興国における環境情報の開示状況等、国際的な動向との整合性を考慮していくことも必要である。

さらに、環境情報がグリーン経済で機能することを目指すのであれば、その比較可能性 も重要となる。しかし、全ての情報を数値で単純に比較することは困難が多く、同業種で あっても他社比較ができない場合が多い。そのため、数値の背景情報や算定方法等の提供、 時系列比較や改善度の評価等を含め、対象分野や情報の性質に応じた合理的な比較可能性 について検討していくことも重要と考えられる。

## <信頼性>

投資判断に環境情報を利用するようになると、第三者審査によりその信頼性を確保することが必要になってくると考えられる。しかし、現状では信頼性確保の手法は発展段階にあり、社会一般に浸透したものとはなっていない。そのため、第三者審査について「審査」、「独立した立場」、「審査人の力量」等を明確にしたり、社会からの要請に応じ求められる手法について紹介した信頼性の付与に関する手引きの作成等を引き続き検討していく必要があると考えられる。

## 金融等における環境情報の利用促進

### <リテラシーの向上>

金融機関が、適切に公表されている ESG 情報から企業価値等を正確に読み取ることができるようになれば、企業の環境経営の促進に対するインセンティブが発現すると考えられる。多くの投資家等にとって ESG 情報の利用は課題を残すところでもあり、環境情報を含む非財務情報の情報開示による投融資評価を進めるためにも、セミナー等により投資家や金融機関等による ESG 投資等のリテラシーの向上を引き続き図っていく必要がある。

同時に、リスク情報と潜在成長力を評価するにあたって必要な情報が適切に開示されることも非常に重要であり、それらを KPI 等により企業戦略に関連付けて開示していく仕組みが構築されていくことも重要である。

また、消費者が信頼できる情報に基づき、環境に配慮した商品等を選択購入できる環境を整備することも重要である。消費者が企業の環境配慮の取組を適切に理解・評価できることが、企業の永続的な環境配慮行動には必要である。そのため、企業との対話の促進や環境配慮の見える化を図っていくことが有効であろう。

## <環境に配慮した投融資>

長期的な社会の変化を俯瞰するならば、企業経営における環境配慮は、リスク低減とビジネス成長の観点から不可欠な取組となる。つまり、金融取引においても企業の環境配慮の取組を考慮に入れることは、相対的に投資のリスクを下げることにつながり得る。したがって、投資家や金融機関等が、環境配慮の取組と企業価値との関連を理解できれば、環境に配慮した投融資も経済合理性を有するようになる。グローバルな金融市場においてESG 投資が盛んに行われつつあるのは、この考えが浸透しつつあることの現れともいえる。

我が国の金融機関として、こうした取組を世界に遅れることなく実現していく上で、21世紀金融行動原則の取組はきわめて有意義である。署名している金融機関同士で協力して、ESG 投資や環境配慮型の融資等の取組について、意識と情報を共有し、さらに幅広い機関

へと取組を広げ、レベルアップを図っていくことが望まれる。こうした取組を後押しする ことが重要であり、政府としても、例えば、環境に配慮した融資への利子補給事業等によ り、引き続き支援をしていくことが重要である。

環境金融の普及においては、特に、地域金融機関の役割が注目される。再生可能エネルギー等の自然資源を活かした環境ビジネスを地域で促進することは、地域経済の活性化や雇用促進にも資する重要な課題だからである。地域金融機関等が環境分野に投融資をすることで、地域でお金が回る仕組みを作っていくことが重要である。このため、例えば、地域金融機関等に対して融資先企業の環境経営等の評価の体制整備や手法の検討を支援すること、エコアクション21の促進と関連させつつ企業と地域金融機関等の新たな連携策を検討すること等も望まれる。

一方、ESG 投資は、多くの年金基金において「受託者責任に反するものではなく、投資手法の一つである」として理解されており、特別な投資手法との認識はほとんど持たれていない。また、年金基金等の ESG 投資に係る運用方針への記載については、将来的な取組として肯定的な意見も多い。にもかかわらず、結局、パフォーマンスの結果と ESG 投資との因果関係が明確でないことや、短期的な視点でしかパフォーマンスを見ていないことから、実際の ESG 投資の実施にはほとんど至っていないと推測される。

企業年金等は従業員の安定した年金運用が主たる目的と考えられるが、企業年金等が環境や社会配慮の観点から ESG 投資を明示的に実施していることは希である。実際には CSR 経営を行っている大手企業に年金基金等が投資をしている場合も多いが、ESG 投資の視点では捉えていない。この要因としては、企業年金等に母体企業の環境配慮の取組の一つとして ESG 投資が浸透していないこと、投資運用会社等から年金基金への情報提供が十分でないこと等が挙げられる。

今後、取組を促進していくためには、運用会社等からの ESG 投資手法や実績等の情報提供や、年金基金等による運用方針の自主的な開示等を促していくことが有効と考えられる。

#### <投資家等向け環境情報開示>

海外を中心に ESG 情報の開示制度化の議論が活発化しており、我が国においても、財務報告や年次報告書で環境や社会的側面の情報を開示する企業が今後増えてくる可能性がある。現に、両者を一つの開示媒体に統合して開示する統合報告を採用する企業が増えつつあるが、非財務情報が財務情報と関連して開示されることにより、CSR 経営の全体像を立体的に見せることが期待される。

統合報告のような開示形式は、経営を伝えたいとする企業側、企業を理解したいとする 投資家等の利用者側の双方にとって望まれることである。しかし、諸外国における財務報 告制度と関連した環境・社会情報の開示の枠組みは様々である。また、統合報告のみで、 環境経営を中長期視点で評価するために必要な環境情報の十分な開示が担保されない可能 性もある。

ESG 情報開示の在り方について、本検討委員会においては、指針等により法的に開示する意味を明確にすることが望ましい、金融商品取引所で環境報告の要約について開示する

ことを検討すべきとの意見があった一方、当面は任意的な開示書類で精度を高めていくことも一つの方法であるとの見方もあった。

海外においては、温室効果ガス排出量を始めとする環境情報がリスク情報として開示義務化の対象とされたり、水利用に関する流域への影響を開示する手法が開発されたりといった動きもある。我が国の環境情報の開示については、世界の開示水準から遅れることのないよう、また、企業努力の適切な評価につながるものとなるよう、積極的に進めていくことが望まれる。

我が国においても、各国の動向を注視しつつ、環境経営を投資家等が適切に評価する観点から、投資家のニーズに合致した環境・社会情報の開示方法について、継続的に検討していく必要がある。また、例えば、有価証券報告書、事業報告書、決算短信等の様々な開示書類における環境情報の記載例を提示すること等により、投資家等向けの環境情報の開示を促していくことも有効と考えられる。

### <開示基盤>

投資家等による環境報告の利用促進を目的とする場合、KPI等の重要な環境情報が、財務報告と互換性がある開示基盤において、分析等に利用できる状態で開示されることが鍵となる。例えば、環境報告の要約版フォーマットなどで XBRL を利用した IT 基盤により開示されれば、投資家は、財務情報と同様に環境情報を利用でき、投資選別等への活用が期待される。さらに、この開示基盤を世界的に通用するものとしていくことで、ESG 投資が活発な海外投資家等による活用にも広がる可能性がある。

そのためには、環境報告の要約版フォーマットを、海外投資家やESG調査機関等も含め、作成者側及び利用者側の双方の観点から利用しやすい形で作ることが必要であるとともに、こうした開示基盤の有用性が広く実感されることも重要である。それには、企業のビジネス機会やリスクへの影響など、投資判断に有効な非財務情報についてさらに議論を深めていくことが重要であり、また平行して試行的な取組を進めることも有効と考えられる。

なお、フォーマット化を行う上では、企業個別の実情に応じた記載が出来ることも留意 すべきである。また、CDP、Bloomberg等と連携をすることや、企業間取引や行政による利 用との関連も視野に入れておくことも考えられる。

多くの企業や利用者への理解と協力を得るためには、環境情報に関する国内外の動向や 政策の情報共有、ICTを利用した開示プラットフォームの整備等について、関係各省庁や証 券取引所等を含めた官民の関係者が連携して取り組んでいくことも重要であろう。

## 関係者の協力による今後の取組の推進に向けて

気候変動や生物多様性の損失に代表される地球環境の危機への認識が広がる中で、国際的には、環境対策を経営戦略として捉えた環境経営や環境報告の取組が進みつつあり、また、投資情報とも関連した環境情報の開示の制度化も進んできている。我が国においても、こうしたグローバルな動きをしっかりと意識しつつ、経営戦略としての環境経営、長期的視点を持った環境金融、そしてこれらを成立させる基盤である環境情報の開示を進め、グリーン経済の実現に向けて進んでいく必要がある。

経済活動は地球生態系に依存して営まれている。地球環境が破壊されれば現在のような 経済活動は続けられず、企業活動の継続や発展もあり得ない。地球環境の危機に直面する 今日、企業には、社会的責任として、積極的な環境対策の推進が求められている。

現代の経済活動は「お金」を中心に動いており、金融は経済全体に大きな影響を与えている。金融が近視眼的な利得を求める力として働くとき、金融危機に見られるように経済を不安定化させるとともに、自然資本を費消し環境破壊を加速させる可能性がある。一方、長期的な視点から社会が必要とする分野にお金を回す機能が発揮されるならば、持続可能性を回復する上で重要な役割を果たすと期待される。

企業と金融にはともに、自らの活動がよって立つ基盤とその影響とを認識し、長期的な 視点に立って持続可能な活動を目指して取組を進めることが、社会的な責任として求めら れている。

危機に直面し、NGO/NPO、科学者をはじめ様々な主体の活動により、国、地域、世界レベルで、法的規制から実効的な活動まで、環境対策を求める様々な制度や仕組みが形作られてきている。これらは環境問題が深刻化するにつれ、今後、より強化され、企業の取組をより強く求める枠組みへと進化していくと考えられる。そうした中で、環境対策の遅れは、企業経営にとって深刻なリスクをもたらすものとなっている。

一方、こうした動向を的確に捉え、先取りして行動していくことで、リスクをチャンスに変えることが可能となる。例えば、企業が環境配慮を予防的に実施していくことで、環境リスクを低減し、ステークホルダーからの評価を向上させ、さらに取引関係の強化とビジネスチャンスの拡大につなげることが可能となる。日本は、かつて厳しい公害規制と対策に果断に取り組み、また、石油危機に直面して省エネルギーを進め、環境対策技術において世界をリードする地位を築いてきた。今、国際的動向を先取りして、企業が経営戦略として環境対策を進めることは、日本経済全体の競争力を高めることにもつながるはずである。

このような取組をできるかぎり効果的に進めていくためには、企業と金融や消費者等との間の意識のギャップを埋め、方向性を共有して進んで行くことが重要である。それぞれの努力が関係者に的確に評価されることで、リスクはより低減され、チャンスはより早く顕在化することが期待できる。環境報告は、意識の共有のためのツールとして重要である。企業が環境報告を実施することで、多くの人が企業の目指す方向性を理解し、評価をすることが可能となる。この評価が、ステークホルダーとの対話、金融や消費という社会の仕

組みを通じて経営にフィードバックされることによって、さらに企業が高い環境取組を実践することにもつながる。幅広い関係者によるこれらの取組を効果的なものとするためには、国がその役割を発揮し、必要なルールの設定と環境の整備を行っていくことが求められる。

地球の未来を予測する様々な調査研究において、人為的影響による地球環境の回復不能な損失は膨大と予測されており、それを回避するためのコストも大きく膨らむと考えられている。しかし、リスクの捉え方は、個々人の考え方や価値観によって異なっており、未来を予測した行動を多くの人が共有することには、限界が伴う。個々人と同様に、経営者が主導すべき企業の環境配慮も然りである。経営者には、現在発生している事象や物事を俯瞰的に見て、客観的に向かうべき方向性やとるべき行動を判断する能力が本来必要である。しかし、企業により経営環境が異なっているため、長期的視点で社会貢献とビジネスとを統合させようとしても、困難な局面もある。これは、金融においても同様であり、短期的な利益追求を志すマインドは、長期にわたるリスクを気づかせないまま、いたずらに浮き沈みを繰り返すことにつながりかねない。

そのため、あるべき一つの方向に向かい、多くの人が環境意識を高め、実際に行動していくことが肝要である。その方向性を打ち出す役割を担う者として、各国の行政の他にも、国を超えた立場から将来世代を含む利益を代表しようとする NGO とともに、ビジネスにおいて国際社会からの要請に常に晒されるグローバル企業も重要な立場にあると考えられる。そして、金融、地域市民、NPO、消費者等が自らの意見を明確に発信していくことも、社会全体に正しい行動を促すために重要である。

本報告書で提言された取組を、行政、企業、金融を始めとする関係者が、主体的に、かつ緊密に連携して進めていただくことを期待する。なお、経済社会や環境対策の状況は、グローバル経済の下、速いスピードで変化している。本報告書の提言についても、今後、適時適切に見直され、必要な取組が進められていく必要がある。

## 参考資料 1. 環境配慮促進法の目的

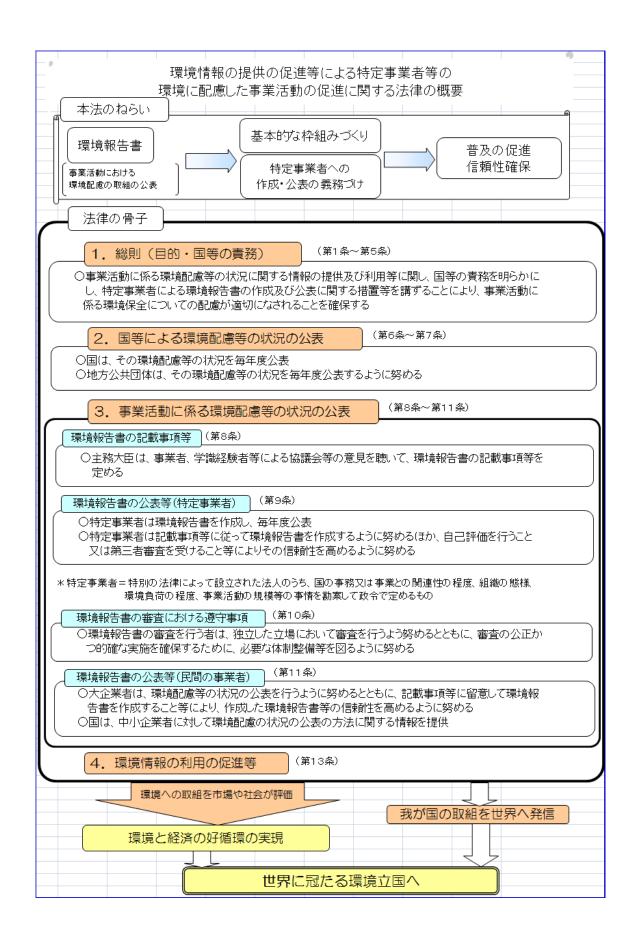
環境配慮促進法(平成 16 年法律第 77 号 正式名称:「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」)は、事業者と様々な関係者との間の重要なコミュニケーション手段である環境報告書の普及促進、信頼性向上のための制度的枠組みを整備し、環境報告書を社会全体として積極的に活用していくこと、その他環境情報の提供・利用の促進等の措置を通じ、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成 16 年 6 月に成立し、平成 17 年 4 月に施行された。

### 環境配慮促進法においては、

- ○環境報告書の記載事項、特定事業者による環境報告書の作成公表の義務付け、環境報告書の審査における遵守事項、民間事業者による環境報告書の公表努力等の、環境報告書に関する制度的枠組みに関する事項
- ○国等による環境配慮等の状況の公表に関する事項
- ○製品等に係る環境負荷低減に関する情報の提供、環境情報の利用の促進 に関して規定が設けられている。

これらの措置を通じ、国民や事業者が投資や商品等の購入を行う際に、事業者の環境配 慮の状況を考慮するよう促し、事業者の自主的な環境配慮の取組を促進することを狙いと している。

法の施行から3年を経過した平成20年度において、中央環境審議会総合政策部会「環境 に配慮した事業活動の促進に関する小委員会」が開催され、環境配慮促進法の施行状況に ついて評価を行い、評価結果についてとりまとめをしている。



## 参考資料 2. 現行の環境経営促進策

環境経営及び環境報告に関する施策について、現在行っているものを例示すると以下の とおりである。

(環境経営・環境報告に関する施策)

## <エコアクション21ドラインの作成>

環境省では平成 8 年より、中小事業者等の幅広い事業者に対して、自主的に「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動することができる」簡易な方法を提供する目的で、エコアクション 21 を策定し、その普及を進めてきた。地域密着型の環境マネジメントシステムとして、多くの関係者の理解と協力により一定の普及が為された。ただし、中小企業全体に対する環境経営の導入割合は低いため、今後もセミナー等を実施して普及を図っていく予定である。

## <環境報告ガイドライン 2012 年版の策定>

「環境報告ガイドライン 2007 年版」に続き、平成 24 年 4 月に改訂された。改訂のポイントとしては、環境報告の概要や KPI (主要業績評価指標)の一覧、経済・社会的状況の記載を整理することにより、重要な情報を環境報告書等に適切に記載することを協調したことである。また、環境報告を作成する上で、留意すべき原則や重要な点を「環境報告の基本指針」としてとりまとめている。

## <環境会計ガイドライン 2005 年版の策定>

環境会計とは、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し伝達する仕組みであり、本ガイドラインは、企業等における環境会計の導入、実践を支援する目的で策定された。特に大企業において、環境報告書に開示することが広がっており、投資機関等による評価項目にも含まれている。

## <エコ・ファースト制度>

環境省は、企業の環境保全に関する業界のトップランナーとしての取組を促進していくため、企業が環境大臣に対し、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策など、自らの環境保全に関する取組を約束する「エコ・ファースト制度」を平成 22 年から実施している。積極的に推進する企業にとっては、さらなる活動を後押しする有効な政策となっている。

## <環境コミュニケーション大賞>

「環境コミュニケーション大賞」は、優れた環境報告書等や環境活動レポート、及びテレビ環境 CM を表彰することにより、事業者等の環境コミュニケーションへの取組を促進

するとともに、その質の向上を図ることを目的とする表彰制度である。主催は環境省と財団法人 地球・人間環境フォーラムで、平成9年度より実施され、平成24年度で16回目を数える。

平成 24 年度より、「環境配慮経営の評価チェックシート」を利用して、応募企業からの 自己評価とそれに対する学生によるフィードバックを開始している。また、環境活動レポート部門では、優良な取組を実施している企業に対して奨励賞を授与することも導入した。

## <環境配慮経営ポータルサイト等>

環境省では、環境経営・環境報告等のポータルサイトとして、環境配慮経営ポータルサイトを平成 24 年度に立ち上げている。これは、環境経営、環境報告及び環境金融に関して実施している施策を収集・整理し、広く情報提供することを目的として設けたものである。 今後は、中小企業向けのサイトをさらに充実させていく予定である。

環境配慮経営ポータルサイト

## http://www.env.go.jp/policy/keiei\_portal/index.html

また、環境報告書のデータベースとして、環境省では特定事業者の環境報告書を閲覧できる「もっと知りたい環境報告書」、また経済産業省では企業等の環境報告書や CSR 報告書等が閲覧できる「環境報告書プラザ」を設置している。

## (環境金融に関する施策)

### <持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則>

環境省が事務局となり、幅広い金融機関で構成される起草委員会によって原則やガイドラインの議論が重ねられ、平成 23 年、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」が策定された。現在、本原則については、現在金融機関 186 社が署名(平成 25 年 3 月現在)している。

### <家庭・事業者向けエコリース>

環境省は、家庭、業務、運輸部門を中心とした地球温暖化対策を目的として、幅広い分野の低炭素機器をリースで導入した際に、リース料総額の数%を補助する補助金制度「家庭・事業者向けエコリース促進事業」を行っている。中小企業等の環境配慮型設備の導入と二酸化炭素排出抑制に寄与している。

### <地域低炭素投資促進ファンド創設事業>

出融資、利子補給等の金融メカニズムを活用して、地域における低炭素化プロジェクトへの投資を促進し、低炭素社会を創出していくために、平成25年度より地域低炭素投資促進ファンド創設事業を実施する。具体的には、一定の採算性・収益性が見込まれる低炭素化プロジェクトに民間資金を動員するため、地域・市民ファンド、SPC等に出資をしたり、環境格付融資等への利子補給を行う基金を造成する予定である。

## (消費者への環境情報提供に関する施策)

### <環境ラベル等の情報提供>

環境省の「環境ラベル等データベース」においては、各事業者により同データベースに 登録された各企業の環境ラベルについて情報提供がなされている。また行政機関・公的主 体が運営するラベリング制度を通じて環境ラベルを提供するものとして、「エコマーク」 ((財)日本環境協会)、「省エネラベリング制度」(経済産業省)等がある。

製品に係る各種環境負荷の定量的データを提供する取組の代表的なものとしては、「エコリーフ」((社)産業環境管理協会)がある。製品の環境情報について、LCA 手法を用いて定量的に表示し、ウェブ上で公開している。また、製品のライフサイクルにわたる温室効果ガス排出量を合算し、 $CO_2$ 換算してラベル化した「CFP (カーボンフットプリント)」(経済産業省・環境省・農林水産省・国土交通省)の取組が平成 21 年度~平成 23 年度で実施されており、平成 24 年度には(社)産業環境管理協会に事業移行され「CFP コミュニケーションプログラム」の運用が開始された。

### <環境表示ガイドライン>

消費者にわかりやすい適切な環境表示の促進に向け、事業者等が取り組むべき内容をまとめた「環境表示ガイドライン」を平成 20 年 1 月に策定・公表した (http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/index.html)。

このガイドラインでは、環境表示の多くを占める各企業による自己宣言型の環境表示について取り組むことで、消費者にわかりやすい適切な環境表示へのステップアップを図っていくことを推奨している。

## (バリューチェーンのグリーン化に関する施策)

### < サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン>

幅広い事業者がサプライチェーン排出量に関する理解を深め、取組みの基盤として我が 国事業者にとって利用しやすい排出量の算定方法を提示することが必要との考えのもと、 事業者を対象に「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイド ライン」を平成24年3月に作成した。本文書は我が国における既存の取組み状況と国際動 向を踏まえ、我が国の事業者がサプライチェーン排出量を算定する際の考え方を示すもの で、スコープ3基準等との整合を図るとともに、我が国の実態を踏まえて策定した我が国 のガイドラインとして位置づけられている。

## <中小企業地球温暖化対策推進ガイドライン>

地球温暖化対策推進の一環として、企業の温室効果ガス (GHG) 排出量の適切な算定・報告等に関する調査を通じて、中小企業における GHG 排出量の把握を推進するための「中

小企業地球温暖化対策推進ガイドライン」及び算定ツールを平成25年1月に作成している。 またこれに併せて、本ガイドラインを用いて計画書制度等を実行する場合の地方自治体担 当者向けの『温室効果ガス排出量の点検の手引き』も作成した。

# 参考資料3. 諸外国における環境情報開示制度等の動向

本調査では、海外の複数国における年次報告書や CSR 報告書等の環境情報開示について、 制度的規制の現状を調査した。

これによると、企業の年次報告書に一定の環境・社会情報を開示することや、それらを CSR 報告書として付記・添付することを義務付けたり、または、上場規制によって CSR 報告の実施を求める開示規制が、欧州を中心に各地で増加計画にあることが明らかとなった。 以下は、こうした各国・地域別の環境情報に関する開示制度の動向を要約したものである。

#### <EU>

EU では、会計法現代化指令(2003年)等によって、有限責任会社(小規模会社は除外。中規模会社への適用は加盟国に選択権が与えられている。)は、年次報告書及び連結年次報告書に、会社の規模や業種に応じた事業活動の経過や業績、現況に関するバランスのとれた包括的な分析と、主要なリスクや不確実性に関する記述を開示しなければならない。また、事業活動の経過や業績、現況を理解するために必要な範囲で、財務的な KPI(主要業績評価指標)だけでなく、環境や従業員に関する非財務的 KPI を開示することが求められる。

加盟各国は、この指令を国内法化する義務を負っており、加盟 27 ヵ国のすべてにおいて、 その国内法化が完了している。ただし、英国、フランス、北欧諸国のように、会計法現代 化指令の規制内容を超えて国内法で独自の開示規制を行う国もある。

## <英国>

英国では、2006 年会社法が会社の会計法制に関する国内法であり、これにより大規模会社は、年次報告書中の取締役報告書(ビジネスレビュー区分)において、上記の会計法現代化指令が規定する非財務情報を開示しなければならない。さらに、上場会社の場合には、それ以外に、事業活動が環境に及ぼす影響に関する事項、従業員に関する事項、社会全体・地域社会に関する事項、サプライチェーン情報等を、ビジネスレビューとして開示すべき義務が課せられており、2013 年以降は気候変動法によって、温室効果ガス排出量情報の開示も義務化されている。

## <フランス>

フランスは商法と関連政令(デクレ)によって会社の開示規制を行っている。同国では会計法現代化指令による規制以前に、新経済法(2001)による商法改正が行われ、上場会社に対して広範囲な環境・雇用情報の開示を求めていた。しかし、現在では「環境に関する国家的な取組みに関する法律(グルネル2法 2010)」と「社会・環境問題に関する会社の透明化義務に関する政令(デクレ2012-557号)」によって、上場会社だけでなく、従業員500人超の非上場会社に対しても、年次報告書の営業報告書区分において、新経済法よりも広

範囲な CSR 情報開示を段階的に実施するように義務付けている。それらには、雇用情報(従業員数や報酬額とその増減、勤務体制、社会との関係、職場の衛生安全、研修、機会均等、ILO条約の促進・尊重)、環境情報(環境方針・マネジメント体制・環境リスク等、汚染・廃棄物マネジメント、持続可能な資源利用、気候変動、生物多様性保全)、持続可能性に関する社会貢献情報(事業活動の地域的・経済的・社会的影響、ステークホルダーとの関係、下請業者・サプライヤー情報、公正取引、人権配慮)が含まれている。

## <スウェーデン>

スウェーデンは、年次報告書法(1995)、国有会社による外部報告のガイドライン (2007) 等によって、国有会社に年次報告書におけるサステナビリティレポート区分かその付属書 としてのサステナビリティレポートにおいてガイドラインに準拠した外部報告を義務付けている。スウェーデンにおいては、国有会社も民間企業同様の会社法や年次報告書法の下にあり、先導的役割を果たすべく国有会社の取り組み強化を図っている。

### <デンマーク>

デンマークは、改正年次計算書法(2008)等によって、大規模会社、上場会社及び国有会社は、年次報告書におけるマネジメントレビュー区分かその付属書としての CSR 報告書において、CSR 情報の開示を義務化している。具体的には、年次報告書の非財務情報区分に CSR報告として、CSR 方針(ない場合はその旨)、実施体制・方法、評価結果、将来の見通し等を開示することとしている。

機関投資家、投資組合、上場金融機関については、デンマーク財務監督庁からの行政命令に基づく各開示法制の改正によって、同様の報告が求められている。

## <スペイン>

持続的経済法(2011)等によって、国有会社・政府出資会社は年次ガバナンス報告書と CSR 報告書の作成義務付け、株式会社は CSR 課題の方針と成果を毎年公表することが望ましい旨、従業員 1,000 人超の企業には CSR 報告書の届出義務が定められている。

### <米国>

米国は、証券法(1933)、証券取引法(1934)、企業改革法(SOX 法 2002)等によって、米国公開企業が、主に年次報告書のForm10-K (海外企業はForm20-F) で、投資家に対する情報 (財務影響のある環境情報を含む) を開示することを義務付ける等の制度が制定されている。また、気候変動にかかわる情報開示の解釈ガイダンス (行政指導文書) が 2010 年に出されている。

さらに、金融規制法 1502 条 (ドッド・フランク法) により、社会的環境的観点から、証券取引法の基づく定期報告を SEC へ提出する企業のうち、紛争鉱物を生産または製品機能

に必要とする企業に対し、コンゴ民主共和国及びその近隣諸国産の紛争鉱物に関する情報 開示が求められている。

## <カナダ>

証券法のもと、National Instrument 51-102 Continuous Disclosure Obligations、CSA STAFF NOTICE 51-333 ENVIRONMENTAL REPORTING GUIDANCE(カナダ証券監督局が公表した行政指導文書)等により、IFRS 導入にむけて、上場会社に年次報告書での環境情報開示の改善を強く促している。

## <南アフリカ>

会社法及び The King Code of Governance Principles for South Africa (キングⅢ:コーポレートガバナンス規範, 2009) によって、ヨハネスブルグ証券取引所が上場企業に対し、統合報告を作成するか、作成しなかった場合はその理由を公開することを要求している。なお統合報告は第三者機関の保証をうけることが必要である。

### <インド>

インド企業省が発行した National Voluntary Guidelines on Social, Environmental & Economic Responsibilities of Business; Ministry of Corporate Affairs Government (2011) で、サステナビリティ報告と環境、社会、ガバナンスの評価基準についてのメインストリームでの情報開示が推奨されており、これを受け、インド証券取引委員会が、Circular Business Responsibility Reports (2012)を出している。ここで、上場上位 100 社に対し、ESG に対する責任の遂行状況を評価するために、年次報告書内の事業責任報告書 (Business Responsibility Reports) の提出を求める決定を行った。その他の上場企業は自主的な報告ができるとしている。

## <シンガポール>

シンガポール証券取引所の Policy Statement on Sustainability Reporting (2010)において、上場企業に対し持続可能性報告を要請している。これは自主的としつつ、将来の制度化についても示唆している。また、あわせて Guide to Sustainability Reporting for Listed Companies (2010)を発表しており、ここでは GIR ガイドを参考とすることにも言及されている。

#### <香港>

改正会社法(2007)で上場企業に、取締役報告のビジネスレビュー区分もしくは ESG 報告書においてより分析的で将来志向の情報を求めており、そこに環境や従業員課題に関する情報も含むとしている。上場規則においては、年次報告で、事業リスク、環境方針、コミュニティ、社会、倫理レピュテーションリスク、従業員や消費者、サプライヤーとの関係などについての開示をすることが望ましいと記載されている。

また、香港証券取引所 Consultation Paper Environmental, Social and Governance Reporting Guide ((2011)等に対して、2012 年 4 月まで意見募集が行われた。内容は上場企業の ESG 報

告を促すのが目的であり、香港証券取引所は、将来的には、Comply or Explain レベルに義務 レベルを上げたいと考えている。また、推奨される KPI のリストを掲載し、これについて も意見募集を図っている。

## <ブラジル>

ブラジル証券取引所 EXTERNAL COMMUNICATION , Proposal to adopt "Report or Explain" sustainability reporting model for listed companies (2011)によって、同証券取引所に上場する企業に対し、アニュアルレポートの一部としてサステナビリティ報告書の発行の有無、及びその入手方法、もしくは発行していないのであればその理由を開示することを求める勧告を発表している。

#### (参考資料)

- ※ 企業の環境情報開示のあり方について ~強固で持続可能な社会に向けた環境情報開示~(中間報告), 環境省、2011
- ※ 企業の環境債務、資産除去債務、規制による財務的および非財務的な影響、環境問題による定量的、 定性的リスク、環境省,2011
- ※ 現実味を帯びてきたCSR報告の制度化、上妻義直、一橋ビジネスレビュー, 2012, 夏
- ※ 統合報告はどこへ向かうのか、會計、第182巻代4号,2012.10
- ※ 投資家向け制度開示におけるサステナビリティ情報の位置づけー動向と課題ー、日本公認会計士協会、 H22.3
- ※ 英国で企業の温室効果ガス排出量報告義務化が決定、KPMG あすざサステナビリティ、H24.7
- Guidelines for external reporting by state-owned companies, Ministry of Enterprise, Energy and Communications, Sweden, 2007
- \* http://www.csrgov.dk/sw51190.asp
- \* Reporting on corporate social responsibility an introduction for supervisory and executive boards, Danish Commerce and Companies Agency, 2009
- http://www.reportingcsr.org/\_spain-p-196.html
- \*\* CSA STAFF NOTICE 51-333 ENVIRONMENTAL REPORTING GUIDANCE October 27, 2010 CSA/ACVM
- National Instrument 51-102 Continuous Disclosure Obligations
- ※ Defining Issues 2012.8 SEC が紛争鉱物の開示に関する最終規則を公表 KPMG
- Framework for Integrated Reporting and the Integrated Report Discussion Paper 25 January 2011 Integrated Reporting Committee (SA)
- \* http://www.sustainabilityoutlook.in/content/outlook-sebis-new-mandatory-esg-reporting-requirement
- National Voluntary Guidelines on Social, Environmental & Economic Responsibilities of Business; Ministry of Corporate Affairs Government India, 2011
- 💥 Circular : Sub: Business Responsibility Reports ; Securities and Exchange Board India
- \* http://india.carbon-outlook.com/news/sebi-announces-mandatory-esg-disclosure-top-100-companies
- Policy Statement on Sustainability Reporting, Singapore Exchange
- lepha Guide to Sustainability Reporting for Listed Companies, Singapore Exchange
- \* CONSULTATION PAPER ENVIRONMENTAL, SOCIAL AND GOVERNANCE REPORTING GUIDE, Hong Kong Exchanges and Clearing Limited
- http://www.hkex.com.hk/eng/newsconsul/hkexnews/2011/111209news.html
- EXTERNAL COMMUNICATION , Proposal to adopt "Report or Explain" sustainability reporting model for listed companies , M&FBOVESPA (BVMF) , 2011

## 参考資料4. 企業における中長期的な環境目標(数値目標)の設定状況

企業の環境目標にみる KPI 設定項目の傾向をみるため、ここでは参考として、主な企業の中長期的環境目標における数値目標の設定状況を整理した。

## (1) 対象企業

主な企業として、日経新聞社「環境経営度調査」、環境省/地球・人間環境フォーラム主催「環境コミュニケーション大賞」、東洋経済「CSR企業ランキング(環境部門)」を参考に、業種別に環境保全活動への取り組みや環境報告書の評価が高い国内企業を抽出した。

参考図表 1 参考とした企業ランキング・賞

参考とした企業ランキング・賞	抽出方法
日経新聞社「環境経営度調査」 第 13 回(2010)、第 14 回(2011)、第 15 回(2012)	業種別ランキングのうち、各業種 上位3位までの企業
環境省/地球・人間環境フォーラム主催 「環境コミュニケーション大賞」 第 13 回(2010)、第 14 回(2011)、第 15 回(2012)	環境報告書部門の各賞受賞企業
東洋経済「CSR 企業ランキング」 第 4 回(2010)、第 5 回(2011)、第 6 回(2012)	環境部門上位 50 社



※これらの各ランキング・賞のうち、 いずれか1つ以上にあてはまる企業 を今回の調査対象企業とした(計158 社)。

参考図表 2 調査対象として抽出した企業リスト (1/3)

技験		業種	企業名		環境経営!! 引ランク上			ュニケーシ 受賞企業	<b>/ョン大賞</b> )	東洋経済CSR企業 「環境」ランキング (上位50社)		
無原機取(情)				2010	2011	2012	2010	2011	2012	2010	2011	2012
海水政院(物)	1	建設業	(株)大林組							0		0
住女相条(権)   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	2		鹿島建設(株)							0	0	0
個水ツタス体) 大成酸化(物) (機) 中型工程 (	3		清水建設(株)			0						0
大成態性後  (株) 中立工程店   1	4		住友林業(株)							0		
(金) 中年工程店	5								0		0	
3   2サフホーム(株)											0	0
6   食料品・飲料製造業   松の素(物)												
10   11   12   12   13   14   15   16   16   17   18   18   18   18   18   18   18		A .1.1 = A1 .1.1 4.1 4.4 4.11				0			_			
10   10   10   10   10   10   10   10	-	食料品·飲料製造業					0	0	0			
12   13   14   14   15   16   17   18   18   18   18   18   18   18				0						0	0	
4リンボールディングス(株)   O   O   O   O   O   O   O   O   O										_		
14	_			<del>                                     </del>	<del>                                     </del>							
15   極極工業   住江總勢(体)   日本の(本)   日本の(	_			U					U		0	
(株)		<b>##</b> 工業			-	0	1					
次(株)		<b>拟</b> 雅工未		<del>                                       </del>		0		0				0
18	_				<u> </u>		$\vdash$					
19	-						1				_	
中部パルフ工業(物)   日本教館がループ本社   日本教館がループネル   日本教館が   日本教育が   日		パルフ・紙制造業					1					
(株)日本製能グループ本社	-	・ハレン 似衣足木		0	<u> </u>							
北越紀州製紙(株)	-			<u> </u>		0	1		0			
23	_			0	0							
協和発酵キリン(株)	23			<u> </u>	0							
協和発酵キリン(株)	24	医薬品製造業		0	0							
田辺三菱製菓(株)   O O O O O O O O O O O O O O O O O O	25				0	0						
28	26		武田薬品工業(株)	0	0	0		0				
サラヤ(株)	27		田辺三菱製薬(株)			0						
(株)資生堂	28	化学工業	花王(株)	0	0							
JSR(株)   O   O   O   O   O   O   O   O   O	29		サラヤ(株)					0				
住友化学(株)	30		(株)資生堂							0	0	0
33       富士フイルムホールディングス(株)       ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	31		JSR(株)		0							
積水化学工業(株)   O   O   O   O   O   O   O   O   O	32		住友化学(株)							0		
日立化成工業(株)   日立金属(株)   日本特殊(株)   日本会(株)   日本会(株)   日立金属(株)   日立金属(株)   日立金属(株)   日立金属(株)   日立金属(株)   日立金属(株)   日立金属(株)   日立金属(株)   日本会(株)   日立金属(株)   日立金属(株)   日立金属(株)   日本会(本)   日本会(本)	33		富士フイルムホールディングス(株)	0	0	0		0		0	0	0
過化成(株)	34		積水化学工業(株)			0	0		0			
Triangle   Triang	35		日立化成工業(株)	0								
日本	36		旭化成(株)							0		
日本石油(株)   O   O   O   O   O   O   O   O   O	37								0	0		
40   41   41   42   43   44   45   45   45   46   47   47   48   49   49   50   60   60   60   60   60   60   60	_	石油製造業			<u> </u>							
41   42				<del>                                      </del>	0	0						
42	-			0		_				0		
43       ゴム・窯業・土石製品製造業 住友ゴム工業(株)       ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○					<u> </u>	0					0	
44       (株) ブリデストン       〇       <	_	ゴノ 安米 エテ制り制作率			_		<b> </b>					
45   46   (株) ブリデストン		コム・羔耒・工石製品製造業		O	U	O				U	0	
横浜ゴム(株)   O O O O O O O O O O O O O O O O O O												
147					<del></del>		-					
48     (株) INAX     O O O O O O O O O O O O O O O O O O O					$\vdash$			0				
49       50       51       51       52       53       54       55       56       57       58       59       60         TOTO(株)     O       O     O				1								
50     日本ガイシ(株)     O O O O O O O O O O O O O O O O O O O				<del>                                     </del>		0	$\vdash$			0		
51     日本特殊陶業(株)     O O O       52     鉄鋼・非鉄金属製造業     (株) 神戸製鋼所 新日本製鐵株式會社 JFEホールディングス(株)     O O O       55     日立金属(株)     O O O       57     明日工業 住友金属工業(株)     O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	_				<u> </u>							
52     鉄鋼・非鉄金属製造業     (株)神戸製鋼所     ○     ○     ○       53     54     JFEホールディングス(株)     ○     ○     ○       55     6     明日工業     ○     ○     ○       57     6     昭和電線ホールディングス(株)     ○     ○     ○       59     住友電気工業(株)     ○     ○     ○     ○       60     日立電線(株)     ○     ○     ○     ○					<u> </u>			0		0		
53     新日本製鐵株式會社     O O       54     JFEホールディングス(株)     O O       55     自立金属(株)     O O       56     朝日工業     O O       57     住友金属工業(株)     O O       58     昭和電線ホールディングス(株)     O O       59     住友電気工業(株)     O O       60     日立電線(株)     O O		鉄鋼•非鉄金屋制造業		0								0
54     JFEホールディングス(株)     O     Image: Control of the control of		<b>州州 州州州</b>									0	
55     日立金属(株)     O     O       56     朝日工業     O     O       57     住友金属工業(株)     O     O       58     昭和電線ホールディングス(株)     O     O       59     住友電気工業(株)     O     O       60     日立電線(株)     O     O						0					_	
56     朝日工業     O     Image: Control of the contro	_			0	0	Ť						
57     住友金属工業(株)     O     O       58     昭和電線ホールディングス(株)     O     O       59     住友電気工業(株)     O     O       60     日立電線(株)     O     O												
58     昭和電線ホールディングス(株)     O     O     O       59     住友電気工業(株)     O     O     O       60     日立電線(株)     O     O     O	-			0								
59     住友電気工業(株)     O     O     O       60     日立電線(株)     O     O	_					0						
	59								0			
61 (株)フジクラ O O	60		日立電線(株)	0	0	0						
	61		(株)フジクラ							0		0

参考図表 3 調査対象として抽出した企業リスト (2/3)

	業種	企業名		環境経営原 引ランク上			ュニケーシ 受賞企業	/ョン大賞	「環	経済CSF 境」ランキ 上位50社	ング
			2010	2011	2012	2010	2011	2012	2010	2011	2012
62	生産用器具製造業	(株)クボタ		0							
63		(株)小松製作所		0							
64		サンデン(株)								0	_
65		ダイキン工業(株)			0				0	0	0
66		日本精工(株)							0	0	
67		日立建機(株)	0		0						
68		(株)ジェイテクト	_		0						
69 70	電気機械器具製造業	(株)豊田自動織機 (株)アドバンテスト	0						0	0	0
71	电风饭慨奋只彩逗未	アルパイン(株)							0	0	0
72		アンリツ(株)	+						0	0	0
73		ウシオ電機(株)							0		
74		シャープ(株)	0		0	0	0		0	0	0
75		ソニー(株)	† <u> </u>			Ť				0	0
76		(株)東芝		0		0	0		0	0	0
77		東芝テック(株)								0	
78		パナソニック(株)	0	0	0	0	0	0	0	0	
79		パナソニック電工(株)							0		
80		(株)日立製作所							0	0	0
81		日立マクセル(株)							0	0	
82		富士電機(株)								0	0
83		三菱電機(株)	0	0					0	0	0
84		横河電機(株)							0		0
85		埼玉日本電気(株)				0					
86		クラリオン(株)							0	0	
87		セイコーエプソン(株)			0					0	
88		日本電気(株)			0				0	0	0
89		パイオニア(株)			0			_			0
90		富士通(株)	-					0	0		0
91		ブラザー工業(株)							0		
92		京セラ(株)					0		0		
93		TDK(株) (株)村田製作所	-		0				0	0	0
95		ローム(株)			0				0	0	0
96	 精密機械器具製造業	(株)リコー	0		0	0	0		0	0	0
97	村田 版版研究表起来	カシオ計算機(株)	+		0						0
98		キヤノン(株)	0		0				0	0	0
99		(株)デンソー	0	0	<u> </u>				0	0	0
100		オリンパス(株)	0								
101		キヤノン電子(株)		0	0					0	
102		(株)ニコン			Ť						0
103		富士ゼロックス(株)	0	0		0	0			0	0
104		(株)ディスコ		0	0						
105		コニカミノルタホールディングス(株)							0	0	0
106	輸送用機械製造業	アイシン精機(株)							0	0	0
107		曙ブレーキ工業(株)									0
108		極東開発工業(株)	0	0	0						
109		新明和工業(株)	0	0	0						
110		トヨタ自動車(株)	0	0	0				0	0	0
111		豊田合成(株)		0	0						0
112		日産自動車(株)	0							0	0
113		日本車輌製造(株)	0	0						_	
114		富士重工業(株)	1	1	_					0	
115		本田技研工業(株)		1	0	1				0	0
116		マツダ(株)	+	_		-			0		
117		佐世保重工業	0	0	_	-				1	
118	電气・ガラ 世 公 業	三井造船(株)	0	0	0	-					
119	電気・ガス供給業	関西電力(株)	-	1	0	1					
120		電源開発(株)	+	-		1			0	-	
121		北陸電力(株) 大阪ガス(株)	+	1	0					0	
123		東邦ガス(株)		1	<u> </u>	1					0
123		木かパへ(体/				1					$\overline{}$

参考図表 4 調査対象として抽出した企業リスト (3/3)

	業種	企業名		環境経営原 削ランク上			ュニケーシ 受賞企業		「環:	経済CSF 境」ランキ 上位50社	ング
			2010	2011	2012	2010	2011	2012	2010	2011	2012
124	運輸業	(株)そごう・西武			0						
125		南海電気鉄道(株)				0					
126		日本通運(株)			0						
127		日本郵船(株)						0			
128		(株)名村造船	0								
129		小松リフト(株)									0
130	商社•小売業	岩谷産業(株)			0						
131		(株)ローソン						0			
132		住友商事(株)									0
133		(株)日立ハイテクノロジーズ			0					0	
134		三井物産(株)			0					0	0
135		三菱商事(株)							0	0	0
136		三洋商事(株)				0					
137	金融•保険•不動産	(株)滋賀銀行			0	0					
138		(株)損害保険ジャパン				0					
139		日本興亜損害保険(株)			0			0			
140		イオンモール(株)			0						
141		ヒューリック(株)			0						
142	情報通信・サービス	東日本電信電話(株)			0			0			
143		NECフィールディング(株)						0			
144		(株)NTTファシリティーズ			0						
145		アースサポート(株)					0				
146	木材・家具製造業	大建工業(株)	0	0	0						
147		(株)イトーキ			0						
148		(株)岡村製作所		0	0						
149		コクヨ(株)		0	0	0					
150		YKKAP(株)		0							
151	印刷業	共同印刷(株)	0	0							
152		大日本印刷(株)	0	0							
153		凸版印刷(株)	0	0	0						
154		トッパン・フォームズ(株)			0						
155	その他	ヤマハ(株)		0					0		
156		YKK(株)			0						
157		リンテック(株)	0	0	0						
158		国際石油開発帝石(株)						0			

## (2) 整理方法

本調査では、調査対象企業の CSR レポートや中期環境計画等から中長期的な環境目標項目を抽出し、定量的な目標が設定されている項目を整理した。定性的な目標や定量的であっても単年度で設定されている目標については、原則として整理の対象外としたが、指標項目としての位置づけが明確に記述されている場合は合わせて整理した。

整理にあたっては、環境報告ガイドラインの「第5章『環境マネジメント等の環境配慮経営に関する状況』を表す情報・指標」、「第6章『事業活動に伴う環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況』を表す情報・指標」を参考に、各企業の定量目標項目を抽出した後、その内容を課題別に整理して、「各企業の中長期的な環境目標(数値目標)の設定状況表」を作成した。

### (3) 中長期的な数値目標の設定項目の傾向

本調査で整理した 158 社のうち、中長期的な数値目標が1項目以上設定されていたのは、115 社であり、非製造業において、中長期的な数値目標が設定されていない企業が多くみられた。

項目としては、CO<sub>2</sub> 排出量の削減に係る数値目標の設定が最も多く、重要な項目として設定される傾向がみられた。その他、製造業を中心に廃棄物の削減に係る項目の他、石油製造業や鉄鋼・非鉄金属製造業でエネルギーの削減、繊維工業で化学物質に係る目標等の設定も多くみられた。

## <気候変動>

- CO<sub>2</sub>排出量の削減に関する数値目標は、
  - ①製品・サービス等の使用に伴う CO2の排出削減
  - ②製品等の輸送時における CO。の排出削減
  - ③事業活動に伴う CO2の排出削減

の3つに大きく分類され、それぞれ、排出量そのものを目標とする場合、基準年対比による削減率を目標とする場合、売上高原単位など原単位での削減率(基準年対比)を目標とする場合がみられた。

- CO<sub>2</sub>排出量の削減に関する数値目標を設定している企業は、158社中112社であった。
- このうち、「③事業活動に伴う CO<sub>2</sub>の排出削減」として、基準年対比による削減率を 目標とする企業が最も多く 158 社中 75 社、次いで原単位削減率を目標とする企業が 44 社であった(重複あり)。
- ・建設業では、建物の運用時における  $CO_2$ 排出量の削減(①製品・サービス等の使用に伴う  $CO_2$ の排出削減)で数値目標を設定している企業が多くみられるとともに(8 社中 6 社)、「③事業活動に伴う  $CO_2$ の排出削減」についても合わせて目標とする企業が 3 社みられた。
- 同様に、「①製品・サービス等の使用に伴う CO<sub>2</sub>の排出削減」で数値目標を設定している企業が、生産用器具製造業で8社中3社、電気機械器具製造業で26社中4社みられた。
- 「②製品等の輸送時における CO<sub>2</sub> の排出削減」については、「③事業活動に伴う CO<sub>2</sub> の排出削減」と合わせて、電気機械器具製造業で 26 社中 7 社、鉄鋼・非鉄金属製造業で 10 社中 3 社みられた。
- 非製造業においても、オフィスからの CO<sub>2</sub> 排出量の削減(③事業活動に伴う CO<sub>2</sub> の排出削減)を目標としている企業が運輸業、金融・保険・不動産業などでみられた。

参考図表 5 候変動に係る数値目標例

項目分類	数値目標例
製品・サービス等からの CO <sub>2</sub>	主要製品による CO2 排出量削減率
の排出	新規住宅のライフサイクルにおける CO2 削減率
	商品による CO <sub>2</sub> 削減貢献量(万t)
輸送等による CO2 の排出	国内の輸送時 CO2排出量(売上高輸送エネルギー原単位)削減率

事業活動に伴うCO2の排出	CO <sub>2</sub> 排出量(生産高原単位)削減率
	オフィス部門における CO2 排出量削減率
その他独自の指標等	環境商品と事業活動による温室効果ガス排出量を総合的に評価した独自指
	標、等

## <資源循環・廃棄物削減>

- 資源循環や廃棄物の削減に関する数値目標を設定している企業は、158 社中 65 社で、 気候変動の次に多くみられた。
- 個別の項目では、ゼロエミッションの実施、事業活動に伴う廃棄物等の排出量やリサイクル率、最終処分量などが数値目標として設定されており、その他、事業エリア内での循環的利用、製品等の廃棄に伴う環境負荷、輸送等に伴う梱包材の廃棄量などがみられた。
- ゼロエミッションの実施については、製造業の各業種で数社程度ずつみられ(計 158 社中 23 社)、具体的には達成事業所数や達成率が数値目標として設定されていた。
- ・また、事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減量・原単位・削減率)が158 社中35社、リサイクル率・再資源化率が20社、最終処分量の削減が20社であった。

 
 項目分類
 数値目標例

 ゼロエミッション
 国内工場でのゼロエミッションの達成 住宅解体・増改築廃棄物のリサイクルとして解体ゼロエミッションの実施率 ゼロエミッション製品の販売数

 廃棄物量
 産業廃棄物発生量(連結売上高原単位)削減率 国内における梱包包装資材量(出荷容積あたり) 廃棄物最終処分の総量(万トン/年)

 リサイクル
 廃棄物のリサイクル率 マテリアルリサイクル率

参考図表 6 資源循環・廃棄物削減に係る数値目標例

### <エネルギー>

- エネルギー関連では、製品・サービス等におけるエネルギーの削減、輸送等によるエネルギーの削減、事業活動に伴うエネルギーの削減、再生可能エネルギーの使用などが数値目標として設定されていた。
- そのうち、事業活動に伴うエネルギー使用の設定が多く 158 社中 24 社、業種別では、 石油製造業で 5 社中 5 社、鉄鋼・非鉄金属製造業で 10 社中 6 社であった。

参考図表 7 エネルギーに係る数値目標例

項目分類	数值目標例
製品・サービス等におけるエ	製品の消費電力量削減率
ネルギー使用	国内の家庭やオフィスビル等におけるエネルギー削減貢献量(独自の算定
	式による)
輸送等によるエネルギー使	国内輸送におけるエネルギー使用量(輸送量原単位)削減率
用	車両燃料使用量(売上高原単位)削減率
事業活動に伴うエネルギー	総エネルギー使用量(GJ)
使用	エネルギー使用量(売上高原単位)削減率
再生可能エネルギーの利用	再生可能エネルギーの利用率

## <資源投入>

- 資源投入関連では、資源投入量の削減、資源投入量における再生資源の割合、グリーン調達などが数値目標として設定されていたが、158 社中 19 社とあまり多くはなかった。
- 業種別では、精密機械器具製造業で、資源投入量の削減が10社中3社でみられた。
- その他、オフィス等における紙の使用量などがみられた。

参考図表 8 資源投入に係る数値目標例

項目分類	数値目標例
資源投入量	石油由来資源の使用量(売上高原単位)削減率
	国内における再資源化率
資源投入量における再生資	再生プラスチックの新製品への投入量(t)
源	投入再生資源増加率(投入再生資源/投入資源)
グリーン調達	全社事務用品のグリーン購入比率
	グリーン調達ガイドラインの適用会社のカバー率
その他	OA 用紙及び印刷物の使用量( t )

## <水資源利用>

• 水資源関連では、水使用量(水使用量・削減率・原単位削減率)に関する数値目標を設定している企業が、158 社中 20 社でみられた。

参考図表 9 水資源利用に係る数値目標例

項目分類	数值目標例
水使用量	上水・工水等水使用量(万㎡)
	水の使用量削減率

	水の使用量(連結売上高原単位)の削減率
	国内生産事業所の取水量削減率
その他	水源涵養林の面積拡大 (ha)

## <水・大気汚染>

• 水域や大気への排出に関する項目で、数値目標を設定している企業は、大気への排出が 158 社中 24 社、水域への排出が 158 社中 4 社であった(重複あり)。

参考図表 10 水・大気汚染に係る数値目標例

項目分類	数值目標例
水域への排出	排水規制項目の最大濃度
大気への排出	大気汚染 NOx(連結売上高原単位)削減率
	VOC 大気排出量削減率
	VOC 対象物質排出量(取扱量原単位)削減率
その他	土壌地下水の浄化完了
	敷地境界における最大臭気

## <化学物質管理>

- 化学物質管理では、数値目標を設定している企業が158社中23社みられた。
- 業種別では、繊維工業で4社中3社が化学物質の排出に関する数値目標を設定していた。
- また、鉄鋼・非鉄金属製造業では自主管理目標を立てている企業もみられた。

参考図表 11 化学物質管理に係る数値目標例

項目分類	数値目標例
化学物質の使用・排出	PRTR 取扱量(連結売上高原単位)削減率
	化学物質総排出量削減率
	化学物質(取扱量原単位)削減率
その他	有害物質の全廃 (水銀、カドミウム、六価クロム)
	ベンゼンについて国の定めた目標を踏まえた自主管理目標取扱量維持
	(t/年)

## <生物多様性>

- 生物多様性については、定性的な目標は多くみられたが、数値目標の設定は158社中8 社であった。
- 項目としては、植樹本数や保護活動の支援件数、森林認証の取得率、環境教育の実施 率などが設定されていた。

参考図表 12 生物多様性に係る数値目標例

項目分類	数值目標例
生物多様性に配慮した活動	自生種の植栽本数生物多様性指数 (独自指標)
	NGO の自然保護活動支援数
	生物多様性の従業員教育の実施率
	自然保護活動参加従業員数
森林認証	森林認証カバー率
(参考)	水源の森づくり活動など環境保全活動の推進、里山保全活動の調査及
整理対象外とした定性的な	び NPO/NGO や行政との協働、ガイドラインを制定し生態系への負荷
目標例	を抑制する取組みを実施、等

### <その他>

• その他、環境に配慮した製品等の販売や開発、環境教育の実施、独自の算定式による 総合的な指標等を設定している企業がみられた。

参考図表 13 その他の数値目標例

項目分類	数値目標例
環境に配慮した製品	環境貢献製品売上高の連結売上高比率
	環境配慮設計の 100%実施継続
	環境貢献製品の認定数
	取扱商品に占める環境貢献商品比率
環境教育	国内事業所における環境 e ラーニング受講率
	環境ボランティア活動の参加者率
その他	総合環境効率(独自指標)

## (4) 中長期的な数値目標の設定項目に関する業種別の傾向

中長期的な数値目標の設定項目について、本調査でみられた業種別の設定状況を以下に示す。

● 建設業 (調査数:8社、中長期的な数値目標あり:8社)

 $CO_2$ 排出量削減の中長期目標として、省エネ住宅など環境配慮型建築物の展開等により、建築物(製品)の運用時における  $CO_2$ 排出量の削減率を設定している企業が 8 社中 6 社でみられた(建設部門における運用時  $CO_2$ 排出量削減率、新規住宅のライフサイクルにおける  $CO_2$ 排出量削減率、環境配慮型建材の取扱件数等)。また、こうした建築物からの  $CO_2$ 排出量に加えて、施工時における  $CO_2$ 排出量の削減を 3 社が合わせて設定していた。

また、事業活動に伴う廃棄物の削減やリサイクルに関する項目(最終処分率、建築 副産物総量原単位(kg/m³)、廃棄物発生量原単位(対生産量)、生産・施工・アフター メンテナンス・リフォーム時のゼロエミッションの継続、リサイクル率等)、生物多様 性に関連する項目(経営管理山林の森林認証カバー率、独自の生態系配慮指数、植樹 本数等)の設定なども複数の企業でみられた。

## ● 食料品・飲料製造業 (調査数:6社、中長期的な数値目標あり:5社)

事業活動に伴う CO<sub>2</sub>排出量の削減に関する項目について、中長期的な数値目標のある 5 社全てが設定しており、具体的には、排出量削減率が 5 社、排出量原単位(対生産量)削減率が 2 社であった。

また、事業活動に伴う廃棄物のリサイクル率・再資源化率を3社が設定していた。 その他の項目については、水使用量や排水量の削減率、水源涵養林の拡大(ha)の設 定が1社ずつのみであった。

## ● 繊維工業(調査数:4社、中長期的な数値目標あり:3社)

中長期的な数値目標のある 3 社全てにおいて、CO<sub>2</sub> 排出量の削減率、廃棄物の処分率、 リサイクル率が設定されていた。特に、廃棄物の削減に関する項目としては、処分率 やリサイクル率の他に、ゼロエミッションの達成や廃棄物の排出量を 3 社が設定する など、複数の項目について目標が設定されていた。また、大気への排出に関する項目 を 2 社が設定していた。

● パルプ・紙製造業 (調査数:5社、中長期的な数値目標あり:3社)

事業活動に伴う CO<sub>2</sub>排出量の削減に関する項目として、CO<sub>2</sub>排出量の削減率を 2 社、 事業活動に伴う廃棄物の削減に関する項目を 3 社が設定していた。

その他の項目については、エネルギー使用量、森林認証取得が1社ずつのみであった。

## ● 医薬品製造業(調査数:4社、中長期的な数値目標あり:4社)

事業活動に伴う  $CO_2$  排出量削減率を今回調査した 4 社全てが設定していた。一方で、 事業活動に伴う最終処分量の設定が 2 社あるものの、水使用量や大気への排出が 1 社 とわずかであった。

● 化学工業 (調査数:10 社、中長期的な数値目標あり:8社)

事業活動に伴う CO<sub>2</sub>排出量の削減に関する項目について、中長期的な数値目標のある 8 社全てが設定しており、その内訳は、CO<sub>2</sub>排出量削減率が 4 社、排出量原単位削減率 (対換算生産量、対売上高)が 5 社であった。また CO<sub>2</sub>排出量の削減率に関して、独自の算定式による総合的な指標の設定が 3 社でみられた。その他、事業活動に伴う

廃棄物の削減に関する項目を5社が設定していた(廃棄物埋立削減率、廃棄物削減率、 ゼロエミッションの達成等)。

● 石油製造業(調査数:5社、中長期的な数値目標あり:4社) 事業活動に伴うエネルギー消費原単位削減率を4社が設定していた。また、ゼロエミッションに関する項目を3社が設定していた。

その他の項目については、事業活動に伴う  $CO_2$ 排出量削減率、廃棄物削減率、最終処分量の発生量、グリーン調達率がそれぞれ 1 社ずつであった。

● ゴム・窯業・土石製品製造業 (調査数:9社、中長期的な数値目標あり:9社) 事業活動に伴う CO<sub>2</sub>排出量の削減に関する項目を9社中8社が設定していた。その 内訳は、CO<sub>2</sub>排出量削減率が7社、排出量原単位削減率(対売上高等)が5社、CO<sub>2</sub> 平均排出量が1社であった。

また、事業活動に伴う廃棄物発生量原単位(対生産高、対売上高等)が4社、グリーン調達に関する項目が2社であった。

● 鉄鋼・非鉄製品金属製造業(調査数:10 社、中長期的な数値目標あり:10 社) 事業活動に伴う CO₂排出量の削減に関する項目として、CO₂排出量削減率を10 社中 8 社が設定していた。特に鉄鋼業界では業界目標があり、各企業は業界目標を企業の目標として設定していた。また、合わせて輸送等による CO₂排出量原単位削減率についても3 社が設定していた。

この他、事業活動に伴うエネルギー使用量(エネルギー使用量原単位削減率等)を6 社、事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量原単位削減率や副産物最終小処分量の 削減率等)を5社、ゼロエミッションの達成(全拠点での達成や達成率)を4社が設 定していた。

また、大気への VOC 排出量削減率を 3 社、水使用量原単位削減率(対売上高)を 2 社、環境に配慮した製品の売上高率を 2 社が設定するなど、複数の企業が目標を設定している項目は多岐に渡っていた。

● 生産用器具製造業(調査数:8社、中長期的な数値目標あり:8社) 事業活動に伴う CO<sub>2</sub>排出量の削減に関する項目を8社中7社が設定しており、その 内訳は、CO<sub>2</sub>排出量削減率が4社、排出量原単位削減率が5社であった。また、製品に よる CO<sub>2</sub>排出量の削減に関する項目を3社が設定していた。

その他、廃棄物発生量原単位削減率(対生産高)、水使用量原単位削減率(対生産高)、 PRTR 対象物質の排出移動量削減率がそれぞれ 2 社であった。

● 電気機械器具製造業 (調査数:26社、中長期的な数値目標あり:15社)

事業活動に伴う  $CO_2$ 排出量の削減に関する項目を中長期的な数値目標が 1 項目以上ある 15 社全てが設定していた。その内訳は、排出量削減率が 12 社、排出量原単位削減利率(対生産高、対売上高等)が 5 社、排出量・削減量が 3 社であった。また、製品等からの  $CO_2$ 排出量の削減に関する項目を 4 社が設定していた。さらに、輸送等による  $CO_2$ 排出量の削減に関する項目を 7 社が設定していた。

この他、事業活動に伴う廃棄物等の排出量を8社、環境に配慮した製品等の販売(販売比率、売上高比率等)を5社、水使用量を4社が設定していた。

● 精密機械器具製造業 (調査数:10社、中長期的な数値目標あり:7社)

事業活動に伴う $CO_2$ 排出量削減率を6社が設定していた。また、新規投入資源量の削減に関する項目を3社、資源投入量における再生資源の割合を2社が設定していた。その他の項目については、一部の企業を除いて、数値目標の設定はわずかであった。

● 輸送用機械製造業(調査数:13社、中長期的な数値目標あり:8社)

事業活動に伴う  $CO_2$ 排出量の削減に関する項目を 8 社が設定しており、その内訳は排出量原単位削減率、排出量削減率が各 4 社であった。また、合わせて輸送等による  $CO_2$ 排出量削減率を 2 社が設定していた。

また、車の燃費改善やハイブリッド車の導入など、環境に配慮した製品等の販売や 開発に関する項目をそれぞれ3社が設定していた。

その他、事業活動に伴う廃棄物やエネルギー使用量の削減に関する項目を 2 社が設定していた。

- 電気・ガス供給業(調査数:5社、中長期的な数値目標あり:5社) 事業活動に伴う CO<sub>2</sub>排出量の削減に関する項目を5社中4社が設定していた。 また、SOx,NOx 排出量原単位(対発電電力量)、PCBの全廃、産業廃棄物のリサイクル率、火力発電の熱効率に関する項目をそれぞれ2社が設定していた。
- 運輸業(調査数:6社、中長期的な数値目標あり:3社) 事業活動に伴う CO<sub>2</sub>排出量の削減に関する項目を6社中3社が設定していた。その 他の項目については、輸送の燃料消費量効率の設定が1社あるのみであった。
- 商社・小売業(調査数:7社、中長期的な数値目標あり:3社) 中期的な数値目標の設定は少なく、複数の企業が設定している項目はみられなかった。
- 金融・保険・不動産業 (調査数:5社、中長期的な数値目標あり:5社)

事業活動に伴う  $CO_2$ 排出量の削減に関する項目を 5 社全でが設定しており、その内訳は、排出量・削減量が 1 社、排出量削減率が 3 社、排出量原単位削減率が 2 社であった。

- 情報通信・サービス (調査数:4社、中長期的な数値目標あり:1社) 中期的な数値目標の設定は1社のみであった。
- 木材・家具製造業 (調査数:5社、中長期的な数値目標あり:5社)

事業活動に伴う $CO_2$ 排出量の削減に関する項目を4社が設定しており、その内訳は、排出量削減率が3社、排出量原単位削減率が2社であった。また、合わせて輸送等による $CO_2$ 排出量の削減(積載率向上による $CO_2$ 排出量削減率、物流における $CO_2$ 排出量原単位削減率)を2社が設定していた。

また、事業活動に伴う廃棄物の排出量に関する項目、PRTR 対象物質の移動量がそれぞれ3社であった。

その他、グリーン調達に関する項目を2社が設定していた。

● 印刷業 (調査数:4社、中長期的な数値目標あり:4社)

事業活動に伴う $CO_2$ 排出量の削減に関する項目を4社が設定しており、その内訳は、 排出量削減率が3社、排出量原単位削減率が1社であった。

また、VOC の大気への排出量削減率が 2 社、事業活動に伴う廃棄物の最終埋立量が 2 社であった。

● その他(調査数:4社、中長期的な数値目標あり:1社) 中期的な数値目標の設定は1社のみであった。

## (5) 各企業の中長期的な環境目標(数値目標)の設定状況

調査対象とした企業 158 社の中長期的な環境目標(数値目標)の設定状況表を以下に示す(順不動)。

参考図表 14 各企業の中長期的な環境目標(数値目標)の設定状況(1/7)

	- A - M				建設	業					食料。	品·飲	料製	造業			繊維	工業	1	パルプ	• 紙隻	製造業	ŧ
環境課題	各企業の環境目標にみるKPI設定項目	A社	B社	C社	D社		F社	G社	H社	注	J社				N社		P社						
	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量																						
	"排出量削減率(基準年比)	0	0	0			0	0	0														
	"排出量原単位削減率(基準年比)																						
	輸送等によるCO2排出量・削減量																						
気候変動	"排出量削減率(基準年比)					0								0									
以跃发到	"排出量原単位削減率(基準年比)																0						
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量									0						0							
	"排出量削減率(基準年比)	0			0		0				0		0	0	0	0	0	0	0				
	"排出量原単位削減率(基準年比)		0		0					0	0						0	0			0		
	その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)									0													
	事業エリア内での循環的利用型の物質量・水利用量・資源量															0							
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)				0	0											0	0					
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量																						
資源循環•	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)																						
廃棄物削減	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減量・原単位・削減率)		0	0						0						0	0		0		0		
	" 廃棄物のリサイクル率・再資源化率					0				0	0		0			0	0	0	0				0
	" 最終処分量(処分量·削減率·処分率·埋立率)		0													0	0	0			0		0
	その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)																						
	製品・サービス等におけるエネルギー削減量							0															
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)																						
エネルギー	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)															0					0		
	再生可能エネルギー使用量(使用量・使用率)																						
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)																						
	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)																						
資源投入	資源投入量における再生資源の割合																				0		
	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等				0																		
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、 輸送燃料削減計画進捗率等)				0														0				
水資源利用	水使用量(水使用量·削減率·原単位削減率)									0						0							
小貝 源刊用	その他(水源涵養林保全)														0								
	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)									0													
水•大気汚染	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)															0	0						
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)	0																					
化学物質管理	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位															0	0	0					
化子物貝官理	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)																						
	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)					0															0		
生物多様性	森林認証(カバー率・取得件数)				0														0				
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)			0																			
	環境に配慮した製品等の販売(販売比率·売上高比率等)				0																		
その他	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数		0	0												0							
	環境教育実施件数・受講率																						
	その他(独自算定式による総合的指標、ボランティア参加数等)						0												0				

参考図表 15 各企業の中長期的な環境目標(数値目標)の設定状況 (2/7)

理培罗斯	各企業の環境目標にみるKPI設定項目	医	薬品	製造	業					化学	工業						石油	由製造	<b>造業</b>	
環境課題	☆ 上来の場合は使じるのでは、	X社	Y社	Z社	AA社	AB社	AC社	AD社	AE社	AF社	AG社	AH社	AI社	AJ社	AK社	AL社	AM社	AN社	AO社	AP社
	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量																			
	"排出量削減率(基準年比)																			
	"排出量原単位削減率(基準年比)																			
	輸送等によるCO2排出量・削減量																			
気候変動	# 排出量削減率(基準年比)															0				
X15X 20.30	"排出量原単位削減率(基準年比)																			
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量																			
	"排出量削減率(基準年比)	0	0	0	0	0		0				0	0					0		
	"排出量原単位削減率(基準年比)									0	0		0	0	0			0		
	その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)		0					0						0	0					
	事業エリア内での循環的利用型の物質量・水利用量・資源量																			
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)					0				0		0					0	0		0
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量																			
資源循環•	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)					0														
廃棄物削減	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減量・原単位・削減率)					0						0	0		0			0		
	" 廃棄物のリサイクル率・再資源化率														0					
	" 最終処分量(処分量・削減率・処分率・埋立率)	0		0		0				0						0				
	その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)											0								
	製品・サービス等におけるエネルギー削減量																			
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)											0			0	0				
エネルギー	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)										0	0				0	0	0		0
	再生可能エネルギー使用量(使用量・使用率)																			
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)											0								
	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)																			
	資源投入量における再生資源の割合																			
資源投入	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等											0				0				
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、 輸送燃料削減計画進捗率等)											0								
	水使用量・削減率・原単位削減率)	0										0								
水資源利用	その他(水源涵養林保全)																			
	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)																			
水•大気汚染	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)	0										0	0							
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)																			
	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位														0					
化学物質管理	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)																			
	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)											0								
生物多様性	森林認証(カバー率・取得件数)																			
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)	0										0								
	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)										0	0								
	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数											0								
その他	環境教育実施件数・受講率											0								
	その他(独自算定式による総合的指標、ボランティア参加数等)											0			0					
	ていたいはロガルシ(ICの・VINOロHI)日(示、ハノノ / 1 / 1 / 2 / 川 奴 寺 /											9			J					

参考図表 16 各企業の中長期的な環境目標(数値目標)の設定状況 (3/7)

環境課題	各企業の環境目標にみるKPI設定項目			ĭ,Ā-}	窯業・	土石	製品	製造	業				鉄蘇	非領	鉄金	属製品	a製i	告業					生産	用器	具製	造業		
		AQ社	AR社	AS <del>1</del> 1	AT社	AU社	AV社	AW社	AX社	AY社	AZ社	BA社	BB社	BC社	BD社	BE社	BF社		BH社	BIŻŹ	BJ社	BK社	BL社		BN社	BO社	BP社	BQ社
	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量																	0						0		0		
	#出量削減率(基準年比)																											0
	#出量原単位削減率(基準年比)																											
	輸送等によるCO2排出量・削減量																											
気候変動	"排出量削減率(基準年比)	0							0																			
	"排出量原単位削減率(基準年比)													0				0		0		0			0			
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量		0																									
	排出量削減率(基準年比)	0		0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		0			0	
	# 排出量原単位削減率(基準年比)	0		0				0	0	0				0					0		0		0	0	0	0		
	その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)					0																					Ш	
	事業エリア内での循環的利用型の物質量・水利用量・資源量																										Ш	
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)	0													0		0	0		0					0		Ш	
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量																											
資源循環・	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)																	0		0					0			
廃棄物削減	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減量・原単位・削減率)	0							0	0				0			0	0	0				0	0				
	" 廃棄物のリサイクル率・再資源化率																								0			
	" 最終処分量(処分量·削減率·処分率·埋立率)											0												0			Ш	
	その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)																											
	製品・サービス等におけるエネルギー削減量						0																					
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)																		0									
エネルギー	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)	0					0						0		0	0	0	0		0								
	再生可能エネルギー使用量(使用量・使用率)																											
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)																											
	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)																											
資源投入	資源投入量における再生資源の割合								0																			
具源权人	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等								0																			
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、 輸送燃料削減計画進捗率等)																											
AL 200 NEW 201 DEC	水使用量(水使用量・削減率・原単位削減率)	0								0								0	0		0	0						
水資源利用	その他(水源涵養林保全)																											
	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)														0													
水・大気汚染	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)	0													0		0		0					0				
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)																											
I le dille ble not date were	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位	0								0										0		0		0				
化学物質管理	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)											0						0										
	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)																											
生物多様性	森林認証(カバー率・取得件数)																											
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)																											
	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)				0													0	0							0		
	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数			0																0								
その他	環境教育実施件数・受講率																		0									
	その他(独自算定式による総合的指標、ボランティア参加数等)	0				0												0	0							0		

参考図表 17 各企業の中長期的な環境目標(数値目標)の設定状況(4/7)

																			(-							
環境課題	各企業の環境目標にみるKPI設定項目	BR社	BS社	BT社	BU社	BV社	BW社	BX社	BY社	BZ社	CA社		機械器 CD社				CH社	CI社	CJ社	CK社	CL社	CM社	CN社	CO社	CP社	CQ社
	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量							0		0														0		
	"排出量削減率(基準年比)																		0					0		
	"排出量原単位削減率(基準年比)																									
	輸送等によるCO2排出量・削減量												0													
6 A + 54	"排出量削減率(基準年比)					0	0							0												
気候変動	"排出量原単位削減率(基準年比)							0														0				0
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量		0					0		0																
	"排出量削減率(基準年比)					0	0					0	0	0	0				0	0		0		0		0
	"排出量原単位削減率(基準年比)							0				0		0								0				0
	その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)																			0						
	事業エリア内での循環的利用型の物質量・水利用量・資源量																									
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)												0							0						0
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量						0																			
資源循環・	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)																									
廃棄物削減	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減量・原単位・削減率)					0	0	0				0								0						0
ı [	" 廃棄物のリサイクル率・再資源化率					0	0			0						0										
	# 最終処分量(処分量・削減率・処分率・埋立率)							0																		
	その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)																									
	製品・サービス等におけるエネルギー削減量						0	0																		
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)											0														
エネルギー	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)					0																				
	再生可能エネルギー使用量(使用量・使用率)																							0		
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)																									
	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)							0																	Ш	
資源投入	資源投入量における再生資源の割合							0		0																
	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等																			0						0
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、 輸送燃料削減計画進捗率等)																									
水資源利用	水使用量(水使用量·削減率·原単位削減率)						0	0				0														0
	その他(水源涵養林保全)																									
	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)						0																		Ш	
水・大気汚染	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)						0					0													Ш	0
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)																									
化学物質管理	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位							0								0										0
	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)																									
	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)																								Ш	
生物多様性	森林認証(カバー率・取得件数)																								Ш	
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)																								Ш	
	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)					0		0		0		0														0
その他	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数							0				0										0				
	環境教育実施件数・受講率							0																		
	その他(独自算定式による総合的指標、ボランティア参加数等)							0											0							

参考図表 18 各企業の中長期的な環境目標(数値目標)の設定状況(5/7)

-m ++ -m n-	4 A VIII - 1000 I TO 100 A TO			j	精密机	幾械器	ま具ま	y 告 第	ŧ							輸	送用	機械	製造	業				
環境課題	各企業の環境目標にみるKPI設定項目	CR社	CS社		_	_			_	CZ社	DA社	DB社	DC社	DD社	DE社						DK社	DL社	DM社	DN社
	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量																							
	"排出量削減率(基準年比)										0										0			
	"排出量原単位削減率(基準年比)																							
	輸送等によるCO2排出量・削減量																							
生化亦動	"排出量削減率(基準年比)															0						0		
気候変動	"排出量原単位削減率(基準年比)										0					0								
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量							0	0															
	"排出量削減率(基準年比)	0	0			0		0		0	0		0			0		0				0		
	"排出量原単位削減率(基準年比)										0	0				0			0	0				
	その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)																					0		
	事業エリア内での循環的利用型の物質量・水利用量・資源量																							
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)												0											
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量								0															
資源循環·	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)															0								
廃棄物削減	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減量・原単位・削減率)										0					0		0						
	" 廃棄物のリサイクル率・再資源化率																							
	" 最終処分量(処分量・削減率・処分率・埋立率)															0								
	その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)																							
	製品・サービス等におけるエネルギー削減量										0											0		
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)												0											
エネルギー	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)															0				0				
	再生可能エネルギー使用量(使用量・使用率)																							
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)																							
	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)	0							0		0													
300 ME +D. 3	資源投入量における再生資源の割合								0		0							0						
資源投入	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等																							
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、 輸送燃料削減計画進捗率等)	0																						_
als We ME THE THE	水使用量(水使用量・削減率・原単位削減率)																			0		0		
水資源利用	その他(水源涵養林保全)																							
	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)																							
水·大気汚染	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)										0					0				0				
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)											0											$ \top $	
ル船を放放す	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位																					0		
化学物質管理	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)								0				0											
	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)								0															
生物多様性	森林認証(カバー率・取得件数)																						$\exists$	
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)																							
	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)								0							0		0		0				
	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数															0		0		0				Г
その他	環境教育実施件数·受講率																							
	その他(独自算定式による総合的指標、ボランティア参加数等)																							

参考図表 19 各企業の中長期的な環境目標(数値目標)の設定状況(6/7)

環境課題	各企業の環境目標にみるKPI設定項目	Ī	電気・	ガス(	共給	業			運軸	輸業					商社	t·小	売業			金融	触·保	険・オ	不動產	E業
PAR-SCHARES			DP社	DQ社	DR社	DS社	DT社	DU社	DV社	DW社	DX社	DY社	DZ社	EA社	EB社	EC社	ED社	EE社	EF社	EG社	EH社	EI社	EJ社	E社
	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量	0																						
	#出量削減率(基準年比)					0																		
	#出量原単位削減率(基準年比)																							
	輸送等によるCO2排出量・削減量																							
気候変動	"排出量削減率(基準年比) 																							
	<b>"</b> 排出量原単位削減率(基準年比)																							
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量																		0		0			
	排出量削減率(基準年比)			0				0		0										0	0	0		
	<b>"</b> 排出量原単位削減率(基準年比)	0			0	0			0														0	0
	その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)		0										0											
	事業エリア内での循環的利用型の物質量・水利用量・資源量																							
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)																							
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量																						Ш	
資源循環· 廃棄物削減	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)																							
廃業物削減	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減量・原単位・削減率)												0											0
	" 廃棄物のリサイクル率・再資源化率	0				0																	0	
	" 最終処分量(処分量・削減率・処分率・埋立率)				0																			
	その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)	0																						
	製品・サービス等におけるエネルギー削減量																							
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)									0														
エネルギー	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)		0	0													0						0	
	再生可能エネルギー使用量(使用量・使用率)																							
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)																							
	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)																							
資源投入	資源投入量における再生資源の割合																							
貝娜权人	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等																							
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、 輸送燃料削減計画進捗率等)																							0
* 洛语利田	水使用量(水使用量·削減率·原単位削減率)				0																			0
水資源利用	その他(水源涵養林保全)																							
	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)																							
水·大気汚染	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)	0	0																					
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)																							
化学物質管理	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位																							
化子初貝官理	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)	0		0																				
	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)																							
生物多様性	森林認証(カバー率・取得件数)																							
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)																							
	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)																			0				
7.0.11	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数																							
その他	環境教育実施件数·受講率																							
	その他(独自算定式による総合的指標、ボランティア参加数等)	0			0																			

# 参考図表 20 各企業の中長期的な環境目標(数値目標)の設定状況(7/7)

環境課題	各企業の環境目標にみるKPI設定項目	情報	通信	・サー	-ビス	オ	₹材・	家具	製造	業		印刷	削業			そ0	)他	
<b>垛块</b> 床烟	台正未の境境日保にのるNPI放足項目	EL社	EM社	EN社	EO社	EP社	EQ社	ER社	ES社	ET社	EU社	EV社	EW社	EX社	EY社	EZ社	FA社	FB社
	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量																	
	"排出量削減率(基準年比)																	
	"排出量原单位削減率(基準年比)																	
	輸送等によるCO2排出量・削減量																	
気候変動	"排出量削減率(基準年比)							0		0								
X11X X X	"排出量原単位削減率(基準年比)									0								
	事業活動に伴うCO2排出量・削減量																	
	"排出量削減率(基準年比)	0				0		0	0	0		0	0	0		0		
	"排出量原単位削減率(基準年比)						0			0	0							
	その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)						0											
	事業エリア内での循環的利用型の物質量・水利用量・資源量																	
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)	0						0				0						
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量																	
資源循環·	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)							0										
廃棄物削減	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減量・原単位・削減率)					0	0			0		0						
	" 廃棄物のリサイクル率・再資源化率						0					0						
	" 最終処分量(処分量·削減率·処分率·埋立率)	0				0							0	0				
	その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)																	
	製品・サービス等におけるエネルギー削減量																	
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)					0						0						
エネルギー	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)							0										
	再生可能エネルギー使用量(使用量・使用率)																	
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)																	
	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)	0																
資源投入	資源投入量における再生資源の割合					0												
貝娜拉入	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等					0	0					0						
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、 輸送燃料削減計画進捗率等)	0																
业次源利田	水使用量(水使用量·削減率·原単位削減率)						0											
水資源利用	その他(水源涵養林保全)																	
	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)											0						
水·大気汚染	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)											0	0					
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)						0					0						
ル学物质生物	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位					0		0		0				0				
化学物質管理	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)									0								
	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)																	
生物多様性	森林認証(カバー率・取得件数)																	
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)																	
	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)							0				0						
7.0%	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数									0								
その他	環境教育実施件数·受講率																	
	その他(独自算定式による総合的指標、ボランティア参加数等)																	

## (6) グリーン経済に関する主要国・国際機関の指標と企業の指標の違い

欧州を中心とした海外の国家や国際機関においても、環境目標のための様々な指標が開発されている。ここでは、代表的な指標についての説明を行うとともに、我が国の企業が公表している指標との比較を行った。

なお対象は国内外の 4 種類の環境指標とした。以下に各指標の策定機関・指標名と概要 を説明する。

## ・欧州環境機関(European Environment Agency)「Environmental Indicator」

EEA が EU の政策に基づき政策立案者及び市民向けに、タイムリーかつターゲットを絞った適切な信頼性の高い情報を提供する目的で策定した環境指標で、現在 12 の環境のテーマについて 200 以上の指標により構成されている。EEA はさらに 2004 年、core set of indicators(CSI)を策定し、毎年 EU 加盟各国及び EU27 か国において本指標がレビューされている。

## ·経済協力開発機構(OECD)「Green growth indicators」

OECD 諸国においてグリーン成長を促進するにあたり、グリーン成長に影響を与える要因を理解するための適切な情報を測定する必要があるという認識のもと、国際的に比較可能なデータに基づいた指標についての概念的なフレームワークを開発した。現在提案段階で、このフレームワークにおける指標の算定は行われていないが、これに基づき韓国、オランダ、ギリシャがレポートを発行している。

## ・経済協力開発機構(OECD)「Sustainable Manufacturing Toolkit」

持続可能な開発とグリーン成長への貢献を可能にするような生産工程や製品の効率改善の出発点として提供しているもので、企業が工場や施設において環境性能を計測するための指標のセットを提供している。指標はInputs (3)、Operations (8)、Products (7)の合計 18で構成され、これらの指標を計算するために計測すべきデータが用意されている。

## ·環境省「総合的環境指標」

第三次環境基本計画(2006年)において、計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、計画の実効性を確保するために、環境の状況、取組の状況等を総体的に表す総合的環境指標を導入した。その後、第四次環境基本計画策定(2012年)にあたって、総合的環境指標を体系の見直し及び重点分野における個別指標群の見直しを実施した。

これらの指標を策定した国家や国際機関は、企業に対してもその利用や公表を求めていることも多い。しかし、企業が事業活動を行ううえでこれらの膨大な指標について全て調査したり目標を設定することは困難である。そこで各企業は、これらの指標を参考に特に自社としてモニタリングし改善すべき指標を選定したうえで、環境報告書などで公表して

いる。

これらの企業の環境パフォーマンス指標と比較するため、参考図表 14~参考図表 20 で 示す国内の各企業の中長期的な環境目標指標と、上記の国家・国際機関が示す環境指標と の違いを比較した。比較結果を参考図表 21 に示す。

参考図表 21 各企業の中長期的な環境目標と国際機関による環境指標の比較

	記載する情報・指標	Environmental Indicator(EEA)	Green growth indicators(OECD)	Sustainable Manufacturing Toolkit(OECD)	総合的環境指標(第四次環 境基本計画)(環境省)
	製品・サービス等からのCO2排出量・削減量	0	0	0	
気候変動	輸送等によるCO2排出量・削減量	0			
XII大友到	事業活動に伴うCO2排出量・削減量	0	Δ	0	0
	その他(独自の算出式による総合的な指標、温室効果ガス回収率等)				
	事業エリア内での循環的利用型の物質量・水利用量・資源量			0	0
	ゼロエミッションの実施(達成事業所数・達成率)				
	製品等の廃棄に伴う環境負荷量				
資源循環・	輸送等に伴う梱包材等の廃棄量(廃棄量・原単位・削減率)	Δ			
廃棄物削減	事業活動に伴う廃棄物等の排出量(排出量・削減量・原単位・削減率)	Δ		0	0
	" 廃棄物のリサイクル率・再資源化率				
	" 最終処分量(処分量・削減率・処分率・埋立率)				0
	その他(廃棄物由来コストの削減、商品の3R設計計画進捗率等)				0
	製品・サービス等におけるエネルギー削減量	Δ		0	
	輸送等によるエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)	0			
エネルギー	事業活動に伴うエネルギー使用量(使用量・原単位削減率)	0	Δ	0	
	再生可能エネルギー使用量(使用量・使用率)	0	0	0	
	その他(熱量原単位、電力使用量削減率等)	Δ			
	資源投入量の削減率(投入量・原単位削減率・省資源率)		Δ		
observer + Dura	資源投入量における再生資源の割合	Δ		0	
資源投入	グリーン調達率、グリーン調達ガイドラインのカバー率等				
	その他(希少金属使用量、紙使用量、代替原料使用量、国産材使用量、輸送燃料削減計画進捗率等)			0	
よ次海和田	水使用量(水使用量・削減率・原単位削減率)	0	0	0	
水資源利用	その他(水源涵養林保全)				0
	水域への排出(排水量・削減率・原単位・排水濃度・汚濁負荷量)	0		0	0
水·大気汚染	大気への排出(排出量・削減率・原単位・排出濃度)	0		0	0
	その他(臭気・騒音・振動レベル・土壌汚染対策等)	0		Δ	0
化学物質管理	化学物質の排出・移動量、使用量削減率、使用量原単位	0		0	0
化子物頁官理	その他(自主管理目標、特定物質の全廃等)			Δ	
	生物多様性に配慮した活動(植樹本数、保護活動件数・支援件数等)	0			0
生物多様性	森林認証(カバー率・取得件数)				0
	その他(自社指針に基づく活動の実施率等)				0
	環境に配慮した製品等の販売(販売比率・売上高比率等)		0		
7.00/14	環境に配慮した製品等の環境性能・開発件数		0		
その他	環境教育実施件数·受講率				0
	その他(独自算定式による総合的指標、ボランティア参加数等)				0

○:同一の指標がある △:類似した指標がある

これによると、CO<sub>2</sub>排出量・削減量、事業活動におけるエネルギー使用量、再生可能エネルギー使用量、水使用量については、各国家、国際機関の指標でも取り上げられており、企業にとっても国家や国際機関にとってもモニタリング・管理すべき指標として共通認識されていることが示されている。

また、廃棄物のリサイクル、最終処分など資源環境・廃棄物削減に関連する指標については、日本の「総合的環境指標」とは合致する指標が多いが、EU の各機関の指標においてはあまり取り上げられていない。EU は廃棄物指令(2008/98/EC)をはじめ様々な廃棄物に関する規制や各国による取組が行われているが、その進捗は各国により大きく異なっており、そのような状況が共通指標として資源環境・廃棄物削減を扱うことを困難にしている

可能性がある。

さらに生物多様性に関連する指標については、国内企業が目標としているほとんどの指標はEUの各機関では扱われていないが、各機関の指標のリストをみるとこれとは別の生物多様性に関する多くの指標が示されている。このことから、この分野については、どのような指標があるか、或いはどの指標が重要か、について国家間或いは国家と企業の間で共通の認識が無い可能性がある。この分野については、生物多様性を保持するためにそもそもどのような指標が存在するのかを精査し、さらにどの指標が重要であるのかを調査する必要があることが示唆されている。

本来であれば、国家や国際機関が重要とする環境指標と企業が重要とする環境指標が一致し、企業の事業活動において行われる環境配慮活動が国家の環境行政の方向性と一致することが望ましい。従って国家や国際機関は、これらの環境指標の策定とともに、どの指標が重要か、どの程度達成すれば良いか、指標に基づき企業が守るべき規制やもたらされるインセンティブは何か、という点についてできる限り明白にするとともに、それを企業にできる限り具体的に示すことが重要であるものと思われる。

## 参考資料 5. 環境報告(要約版)フォーマット(案)と協力企業

● 環境報告(要約版)フォーマット(案)

## 平成\*\*年\*\*月期 環境報告(要約版)

Ⅲ. 重要な環境課題や戦略に関する事項

会社名:00

経営責任者名:〇〇

作成日:〇〇

該当するものを■に

してください

問合せ先:〇〇

会社 URL 又は住所: OO

当社の平成\*\*年\*\*月期における主な環境配慮の状況は、以下のとおりです。

### I. 基本的事項

対象組織の範囲(注1)	□連結	□単体及び主要な子	□単体			
		会社				
捕捉率(注2)		(%)	(%)			
範囲の変更の有無	□あり	ロなし				
対象期間 <sup>(注3)</sup>	平成**年**月**日~平	成**年**月**日				
期間の変更の有無	□あり	ロなし				
(注1)主要な子会社名及	び範囲の方針( )					
(注2)捕捉率の算定基準	( )					
(注3)財務期間との差異	( )					
			目標・取組の明言(コ			
Ⅱ. 経営責任者の緒	言や方針に関する事	項	ミットメント)等			
1. 経営責任者の緒言			7			
2. 環境配慮の方針	2. 環境配慮の方針					

107

1.	重要な環境課題

□気候変動	□資源循環	□生物多様性	口廃棄物削減	□水・大気汚染		
□エネルギー	□水資源利用	□天然資源投入	□化学物質管理	□その他 <sup>(注4)</sup>		
<sup>(注 4)</sup> その他の内容 ( )						
2. 背景情報				重要な課題に関する	背景情	
(1)収益獲得機会	に関する背景情報			段 ————————————————————————————————————		
(2)ビジネスリスク	に関する背景情報					
			<u> </u>	重要な課題に対する	中長期	
3. ビジョン及び戦!	略		t	ごジョンと戦略		
				2	,	

## Ⅳ. 重要な環境課題に関する当年度の対応状況

重要な環境課題								
当年度における計			24.17	7	Г	22/ /1		N / L
画及び取組状況			単位			単位 7 <i>(</i>		単位
環境負荷量(総量)	計画		$\sqrt{}$	実績		$V \cap$	口第三	中期目標(注5)
		(	)		(	)	者審査	( )
環境負荷量(原単	計画			実績			□第三	中期目標(注5)
位)		(	)		(	)	者審査	( )
財務影響等								
結果の分析・評価								
及び次年度におけ								
る取組								

<sup>(注5)</sup>中期目標の年度 ( )

※上記フォームを繰り返し使用。

## V. 組織体制及びガバナンスの状況

1. 環境経営の組織体制等

最高責任者、委員会等の役 割、委員会の構成人員など

2. 環境に関する規制等への遵守状況	違反の有無及びその対策	策
<b>VI. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況</b> 1. グリーン調達の取組状況	CSR 調達を含む。要認 容、実施割合など	求内
2. 製品・商品・サービス等による環境負荷低減	新規に開発した環境配製品等の概要など	慮型

## Ⅲ. その他の事項

(以下については、環境報告書等を参照することも可能です。ただし、環境報告を作成していない場合や当年度に新たな事象の発生や変更があった場合には、該当する事項を記載して下さい。)

1. 組織体制及びガバナンスの状況 (1)環境監査及び環境教育 (2)災害事故等への対応状況	実施概要等 推定される災害の程度と その対応状況
2. ステークホルダーへの対応状況	要請・期待の内容とそれらへの対応状況
3. 社会的取組の状況	紛争鉱物、人権、労働等への対応が記載されている参照 URL 等
4. 後発事象	決算日後の事象の有無 及び概要

#### 【補足情報】

(以下において、記載をしない項目は削除してください。斜体文字は記載例です。)

### (環境負荷量の時系列一覧)

主要なパフォーマンス指標(KPI) 及び KPI と関連する環境負荷量 の直近3年分

KPI 等	〇年度	〇年度	〇年度	<u>備老</u>
温室効果ガス排出量	( )	( )	( )	*1
(総量)				
温室効果ガス排出量	( )	( )	( )	* 2
(原単位)				
	( )	( )	( )	*3

(数値情報に関する補足情報)

- \*1 算定方法(算定式、係数等)
- \*2 算定方法(算定式、係数等)
- \*3 ライフサイクルにおける活動別環境負荷量

活動区分	温室効果ガス排出量
原料調達	
生産	
使用	

上記に関わる算定方法(算定式、係数等)、報告セグメント別の環境負荷量、ライフサイクルにおける活動別環境負荷量など

法令により国に報告した環境負荷量のうち、重要な課題に関す

るものなど

(法令等により国に報告した環境負荷量)

会社名	温室効果ガス排出量	備考
A社		* 1
B社		

※算定基準(算定式、係数等)が「数値情報に関する補足情報」と相違する場合 (その内容)

- \*1 根拠法令等(温対法)
- \*2 算定方法(算定式、係数等)

(組織体制等)

図

組織体制等の全体像や他の組織体制との関係が分かる図

(環境配慮製品の研究開発等)

図等

環境配慮型製品の研究開発等 の具体的なイメージ

(環境報告書の関連ページー覧表)

環境報告書等の有無	□あり	口予定あり <sup>注 4</sup>	□なし
-----------	-----	----------------------	-----

# (注4)環境報告書等の策定予定年月 ( 年 月)

## 環境報告書等の名称( 、URL)

環境報告(要約版)の記載項目	該当
	ページ
I. 基本的事項	
Ⅱ. 経営責任者の緒言や方針に関する事項	
1. 経営責任者の緒言	
2. 環境配慮の方針	
Ⅲ. 重要な環境課題や戦略に関する事項	
1. 重要な環境課題	
2. 背景情報	
3. ビジョン及び戦略	
Ⅳ. 重要な環境課題に関する当年度の対応状	
況	
1. 重要な環境課題( 気候変動)	
2. 重要な環境課題( )	
3. 重要な環境課題( )	

環境報告(要約版)の記載項目	該当
	ページ
V. 組織体制及びガバナンスの状況	
1. 環境経営の組織体制等	
2. 環境に関する規制等への遵守状況	
Ⅵ. バリューチェーンにおける環境配慮等	
の取組状況	
1. グリーン調達の取組状況	
2. 製品・商品・サービス等による環境負	
荷低減	
Ⅷ. その他の事項	
1. 組織体制及びガバナンスの状況	
(1)環境監査及び環境教育	
(2)災害事故等への対応状況	
2. ステークホルダーへの対応状況	
4. 後発事象	

## ● 環境報告(要約版)(フォーマット案) 記載要領

#### 〇 表題等

記載事項	記載上の留意事項	備考
作成日	この環境報告(要約版)を作成した日付を記載してください。	P47
問合せ先	担当部署及び担当部署の責任者名を記載してください。	
会社URL又は住	貴社のホームページのURLを記載してください。なお、URLがない場合に	
所	は、住所をご記入ください。	

備考・・・環境報告ガイドライン 2012 年版における関連事項の開始ページです。適宜ご参照ください。 (以下、同じ)

#### 〇共通する留意事項

- 1. 記述情報の他に、関連する図や表を貼り付けることも可能です。ただし、環境報告書のページ全体をそのまま添付することはできません。なお、ファイル容量は5MB 未満としてください。
- 2. 記載された情報を、利用者が加工して分析等に利用することを想定しています。そのため、重要な情報について、コピー不可となる形式での保存は避けるようにしてください。
- 3. フォーマットに記載された項目名称を、修正しないようにしてください。
- 4. 環境報告(要約版)であるため、重要な情報をできるだけ簡潔に記載するよう努めてください。(目安は 15 頁程度です。全体として 20 頁を超えないように作成してください。)
- 5. 記載事項で記載する事項がない場合には、「一」を記載してください。
- 6. この環境報告(要約版)の詳細情報として、各記載項目に関する環境報告書(CSR 報告書等を含む)の該当ページを記載したい場合には、巻末の【補足情報】に「環境報告書の関連ページー覧表」にて記載してください。(社会的取組の状況を除く)

## ○フォーマットへの記載に関する事項

#### I 基本的事項

記載事項	記載上の留意事項	備考
対象組織の範囲	環境報告の対象とした組織の範囲(対象範囲)について、該当する口を■	P43
	にしてください。なお、対象範囲が【単体及び主要な子会社】、【単体】の場	
	合には、【主要な子会社名及び範囲の方針】を欄の下に注記してくださ	
	lν₀	
捕捉率	対象範囲が【単体及び主要な子会社】、【単体】の場合に、報告対象組織	
	の事業全体(連結)に占める環境負荷等の割合(「捕捉率」)を記載してく	

	ださい。ただし、報告対象組織に係わる経営指標等(売上高など)で捕捉	
	率を計算して開示することもできます。なお、【捕捉率の算定基準】を欄の	
	下に注記してください。	
範囲の変更の有	対象範囲の変更の有無について、該当する□を■にしてください。	
無		
対象期間	対象期間について、記載してください。なお、財務期間との相違がある場	
	合には、【財務期間との差異】の内容を欄の下に注記してください。	
期間の変更の有	期間の変更の有無について、該当する□を■にしてください。	
無		

## Ⅱ. 経営責任者の緒言や方針に関する事項

記載事項	記載上の留意事項	備考
経営責任者の緒	経営責任者による環境取組や目標への考え方(コミットメント)について、	P49
言	その概要を記載してください。	
環境配慮の方針	環境配慮の取組を行うにあたって制定した環境配慮の方針について、そ	P61
	の概要を記載してください。	

## Ⅲ. 重要な環境課題や戦略に関する事項

記載事項	記載上の留意事項	備考
重要な環境課題	個別の環境課題のうち、経営上、重要な課題に該当するものについて、該	P62
	当する□を■にしてください。なお、【その他】がある場合には、その内容を	
	欄の下に注記してください。	
背景情報	重要な課題として特定した際に勘案した背景を、収益獲得機会とビジネス	
(1) 収益獲得機	リスクに区分して記載してください。なお、重要な課題の特定の際には、以	
会に関する	下の事項を総合的に勘案する必要があると考えられるため、勘案した内	
背景情報	容が分かるように記載することが望まれます。	
(2)ビジネスリス	✓ 財務的影響(収益獲得機会とリスク)及びその想定期間	
クに関する	✓ 法規制等による影響及び政策と方向性	
背景情報	✓ 同業種における共有課題や同業他社の対応状況	
	✓ ステークホルダーからの要請や社会的な関心	
	✓ 自然災害・事故などによる物理的影響	
ビジョン及び戦	重要な環境課題を踏まえて策定されたビジョンや戦略について、その概要	
略	を記載してください。	

※重要な環境課題は、3~5件程度を想定しています。

※気候変動(温室効果ガス)に関しては、業種共通の重要な環境課題と考えられますので、原則として 重要な環境課題として記載してください。

### Ⅳ. 重要な環境課題に関する当年度の対応状況

記載事項	記載上の留意事項	備考
重要な環境課題	「Ⅲ. 重要な環境課題」にて明記した課題から、該当する課題を記載してく	1
	ださい。	
当年度における	重要な環境課題への報告対象期間(当年度)における計画及び取組状況	P54
計画及び取組状	について、その概要を記載してください。	
況		
環境負荷量(総	重要な環境課題に関連する環境負荷量(総量)について、以下を記載して	
量)	ください。	
計画	当年度の計画値について、記載してください。なお、環境負荷量(総量)に	
	関する指標(削減割合など)を記載することも可能です。	
実績	当年度の計画に対応する実績値について、記載してください。	
第三者審査	実績値について、第三者審査を受けている場合には、□を■にしてくださ	
	ιν <sub>°</sub>	
中期目標	中期的な目標値について、記載してください。なお、中期目標について、そ	
	の目標年度を欄の下に注記してください。	
環境負荷量(原	重要な環境課題に関連する環境負荷量(原単位)について、以下を記載し	
単位)	てください。	
計画	当年度の計画値について、記載してください。なお、環境負荷量(原単位)	
	に関する指標(削減割合など)を記載することも可能です。	
実績	当年度の計画に対応する実績値について、記載してください。	
第三者審査	実績値について、第三者審査を受けている場合には、□を■にしてくださ	
	ιν <sub>°</sub>	
中期目標	中期的な目標値について、記載してください。なお、中期目標について、そ	
	の目標年度を欄の下に注記してください。	
財務影響等	重要な環境課題に関連する財務影響について、具体的な財務数値(計画	
	又は実績)や将来見込み(チャンスやリスク)等の説明を用いて、その概要	
	を記載してください。	
結果の分析・評	当年度における結果の分析・評価の概要や次年度における主な取組の概	
価及び次年度に	要について、記載してください。	
おける取組		

<sup>※</sup>重要な環境課題は、3~5件程度を想定しています。適宜、枠を追加して記載してください。

※環境負荷量は、主要なパフォーマンス指標(KPI)及び KPI と関連する環境負荷量を記載してください。 なお、後述の【補足情報】においても、KPI 及び KPI と関連する環境負荷量(総量)の直近3年分を「環境負荷量の時系列一覧」に記載するようにしてください。

※温室効果ガスに関する環境負荷量は、基本的に総量を記載するとともに、必要に応じて原単位情報 も記載してください。

※環境負荷量の()内には、単位を記載してください。

※算定方法(算定式、係数等)、報告セグメント別の環境負荷量などは【補足情報】に記載してください。

#### V. 組織体制及びガバナンスの状況

記載事項	記載上の留意事項	備考
環境経営の組織	環境経営の組織体制・ガバナンスについて、最高責任者、委員会等の役	P64
体制等	割、委員会の構成人員(外部・女性比率など)、役員報酬との関連、環境	
	マネジメントシステムの構築など、その概要を記載してください。なお、組	
	織体制等の全体像や他の組織体制との関係を、【補足情報】にて図示して	
	ください。	
環境に関する規	環境に関する規制等の遵守状況について、違反の有無及びその対策な	P68
制等への遵守状	どの概要を記載してください。	
況		

※役員報酬との関連は、環境配慮の取組が役員報酬にどのように関連するか等について記載してください。

#### VI. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況

記載事項	記載上の留意事項	備考
グリーン調達の	グリーン調達やCSR調達等について、重要な課題に関連する要求内容や	P75
取組状況	実施割合などの概要を記載してください。	
製品・商品・サー	新規に開発した環境配慮型製品等について、その概要を記載してくださ	P76
ビス等による環	い。なお、後述の【補足情報】に、ライフサイクルにおける活動別の環境負	
境負荷低減	荷量や各製品等の具体的内容を記載・図示することもできます。	

#### Ⅲ. その他の事項

(以下については、環境報告書等を参照することも可能です。ただし、環境報告を作成していない場合 や当年度に新たな事象の発生や変更があった場合には、該当する事項を記載して下さい。)

記載事項	記載上の留意事項	備考
組織体制及びガ	「V. 組織体制及びガバナンスの状況」の記載していない、下記事項につ	P64
バナンスの状況	いて、記載してください。	
(1)環境監査及	(1)環境監査及び環境教育について、その実施概要を記載してください。	
び環境教育	(2)災害事故等への対応状況について、推定される災害の程度とその対	
(2)災害事故等	応状況などを記載してください。	
への対応状		
況		
ステークホルダ	各ステークホルダーからの要請・期待の内容とそれらへの対応状況(経営	P70
一への対応状況	へのフィードバックなど)について、その概要を記載してください。	
社会的取組の	紛争鉱物、人権、労働等への対応について、記載されている箇所(参照	P118
状況	URL)を記載してください。なお、HPでの開示がない場合には、その概要を	
	簡潔に記載してください。	
後発事象	報告対象期間の終了後に発生した事象(後発事象)で、環境経営に重要な	P121
	影響を及ぼす事象について、該当の有無、該当がある場合にはその概要	
	について記載してください。	

### 【補足情報】

記載事項	記載上の留意事項	備考
環境負荷量の時	利用者が経営における環境配慮の取組を理解するために、主要なパフォ	P52
系列一覧	ーマンス指標(KPI)及びKPIと関連する環境負荷量の直近3年分を記載し	
(必須)	てください。	

※KPIについては、原則として備考に KPI と明記してください。

※算定方法などの数値情報に関する補足情報は、備考に\*(番号)を付し、関連付けて【数値情報に関する補足情報】に記載してください。

※環境負荷量の()内には、単位を記載してください。

記載事項	記載上の留意事項	備考
数値情報に関す	上記に関わる算定方法(算定式、係数等)、報告セグメント別の環境負荷	P57
る補足情報	量、ライフサイクルにおける活動別環境負荷量などの補足情報を記載して	
(必須)	ください。	

記載事項	記載上の留意事項	備考
組織体制等	組織体制等の全体像や他の組織体制との関係が分かる図を記載してくだ	P64
(必須)	さい。	

記載事項	記載上の留意事項	備考
法令等により国	法令により国に報告した環境負荷量のうち、重要な課題に関するもので特	P85
に報告した環境	に記載が必要と判断される情報を記載してください。なお、算定基準(算定	
負荷量	式、係数等)が「数値情報に関する補足情報」と相違する場合には、その	
(任意)	内容を欄の下に注記してください。	

※温室効果ガス算定・報告・公表制度にて報告した温室効果ガス排出量については、基本的に記載してください。

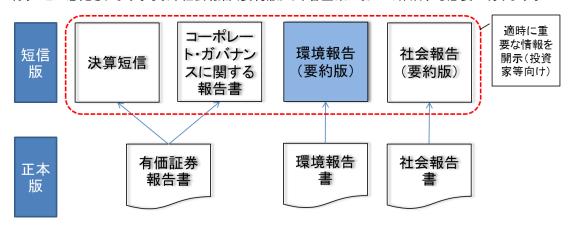
記載事項	記載上の留意事項	備考
環境配慮製品の	新規に開発した環境配慮型製品等の概要、取引先との協働取組などを記	P78
研究開発等 <i>(任</i>	載してください。	
意)		

記載事項	記載上の留意事項	備考
環境報告書等の	当該年度の環境報告書等の作成の有無について、該当する□を■にして	1
有無(必須)	ください。なお、環境報告書等にはCSR報告書など含まれます。	
環境報告URL	貴社のホームページにある環境報告(CSR報告書等を含む)のURLを記	1
(必須)	載してください。なお、URLがない場合は、記載は不要です。	
環境報告書の関	環境報告(要約版)の詳細情報として、各記載項目に関する環境報告書	
連ページー覧表	(CSR 報告書等を含む)の該当ページを記載する場合には、環境報告書	
(任意)	の関連するページー覧表等を記載してください。	

#### (参考)

#### 利用イメージ

\* 例えば、上場会社であれば、以下のように環境報告(要約版)フォーマットを利用し、企業のIRを行うことが想定されます。なお、社会報告(要約版)は、各企業において作成する必要があります。

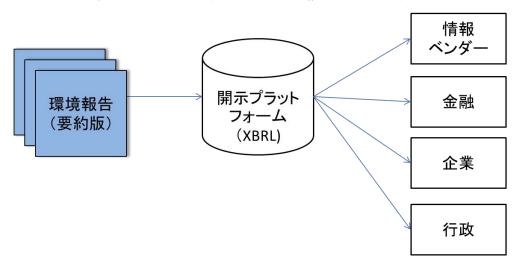


#### ☆環境報告(要約版)を多くの企業が作成することにより、以下のようなメリットが期待されます。

- 投資家・金融機関等による情報利用がなされ、環境側面の評価が促される。
- グリーン調達などの企業間取引にも、情報利用が促される。
- 環境報告書を作成していない事業者も、環境報告の導入に踏み切りやすい。
- フォーマットの利用により、定性及び定量情報が関連付けられた開示が行われる。
- 共通の開示プラットフォームができることで、複数相手への質問対応が軽減できる。
- ICTの活用により、情報の質及び情報の利便性の向上される。
- 企業の環境報告に関する課題(後述)が、一部解決される。

#### 環境報告(要約版)の将来像(イメージ)

多くの企業が環境報告(要約版)により開示プラットフォームに情報提供しており、様々な経済主体が目的に応じて環境情報を利用できる環境が整備されている。その結果、環境経営を積極的に行う企業が便益を享受できるグリーン経済システムが構築されている。



### ● 環境報告(要約版)の試行的作成に関する協力企業の募集について

平成25年1月8日に「環境報告(要約版)の試行的作成に関する協力企業の募集について」 を公表し、協力企業を募集した。協力した頂いた企業名は以下のとおりである。

協力企業名(あいうえお順 合計 20 社)

味の素株式会社
イオン株式会社

NEC アクセステクニカ株式会社 川崎汽船株式会社 京阪電気鉄道株式会社 サラヤ株式会社

三洋化成工業株式会社 スズトクホールディングス株式会社

住友電気工業株式会社 全日本空輸株式会社 大和ハウス工業株式会社 株式会社竹中工務店

東京応化工業株式会社 株式会社東芝

東邦ホールディングス株式会社 日本興亜損害保険株式会社

日本合成化学工業株式会社 富士重工業株式会社 富士通株式会社 ライオン株式会社

なお、協力企業へのアンケート結果をまとめると以下の通りである。

### 評価できる点

- 報告する内容を整理する事ができ過不足に気づきやすく、他社との比較が容易となる。
- ・ 重要な環境課題や戦略に関する事項においては、各企業の環境と事業戦略との関係性 を比較する上で有効である。
- · 要求され数値が代表的なものに絞られているため、記載し易かった。
- ・ 参加企業が増加する事で、環境マネジメントについて同一業態業種などでの比較が容易となる。
- 投資家や金融機関等、特定の利用者が活用しやすいフォーマットである。
- ・アピールしたい点を重点的に記載できる。
- ・ 吹き出し等で記載内容の解説があり、分かりやすい。

#### フォーマットへの記載について困った点

- ・ 重要な環境課題のすべてをこのフォーマット案にはめ込む事は難しく、可能なものみ を記載した結果、活動の一部しか評価されないという危惧がある。
- ・ 自社のサステナビリティ報告書と要約版との整理方法が一致しておらず、要約版作成 のための作業が発生する。
- · 環境報告書とターゲットとする読者が違うため、内容に差分が発生すると伴に作業も 発生する。

#### その他(要望等)

- ・ 環境指標自体が多様であり、各社が自社の現状にあわせて工夫した報告書から読み取らなければ正確な内容の把握は困難である。
- ・ 企業・業種によって集計方法の異なる環境データを一律のフォーマットにして単純比較されても困る。
- ・ 民間個社情報であるので、開示情報の利用方法に付いてはルール化が必要。
- ・ 詳細情報はWEBで公開されていることが多いため、それに誘導し易くして欲しい。
- ・記載事例があった方が、分かりやすい。

報告書の対象となる連結企業は大変多いため、全社からデータをとるのは困難である。

## ● 環境情報開示に係る委員及び有識者のコメント

環境報告(要約版)フォーマットの設計にあたっては、検討委員会の委員、有識者、評価機関、金融機関、認証機関、投資会社等へのご意見を伺い、フォーマット(案)として作成した。以下に代表的なご意見をまとめる。

- 1. 検討委員会委員からの意見
- ・ 財務報告のマターでもある。実体としては、一番ニーズが高いので、日本の国益に適 うと思われる。
- ・ 中小企業には環境情報開示が広まっていない。環境情報開示を通じて、企業の環境配 慮の姿勢を促進することも目的。
- ・ 中小企業には難しい。開示企業を増やすことと、情報の質を高めることと切り分けて 考えるべき。
- ・ 山の高さを上げつつ、下も上げることが必要。山の上の方の企業は、様々な財務上の 記載を行い、投資家向けに作成してもらいたい。
- 非常に良くできている。欠けているのは、経営者のコミット、企業戦略と環境目標との関係。
- 投資家が読み手であれば、投資家が必要とするエッセンスとなっていることが必要。
- 投資家サイドのニーズとしては、事業別リスクの有無もみたい。
- ・ 投資家には役立つかもしれないが、内容を面白くするためには、環境報告書に記載する内容を決めない方が良い。

#### 2. ヒアリングした有識者等からの意見

<ヒアリング先>

日本政策投資銀行 環境·CSR 部 課長 大井 孝光 様、副調査役 野澤 昌史 様

大和総研 調査本部 主席研究員 河口真理子 様

調査本部 主任研究員 小黒由貴子 様

ラッセル・インヘ、ストメント 代表執行役員 兼 副会長 加藤 正純 様

ポートフォリオ・マネージャー 箱崎 真紀子 様

グッドバンカー 代表取締役社長 筑紫みずえ 様

執行役員 調査部長 是枝 満久 様

顧問 福島 哲郎 様

SRI アナリスト 葎嶋 真理 様

#### 既存の開示プラットフォームの利用

- ・ ただIT化し集めるだけなのであれば有用でない。誰も使わない。
- · 投資家が利用する既存のプラットフォームに追加してもらう形が有効。

### <u>重要な開示項目に関する簡易フォーマットによる開示</u>

- ・ 何を目的に、誰向けに、どこに載せるのか、明白にすべき。
- 背景情報などに経営者の指針が見えれば投資情報としては有用。
- ・ フォーマットの評価手法も開発すべき。
- ・ 企業にとっては開示のインセンティブが必要。競合に有利になってしまうような情報 の開示については留意が必要。
- ・ なくてもいいような項目は不要。例えば KPI を 3 つ選択してもらい、その業務との関連、取組、メリット、方向と過去数年の推移を示してもらえばいい。
- ・ 重要なのはリスクと成長性にかかるところ。ただし成長性にかかるところは記入が難 しい。
- ・ 中小企業にはより詳しい項目を聞いたほうが親切。また海外子会社など連結先の情報 も取得する必要があり。
- 企業にとっては簡単なフォーマットでも情報収集に相応の負担がかかることに留意。
- ・ 製造業はデータを持っているが、サービス業はデータをあまり収集していない傾向に 注意。

# 参考資料 6. 利用したアンケート等の調査概要

環境省委託 環境金融の取り組みに関するアンケート	
調査対象 (調査票送付対象)	金融庁のホームページに記載されている預金取り扱い等金融機関の 環境・CSR 担当部署(ただし系統銀行、外国銀行などは除く)
調査標本数(有 効回答数)	回答数:309社(発送600社、回収率51.5%)
調査期間	平成 21 年 12 月 5 日~12 月 28 日

環境省 平成2	2年度「環境にやさしい企業行動調査」
調査対象 (調査票送付対象)	①東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業2,384 社 ②従業員500 人以上の非上場企業及び事業所4,293 社 合計:6,677 社
調査標本数(有効回答数)	①上場企業 : 1,034 社 {回収率: 43.4%、(21 年度 47.3%)} ②非上場企業: 1,889 社 {回収率: 44.0%、(21 年度 44.2%)} 合計: 2,923 社 {回収率: 43.8%、(21 年度 45.3%)}
調査期間	平成 23 年 9 月 15 日 (木) ~10 月 31 日 (月)

環境省 環境経営等に関する意識調査		
調査対象 (調査票送付対象)	①一般企業:日経 500 種銘柄(2011.10 時点)より金融除く 447 社 ②金融機関等:全国銀行協会会員行(準会員は外資系除く) 124 行、 証券会社 50 社、保険業監査法人・税理士法人(大手のみ)等の計 207 社	
調査標本数(有効回答数)	①一般企業: 221 社(有効回収率 49.4%) ②金融機関等: 48 社(有効回収率 23.1%)	
調査期間	平成 23 年 10 月 14 日 (金) ~11 月 25 日 (金)	

環境省 グリーンマーケットプラス研究会消費者アンケート調査		
調査内容	市場の更なるグリーン化に向けた今後の施策の強化・充実の方向性 (案)として掲げる次の4つの項目について、消費者の意識や現状の 取組実態、施策の受容度などを調査し、その妥当性を検証することを 目的とする。1次調査・2次調査(1次調査回答者から絞り込み)を行った。	
調査対象 (調査票送付対象)	全国の20歳以上70歳未満の男女。	
調査標本数(有効回答数)	1 次調査: 有効回答 20,574 サンプル/2 次調査: 1 次調査の有効回答から 6,226 サンプル	
調査期間	1 次調査: 平成 23 年 5 月 27 日 (金) ~30 日 (月) /2 次調査: 平成 23 年 6 月 24 日 (金) ~27 日 (月)	

(社)日本経済団	体連合会 CSR(企業の社会的責任)に関するアンケート調査
調査対象 (調査票送付対象)	日本経団連企業会員 1,297 社
調査標本数(有 効回答数)	回答数:437 社(回答率:33.7%)
調査期間	平成 21 年 5 月~7 月

年金シニアプラン総合研究機構 一般国民に対する ESG 投資に関するアンケート結果 について	
調査内容	年金に関係する様々な関係者の意向として、年金基金にとって最も重要な関係者 (ステークホルダー) である加入者 (日本は国民皆年金) にあることから、 20 歳~59 歳の一般国民) の意向を調査した。
調査対象 (調査票送付対象)	国民皆年金の下で年金加入年齢にある 20 歳から 59 歳までの国民を 対象
調査標本数(有 効回答数)	4,678(うち男性 2,370、女性 2,308)
調査期間	平成 24 年 3 月

(社)西日本プラスケート調査	(社)西日本プラスチック製品工業協会 環境に配慮した経営と情報発信に関するアンケート調査	
調査対象 (調査票送付対象)	(社)西日本プラスチック製品工業協会会員	
調査標本数(有効回答数)	回答数:130 社	
調査期間	2010年11月	

環境経営学会、カーボンマネジメント推進委員会 21 世紀金融行動原則の署名機関中 小企業の環境経営促進に関するアンケート調査	
調査対象(調査票送付対象)	21 世紀金融行動原則の全署名 183 機関(発送当時)
調査標本数(有効回答数)	郵送発送、メール・ファックス回収 64 機関(回収率 35%)
調査期間	平成 24 年 11 月

NTT グループ/環境 goo 環境・社会報告書読者アンケート	
調査内容	一般消費者に対する環境・社会報告書に関する読者の意識調査
調査対象 (調査票送付対象)	環境 goo 登録会員及び goo リサーチモニター
調査標本数(有効回答数)	41,519 人(環境 goo 会員 7,423 人、g o o リサーチモニター 34,096 人)
調査期間	平成 24 年 10 月 17 日~10 月 31 日

徴日本証券アナリスト協会/企業価値分析における ESG 要因	
調査内容	日本証券アナリスト協会の検定会員を対象とした ESG 要因に関するアンケート、実際の ESG スコアと企業業績との関連性分析、及び CSP情報を用いる場合の課題、改善方法及び証券アナリストがサステナブルな企業価値を分析していくための課題と対策について議論。本調査では「企業価値分析における ESG 要因の認知度アンケート」を実施。
調査対象 (調査票送付対象)	日本証券アナリスト協会検定会員のうちメールアドレス登録済の検定 会員
調査標本数(有 効回答数)	回答数:599名(企業評価を業務とする人は236人/39.4%)
調査期間	平成 21 年 10 月 28 日~平成 21 年 11 月 9 日